### 令和7年度4月入園のてびき 新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)



申請をご希望の方は、てびき記載事項をよくご確認ください!

2次募集 │ 令和7年 1月30日(木) ~ 令和7年 2月 7日(金)

### 申請対象者

#### 次の要件を全て満たす児童

① 令和7年4月1日時点で新潟市に居住(住民登録)していること

② 令和7年4月より父母のいずれもが保育必要事由(てびき5ページ)に該当すること

③ 次のいずれかに該当すること

申請対象者 A: 令和7年4月1日付で新規入園を希望する児童

申請対象者 B: 保育施設に在籍している児童で、令和7年4月1日付で転園を希望する児童

申請対象者 C:認定こども園に在籍している児童で、令和7年4月1日付で現在在籍している

認定こども園内において1号認定から2号認定に変更を希望する児童

### 申請に必要な書類

(→ てびき7ページへ)

#### 申請対象者A

- ① 入園申請確認票
- ② 入園申請書
- ③ こどもの状況票
- ④ マイナンバー記載用紙 +代表保護者の番号確認資料
- ⑤ 父母の保育必要事由確認書類
- ⑥ 世帯状況に応じて提出する書類

#### 申請対象者 B • C

- ① 入園申請確認票
- ② 入園申請書
- ③ こどもの状況票
- ④ 申請対象者 B: 転園届
  - 申請対象者 C:認定区分変更届
- ⑤ 父母の保育必要事由確認書類
- ⑥ 世帯状況に応じて提出する書類

#### 申請書類提出先

**(→ てびき7ページへ)** 

1次募集

申請対象者 A (認可保育施設に在籍していない児童): 第1希望の保育施設

申請対象者 B • C (認可保育施設に在籍している児童):申請時点で在籍する保育施設

2次募集 全ての方:第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課

#### 利用調整(選考)結果通知時期

※事務作業の進捗状況により、変更となる場合があります。 その場合は、ホームページ等でお知らせします。

1次募集

令和7年1月27日(月)発送予定

2次募集

令和7年2月28日(金)発送予定

結果は通知作成時点の住民票の住所へ郵送します。(通知作成時点で新潟市外に居住している方へは、申請時点の住所へ郵送します。)結果通知時期に住所の異動を予定されている方は、郵便局へ転送届の手続をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。

#### 申請書類提出先へ直接持参できない場合は・・・

やむを得ない事情により提出先への申請が難しい場合に限り、郵送での受付も行います。

- ◆郵送における注意事項◆
- ① 申請受付期間最終日消印有効。
- ② <u>必ず簡易書留や特定記録郵便等の追跡可能な郵便をご利用ください。</u> (普通郵便での申請は原則受付できません。)
- ③ 郵便事故等の責任は本市で一切負いません。
- ④ 申請書類を受付した旨の通知や書類返却は行いません。また、郵送による申請書類の受付有無の問い合わせについても原則回答いたしません。
- ⑤ 申請書類に不足がある場合は、原則受付を行いません。
- ⑥ 申請書類に不備がある場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があります。申請書類の記入内容に漏れがないことや必要書類が添付されていることを確認した上で郵送してください。
- ⑦ 郵送申請の場合、入園のてびきに同封されている提出用封筒は使用しないでください。

郵 送 先:北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第1希望の場合

⇒ 新潟市こども未来部幼保運営課(事務センター)

秋葉区・南区・西区内の保育施設が第1希望の場合

⇒ 第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課

(住所等詳細はてびき裏表紙に記載)

#### 保育施設での受付における注意事項

- ① 訪問前には、検温を行い、発熱などの症状がある場合は、訪問を控えてください。
- ② 施設への訪問時間帯は原則午前8時30分から午後5時とします。 対応できる職員が限られるため、上記時間外となる場合は、あらかじめ施設へ連絡したうえで 訪問してください。

多くの方が同時に集まることを避けるため、在園児の送迎時間帯を避けた訪問を推奨します。 推奨する訪問時間帯:午前9時30分から午前11時30分、午後1時から午後3時

- ③ 施設見学は、各施設に直接お問い合わせください。
- ※ 書類を受け取った施設と提出する施設が異なっても構いません。
- ※ 申請書類の様式等は、新潟市ホームページからの印刷も可能です。 新潟市ホームページで「令和7年4月入園」と検索してください。

# 目 次

(1)令和7年度4月入園の概要		表紙~表紙(裏)
(2) 申請時の注意事項		2~3
(3)入園手続きの前に		4
◇教育・保育給付認定にご	ついて	
◇新潟市内の認可教育・6	呆育施設の種類	
(4)保育必要事由一覧表		5
(5)入園手続きの流れ		6
(6)提出書類•提出先		7~21
(7)入園児童の選考方法		22~25
◇利用調整の手順		
◇きょうだい同時申込(□	申請の状況)について	
(8)利用調整指数表		26~29
(9) 保育料など		30~31
(10)よくあるご質問		32~33
(11)市立保育園の配置計画		34~35
(12) 令和7年度 新潟市認可	保育施設一覧	36~45
(13)入園申請様式集		46~88
(14)新潟市保育関係ホームペ	<b>ージ</b>	89

### 令和7年度4月入園 年齡早見表

クラス 年齢			生	年月	8		
O歳児	令和 6 年	(2024年)	4月2日	~			
1 歳児	令和 5 年	(2023年)	4月2日	~	令和 6 年	(2024年)	4月1日
2 歳児	令和 4 年	(2022年)	4月2日	~	令和 5 年	(2023年)	4月1日
3 歳児	令和 3 年	(2021年)	4月2日	~	令和 4 年	(2022年)	4月1日
4 歳児	令和2年	(2020年)	4月2日	~	令和 3 年	(2021年)	4月1日
5 歳児	平成 31 年	(2019年)	4月2日	~	令和 2 年	(2020年)	4月1日

## 申請時の注意事項

### ※ 必ずご確認ください

### <申請全般について>

- ◆ 申請書類は、申請受付期間最終日までに必ず提出してください。 受付期間後は、特別な事情がある場合を除き、新規及び内容変更、追加書類の受付はいたしません。
- ◆ 保育必要事由は、令和7年4月時点の内容で申請してください。

【注意】申請内容に虚偽があるまたは申請時の内容と入園後の実態(令和7年4月)に相違がある場合、入園(内定)の取り消しまたは令和7年4月末日で退園となる場合があります。

- ◆ 転園を希望する場合、原則として、受付後の申請の取り下げはできません。
  特別な事情により受付後に取り下げが必要な場合は、速やかにてびき裏表紙の問い合わせ先へご相談ください。
- ◆ 希望施設に記載されていても、受入月齢等の要件を満たさない場合は、利用調整(入園選考)の 対象外となります。
  - ・各施設受入月齢:てびき37ページ以降 ・閉園等が決定している施設:てびき36ページ
- ◆ 申請書類等は、必ず油性ボールペンで記入してください。(修正液や消えるボールペンは不可。) 訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。
- ◆ 提出された書類の返却は行いません。入園申請書等の写しが必要な場合は、事前に必ずご自身で コピーしてください。
- ※ 令和7年1月から令和7年3月の間で年度途中入園・転園が決まった場合、保育必要事由確認書類の提出が必要となりますが、状況・証明内容に変更がない場合に限り令和7年度4月入園申請(本申請)時に提出した書類のコピーでも可とします。

### <配慮が必要となる児童について>

◆ 障がい児保育の希望や心身の発達等に心配がある場合または医療的配慮が必要となる児童の利用 に関しては、申請前に各区役所健康福祉課児童福祉係/担当の指導保育士にご相談ください。

### <申請(入園)要件等について>

◆ 保護者が育児休業からの職場復帰や就労開始等で申請する場合

令和7年4月中に勤務を開始することが要件となります。また、就労証明書に記載の就労条件でひと月勤務した場合に月64時間以上の就労になること(てびき5ページの「就労」事由に該当すること)も要件となります。(恒常的に就労が継続されることが前提となります。)

- 入園決定(内定)後、令和7年4月15日(火)までに就労証明書を改めて提出していただきます。(職場復帰日・就労開始日について、就労先に電話確認を行う場合があります。)期日までに就労証明書の提出がない場合や、申請時の内容と入園後の実態が異なる(職場復帰していない等)ことが判明した場合は、入園(内定)の取り消しまたは令和7年4月末日で退園となることがあります。
- 父母のいずれもが育児休業を取得している場合、二人とも上記の入園要件を満たす必要があります。なお、入園後に、認可保育施設を利用している児童に対する育児休業を取得する場合、原則、施設の利用を継続することはできません。
- ◆ 保育必要事由「育児休業」での申請は、以下の場合に限り可能です。
  - ① 令和7年1月から令和7年3月までの年度途中入園(転園)を、「育児休業」以外の事由で申請する場合(入園(転園)が決定することが、令和7年4月入園(転園)の条件となります。)
  - ② 育児休業を理由として認可保育施設に在籍する児童が、区外転居や保護者の区外への勤務地変 更、閉園等が決定している施設に在籍中などのやむを得ない事情により転園を必要とする場合 (転居・勤務地変更については、原則、令和6年度中の異動に限ります。なお、令和7年4月 1日時点で転居・勤務地変更していない場合は入園(内定)の取り消しとなります。)
  - ③ 乳児園の卒園児童や地域型保育事業の卒園児童が入園申請をする場合
  - ※ いずれの場合も、令和7年3月31日時点で申請児童が認可保育施設に在籍しており、引き続き保育が必要と認められることが令和7年4月入園(転園)の条件となります。
  - ※ 新潟市外からの転入予定者については、令和7年3月時点で居住している市区町村から保育認定(2・3号認定)を受け、認可保育施設を利用していることが条件となります。
- ◆ 育児時間・育児短時間勤務制度を取得予定(検討中)の場合
  - 利用調整は、令和7年4月(予定)の雇用契約上の就労時間等で指数付けを行います。
  - 保育必要量(標準時間・短時間)は、同制度を取得後の縮小された就労時間等で認定を行います。
  - <u>同制度を取得後の縮小された就労時間等が月64時間に満たない場合、「就労」事由に該当し</u>ないため、原則、入園(内定)の取り消しまたは令和7年4月末で退園となります。
- ◆ 令和6年12月~令和7年3月に年度途中入園・転園を申請する場合
- 令和6年12月1日時点で認可保育施設へ在籍している場合、在籍施設で令和7年4月からの籍が確保されます。令和6年12月の年度途中の入園・転園を希望する場合、利用調整の結果によっては希望施設へ入園・転園ができない可能性もあるため、令和7年4月入園の申請(本申請)も同時に行うことをご検討ください。
- 〇 令和7年1月から令和7年3月の間で年度途中の入園・転園が決定した場合、入園・転園した保育施設の令和7年4月以降の籍はありません。令和7年4月以降も保育施設の利用を希望するときは、年度途中の入園・転園の申請とは別に、令和7年4月入園の申請(本申請)を必ず行ってください。

### (3) 入園手続きの前に

認可保育施設などの入園手続きは、子ども・子育て支援制度に基づいて実施しています。

子ども・子育て支援制度では、認可保育施設などの利用者に対して、利用のための認定 「教育・保育給付認定」 を行います。

児童の年齢と、保護者の保育の必要性の有無により、

1号認定 / 2号認定 / 3号認定 の3通りの認定区分があります。

<それぞれの認定区分により、利用可能な施設の種類が異なります。>

#### このてびきでは、2号認定と3号認定に該当する方の申請手続きをご案内します。

保育の必要性の有無	児童の年齢 満3歳以上	(R7.4.1 現在) 満3歳未満
【保育の必要性なし】  父母のどちらかが 保育必要事由にあてはまらない場合 または 幼稚園などの利用を希望する場合	1号認定 (教育標準時間認定) 幼稚園 認定こども園	<b>認定対象外</b> 認可教育・保育施設は 利用できません。
【保育の必要性あり】 父母のいずれもが 保育必要事由に当てはまる場合	<b>2号認定</b> 保育園 認定こども園	3号認定 保育園 認定こども園 地域型保育

2号認定と3号認定は、父母の保育必要事由により、認定期間が異なるほか、保育必要事由の内容に応じて、保育必要量の認定が異なります。

保育必要量の認定は、「保育標準時間」と「保育短時間」の2通りの区分があり、区分により 保育施設を利用できる時間が異なります。

#### 〈保育施設を利用できる時間〉

保育必要量の認定区分は、保育施設を利用できる最大の時間であり、そのままお子さんの保育時間と なるわけではありません。実際の利用時間は就労時間等それぞれのご家庭の状況に応じた「保育が必要な時間」が基本となります。必要な時間内の利用にご協力をお願いします。

区分	利用できる時間	
保育標準時間認定	保育施設ごとに設定する開園時刻から11時間の時間帯	
保育短時間認定	保育施設ごとに設定する8時間の時間帯	

※各区分の利用できる時間を超える利用は延長保育料が発生します。(詳細はてびき31ページ)

#### <新潟市内の認可教育・保育施設の種類>

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
保育園	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち地域の子育て支援も行う施設
地域型保育	保育園より少人数の単位で、0~2歳のこどもを保育する事業 【小規模保育】少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的な雰囲気に近い環境の もと、きめ細かな保育を行います 【事業所内保育】会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを 一緒に保育します

### (4)保育必要事由一覧表 父母の保育必要事由の該当有無を確認してください!

### 保育必要事由や保育必要量は、月単位で認定します。

事由	内容	認定期間	保育必要量の認定	
就労	月64時間以上の就労をしている ※無収入の活動は就労の対象となりません	勤務が継続する期間	1か月あたりの保育必要事由	
就学	学校教育法に基づく学校や職業訓練 校等に在籍をしている (月64時間以上)	就学先の卒業または修了の日が 属する月の末日まで	発生時間に応じて認定(注) 保育標準時間認定	
介護 看護	長期にわたる病気や心身に障がい を有する親族(原則、同居親族) の介護・看護をしている (月64時間以上)	介護・看護を必要とする期間	⇒ 月120時間以上 保育短時間認定 ⇒ 月120時間未満	
出産	妊娠中 または 出産後間もない	[産前] 出産予定日の8週間前*1(多胎妊娠は14週間前*2)の日の属する月の初日から [産後] 出産日の8週間後*3の日の属する月の末日まで **1 出産予定日の55日前 **2 出産予定日の97日前 **3 出産日の56日後		
疾病負傷	疾病を患っている または 負傷中	医師が必要と診断した期間	保護者の希望に応じて いずれかを認定	
障がい	身体や精神に障がいを有している	心身に障がいを有する期間		
災害	震災 / 風水害 / 火災 その他の災害の復旧にあたっている	市長の認める期間		
求職活動	継続的に求職活動をしている	3か月		
育児休業	育児休業を取得している ※ 令和7年3月31日時点(新潟市外から の転入予定者については令和7年3月 時点)で申請児童が認可保育施設に在籍 している場合のみ	育児休業を取得する期間	保育短時間認定	
その他	上記のほか、類するものとして明らかに家庭で保育が困難であると認められる場合 月64時間未満の就労中で、児童が下記の①から④のすべてに該当する場合 ①集団生活が可能である ②年度初日の前日に3歳に達している ③・特別児童扶養手当支給対象児童・障がい者手帳の交付児童・療育手帳の交付児童のいずれかに該当する ④幼稚園の入園が難しい	市長の認める期間	状況に応じていずれかを認定	

※虐待や DV の恐れがあるときも、保育必要事由に該当します。てびき裏表紙の問い合わせ先にご相談ください。

<sup>(</sup>注)通勤などの移動時間や保育必要事由発生時間帯により、保育短時間認定の利用できる時間を超えて保育施設を利用せざるを得ないと確認できる場合は、保育必要事由発生時間が月120時間未満でも保育標準時間と認定することがあります。

### (5) 入園手続きの流れ

### 1次募集について

受付期間 11/1(金)~11/15(金)

利用調整(選考) 結果通知時期 1月27日(月)発送予定

- ◆申請書類に不備があると受付ができない場合がありますので、 受付期間内に間に合うよう余裕をもって準備をしましょう。
- ◆1次募集では各施設の募集人数の公開はしません。
- ◆申請に基づき令和7年4月1日起算日の認定を行います。
- ◆入園する施設は保育の必要性が高いと認められる世帯児童から 優先して決定します。
- ◆令和7年4月認定開始(変更)の場合、審査等に日時を要するため、提出された給付認定申請の結果については、利用調整(選考)の結果と同時期に通知します。

◆区役所健康福祉課またはこども未来部幼保運営課(事務センター) から郵送で入園選考の結果を通知します。

#### 1次募集終了後の予定は次のとおりです

### 2次募集

受付期間 1月30日(木) ~2月7日(金)

### 提出書類

空きのある施設は受付期間初日に市ホームページで公開します。

◆ 未申請児童 … 入園申請に必要な書類一式

2次募集受付開始時点で空きのある施設を対象に募集を行います。

◆ 未決定児童 … 未決定通知に同封する利用意向確認書

提出先 第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課

### 2次募集 未決定者調整

2次募集で未決定となった児童を対象に、2次募集入園選考の結果空き のある施設で調整を行います。

3月上旬実施予定

★2次募集未決定児童へ、申請方法等の連絡をします。



- 1次募集で入園が決定した児童も2次募集へ申請することが可能ですが、申請を行った時点で1次募集の入園決定は取り消しとなります。
- 1次募集で転園が決定している児童も2次募集へ申請することが可能ですが、 4月以降の在籍は確保されません。

いずれの場合も改めて入園申請に必要な書類一式を準備していただく必要があります。

#### 2次募集後の入園の案内について

令和7年4月より保育を必要とする児童に対し、可能な限り保育サービスを提供するため、2次募集の調整終了後においては、入園が決定していない児童や新潟市への転勤など、急な保育ニーズが発生した世帯の児童へ、個別に入園可能な保育施設を案内する場合があります。 何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※ 令和7年5月入園は、令和7年3月中旬に募集開始予定です。

### (6)提出書類・提出先申請児童の在籍状況により、提出先や提出書類が異なります!

	申請時点の児童の状況(注)	申請区分
A	令和7年4月1日付で新規入園を希望する児童	新規申請
В	保育施設に在籍している児童で、令和7年4月1日付で転園を希望する児童	転園申請
С	認定こども園に在籍している児童で、令和7年4月1日付で現在在籍している 認定こども園内において1号認定から2号認定に変更を希望する児童	認定区分変更

<sup>(</sup>注) 2次募集の申請は、令和6年12月1日時点での在籍状況により確認してください。

### 【A:新規申請】

提出書類	<ul> <li>① 入園申請確認票</li> <li>② 入園申請書</li> <li>③ こどもの状況票</li> <li>④ マイナンバー記載用紙 +代表保護者の番号確認資料</li> <li>⑤ 父母の保育必要事由確認書類</li> <li>⑥ 世帯状況に応じて提出する書類</li> </ul>
提出先	1次募集 : 第1希望の保育施設 2次募集 : 第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課

### 【B: 転園申請】 • 【C: 認定区分変更】

- ◆ 転園希望先へ転園が決定しないときは、令和6年12月1日時点で在籍する保育施設へ戻れるように対応します。
  - ※転園希望先へ転園が決定した場合や令和6年12月1日時点で在籍している保育施設を年度途中で 退園または転園した場合は、令和6年12月1日時点で在籍する保育施設へは戻ることができません。
- ◆ 同一認定こども園内での認定区分変更を希望し、2号認定(保育認定)に変更できなかった ときは、1号認定(教育認定)のまま現在在籍する認定こども園の利用を継続できます。

提出書類	<ul> <li>① 入園申請確認票</li> <li>② 入園申請書</li> <li>③ こどもの状況票</li> <li>④ B:転園申請 :転園届 :転園届 C:認定区分変更:認定区分変更届</li> <li>⑤ 父母の保育必要事由確認書類</li> <li>⑥ 世帯状況に応じて提出する書類</li> </ul>
提出先	1 次募集 : 申請時点で在籍する保育施設 2 次募集 : 第1 希望施設が所在する区の区役所健康福祉課

※ 令和7年1月~令和7年3月の間に年度途中の転園をした後で令和7年4月入園2次募集の申請をする場合は、新規申請の取扱いとなります。(「転園届」の提出は不要です。)

### 保育認定上の世帯の考え方について

#### 父母について

- ◆単身赴任等で住民票上別居の場合でも、父母は同一世帯となります。離婚済みであっても同一住所に住民票がある場合は、同一世帯となります。また、社会通念上夫婦としての共同生活が認められる同居人がいる場合には、その同居人についても同一世帯(父母)とみなします。
- ◆離婚前提の別居(住民票上においても)をしていて、裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている場合、状況が確認できる書類が提出されたときは、ひとり親世帯とみなすことができます。必要書類は21ページを確認してください。

#### 生計を一にする別居のこどもについて

◆勤務・就学・療養等の都合でこどもと別居している場合でも、余暇には生活を共にしている者や、常に生活費・学費・療養費等の送金が行われている者は生計を一にする別居のこどもとし、生計が同一であることが確認できる書類が提出されたときは、同一世帯とみなします。きょうだいの人数に応じて、保育料・副食費が減免される場合があります。必要書類は21ページを確認してください。

#### 世帯員について

◆住民票上世帯分離をしていても、同一住所に居住している方(祖父母・曽祖父母・高祖父母など)は同居として取り扱います。ただし、世帯分離をしている場合で、必要書類が提出されたときは、別居として取り扱います。必要書類は20ページを確認してください。

### 出産予定児童の申請について

申請時点で申請児童が未出生の場合でも、令和7年4月1日時点での月齢が、入園希望施設の受入月齢に達していることが出産予定日から明らかであると確認できる場合は、入園の申請が可能です。 ただし、予定日より出産が遅くなり、令和7年4月1日時点で受入月齢に達しないときは、入園ができませんのでご注意ください。

#### 【申請時の注意点】

- ◆ 各種提出書類の児童氏名欄は空欄で提出してください。
- ◆ 保育必要事由確認書類とは別に母子健康手帳の表紙と出産予定日記載ページの写しを提出してください。
- ◆ 出産予定日から受入月齢の要件を満たさない場合は、入園希望施設に記載されていても、利用調整 (入園選考)の対象外となります。必ず、てびき37ページ以降の受入月齢をご確認ください。 [例:受入月齢が「2か月」の施設は、出産予定日が令和7年2月1日以前の方が申請可能です。]
- ◆ 出生後はてびき裏表紙の問い合わせ先に連絡してください。

### 地域型保育・乳児保育園から卒園する児童の申請について

- ◆転園申請扱いとなりますので、転園申請の提出書類をご準備ください。
- ◆地域型保育から卒園する児童は、在籍する地域型保育事業が連携施設を設置している場合、連携施設を第1希望で申請し、かつ当該施設に空きがある場合に限り優先的に入園することができます(連携施設は36ページをご確認ください)。空きがない場合は、第2希望以下の施設で利用調整を行いますので、通園可能な範囲でなるべく多くの希望施設をご記入ください。
- ◆乳児保育園から卒園する児童は、在籍する乳児保育園が乳児保育園と一体となって運営を行っている施設を第1希望で申請する場合に限り優先的に入園することができます(対象となる施設は27ページをご確認ください)。空きがない場合は、第2希望以下の施設で利用調整を行いますので、通園可能な範囲でなるべく多くの希望施設をご記入ください。

### 提出書類について

### 入園申請書提出用封筒(2·3号認定)

- ◆ てびきに挟まっている「入園申請書提出用封筒(2・3号認定)」に申請書類一式を封入して提出してください。
- ◆ 封筒は表面に必要事項を記入し、封をした状態で提出してください。
- ◆ きょうだい同時申込で提出先が同じ場合は、1つの封筒にまとめて提出してください。

		A:新規申請	第1希望施設	
	1次募集	B:転園申請	申請時点で在籍する保育施設	
提出先		C:認定区分変更申請		
	2次募集	オペプの中華(Λ.D.○)	第1希望施設が所在する区の	
	乙次寿集	すべての申請(A・B・C)	区役所健康福祉課	

<sup>※</sup>区役所健康福祉課の所在地は市ホームページをご確認ください。

### 1入園申請確認票

- ◆ 申請児童1人につき、1枚提出が必要です。
- ◆ 提出する書類にチェックを記入してください。

### ②教育・保育給付認定兼入園申請書(2・3号認定児童用)

- 申請児童1人につき、1枚提出が必要です。
- 訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、余白に正しい内容を記入してください。(修正液・修 正テープでの修正不可)

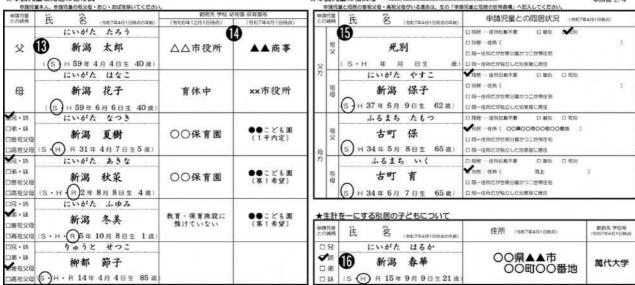
6連絡先電話番号



直接連絡がとれる電話番号を記入してください。

百口	<u> </u>
項目	注意事項
❸現住所	・申請時の住民登録がある住所を記入してください。 ・申請時と令和7年4月1日時点の住所が異なる場合は、『⑥′令和7年4月1日時点住所欄』も記入してください。
	・申請時の現住所が新潟市外の場合は、『⑥′令和7年4月1日時点住所欄』の記入が必須です。 末定の場合は「未定」と記載してください。
	・令和7年4月1日時点住所の記入が市外になっている場合や転入予定日が令和7年4月2日以降の場合は、受け付けできません。
	・新潟市内の場合は、新潟市内にチェックを記入してください。 ・新潟市外の場合は、新潟市外にチェックを記入し、都道府県・市区町村名を記入してください。
❸利用を希望する施設名	<ul> <li>・入園希望施設は第1希望〜第10希望まで記入できます。</li> <li>通園可能な範囲でなるべく多くの施設を記入してください。</li> </ul>
	・申請番号3桁と施設名称を記入してください。
	(申請番号は、てびきの施設一覧37ページ以降に記載)
	・申請番号と施設名称が異なる場合、 <b>施設名称を優先</b> して利用調整を行います。
	・各施設の受入年齢(月齢)を必ず確認してください。
	(受入月齢は、てびきの施設一覧37ページ以降に記載)
	・受入の要件を満たさない施設(令和7年4月1日時点の年齢(月齢)が施設の受入年齢(月齢) を満たさない、閉園等が決定しており受入を制限している等)は、自動的に利用調整(入園選 考)の対象外となります。
	<u> </u>
●希望認定時間等	<ul><li>・全ての項目を必ず記入してください。</li></ul>
	・保育必要量の認定はてびき5ページをご確認ください。判定の結果、希望どおりにならない場合 もあります。
	・「申請児童の認可保育施設入園経験」について、いずれかに必ず✔を記入いただき、「入園中」または「入園予定」の場合は、施設名等も記入してください。市外施設に在園中の場合、退園予定
	日を記入してください。
<ul><li>●申請時点で既に市</li><li>内の認可保育施設</li></ul>	・在園している兄弟姉妹がいる場合、施設名、認定区分を記入してください。利用調整の際、調整     ・
に在籍する兄弟姉妹の有無	指数に反映される場合があります。
<ul><li>●申請時点で市内の認可保育施設に1号記る</li></ul>	・内定している兄弟姉妹がいる場合、1号認定申請書の提出状況に✔を記入してください。 ・施設名、入園予定日を記載してください。利用調整の際、調整指数に反映される場合があります。
いる兄弟姉妹の有無	・1号認定申請書が市に提出されており、状況を確認できることが条件となります。 未提出の場合は内定扱いとなりません。1次募集の場合は令和6年11月15日までに、 2次募集の場合は令和7年2月7日までに提出できる場合、「提出済み」に✔を記入し、必ずご 提出ください。
②同時に2・3号認 定申請する兄弟姉  せがいる。	<ul><li>・兄弟姉妹の申請状況を記入または✔してください。</li><li>希望選考方法について、①~⑧のいずれかに必ず✔してください。</li></ul>
妹がいる	(詳細はてびき23ページをご覧ください) ・⑧を希望する場合、てびき裏表紙の問い合わせ先にご相談のうえ、別途「きょうだい同時申込(⑧その他)希望調査票」の提出が必要です。

	提出ください。
<b>2</b> 同時に2・3号認	<ul><li>・兄弟姉妹の申請状況を記入または✔してください。</li></ul>
定申請する兄弟姉	希望選考方法について、①~⑧のいずれかに必ず <b>√</b> してください。
妹がいる	(詳細はてびき23ページをご覧ください)
	・⑧を希望する場合、てびき裏表紙の問い合わせ先にご相談のうえ、別途「きょうだい同時申込
	(⑧その他)希望調査票」の提出が必要です。
Memo	
······	





項目	注意事項				
❸同居の世帯員	・記載が必要な世帯員の範囲 → 父・母・兄弟姉妹・曽祖父母・高祖父母				
	(申請児童本人・申請児童の祖父母・おじ・おばは、記入しないでください)				
	・同居していなくても、生計が同一の方は記入が必要です。				
	[例:単身赴任中の父、社会通念上夫婦として共同生活が認められる同居人]				
■勤務先・学校・幼稚園・	・ <u>令和6年12月1日時点</u> の状況を記入してください。				
保育園等	・育児休業中の場合は「育休中」と記入してください。				
(令和6年12月1日時点)	・こどもを幼稚園・認可保育施設・認可外保育施設に預けていない場合は「教育・保育施設 に預けていない」と記入してください。				
<ul><li>● 勤務先・学校・幼稚園・ 保育園等</li></ul>	<ul> <li>・ <u>令和7年4月1日時点</u>の状況を記入してください。(4月から小学生となる場合は、小学校名)</li> </ul>				
(令和7年4月1日時点)	・同時申請の兄弟姉妹は第1希望施設を記入してください。				
	・申請児以外の未就学のこどもを幼稚園・認可保育施設・認可外保育施設に預ける予定がな				
	い場合は「教育・保育施設に預けない」と記入してください。				
●申請児童の祖父母	・氏名、生年月日、同居状況を漏れなく記入してください。				
	・住民票上世帯分離をしていても、同一住所に居住する場合は同一世帯となります。二世界				
	住宅の場合や、独立した別家屋に居住の場合は、該当項目にチェックを記入し、添付書業				
	を提出してください。				
	※離別・死別の場合は該当項目にチェックを記入し、氏名・生年月日の記入は不要です。				
<ul><li>●生計を一にする別居の こどもについて</li></ul>	・生計を一にする別居のこどもがいる場合に記入します。				
●世帯の状況	<ul><li>①~④のすべての項目に✔してください。利用調整指数に反映される場合があります。</li></ul>				
	・各項目において、「はい」にチェックした方は詳細の記入も必要です。				
	①祖父母が保育 ・該当する場合は、保育必要事由確認書類の添付が必要です。 必要事由に該当				
	②ひとり親・該当する状況にチェックと日付を記入してください。				
	③生活保護 ・受給開始時期を記入してください。				
	④同居の障がい者 ・手帳の交付を受けている同居親族の続柄と手帳の種類にチェックで記入してください。				

申請書 3/4

令和7年4	月1日時点の保育必要事由 / 添付書類	1	父親の保育必要事由について ・・・該当する事由を1つ選択(ロにチェックイ)し、枠内の項目をすべて記入・チェックイしてください。	1	母親の保育必要事由について・該当する事由を1つ選択(口にチェックノ)し、枠内の項目をすべて記入・チェックノしてください。		
就労 申請時点 内の定中 有外定県 予定を含む	★献労証明書 十 等	<b>18</b>	□ 一般企業等に勤務(内定中・役員を含む)	Œ	● 飲企業等に勤務(内定中・役員を含む)		
就学	★住学証明書 (簡本) 非似学予定の場合は、合格通知(等)等、似学先が 発行した状況が確認できる書類 + ●授業活問制など均束性が確認できるもの (就学先が発行または証明している書類)	_	学校名:  就学期間: 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日  【議当布のチェック】「介養・循則」にも該当する 口はい ― 「介養・循則、課も形入し、及付無額を染出ください	_	学 校 名:  就学期間: 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日  【限当をのチェック』 「介護・循連」 にも送当する こはい ー 「介護・循連」 現も犯入し、添付書類を変出ください		
介護	★介護・看護状況申告書〈市様式〉 + ●介護・看護状況申告書に記載の 被介護・看護者に応じた書類を添付		旅介護・		<ul><li>総介護・看護者氏名:</li><li>児童との続柄:</li><li>同島の有無[□有 □無]</li></ul>		
出産	★保護者名、出産予定日(出生日)を確認できるもの(第三者が発行したもの) (第二者が発行したもの) (第) 甲子健康等集(写) ※表体、出産予定 (出 生日) が解放できる関系。 成級無出者(写)、 包性健康管理に導手廃棄的フト(写)、 医師による砂断者(版本)				出順予定日(出生日): 令和 年 月 日 日 分胎児の収録・出産である		
疾病	次のいすれか ★医療機能診断書(保育認定用)〈市様式〉 ★医療機能活動書(保育認定用)〈市様式〉 ※医療機能はから影響の場合は、医療機能診断 (保育認定用)の項目が全定検討れているもの ★医師の診断書等(写)及び就労先等からの 証明(療養期間が確認できるもの)		- 扇残名: - □ 入院中 (平成・令和 年 月 日から) - □ 自宅療養・通院中 (週 日)				
障がい	★障がい者手帳等(写)		脚がい名:   手帳種類 [   身体障害者手帳   精神障害者保健症性手帳   瀬肩手帳 ]   手帳等級 [   1級   2級   3級   A   B   それ以外 ( 級)]		脚がい名:   手帳種類 [   身体障害者手帳   精神障害者保健衛化手帳   擦育手帳 ]   手帳等級 [   1級   2級   3級   A   B   それ以外 ( 級) ]		
災害	★り災証明書(写)		災害の状況:		災害の状況:		
求職活動	★誓約書〈市様式〉		活動の内容:		活動の内容:		
育児休業	★育児休業(雇用)証明書〈市様式〉 ※保育歴史のために新潟市へ就が証明書を提出し たことがない場合は、就労証明書の現出も必要 (令和7年1月から3月入園希望首を除く)	_	該当する申請理由にチェックしてください ※詳細はてびき 3ページ参照	_	該当する申請理由にチェックしてください ※詳細はでびき 3ページ参照 - 令和7年1月〜3月の年戌途中入園(転騰)を「育児休業」以外の事由で申請予定 - 現在、海可保育施設に在報しており、やひを得ない事情により転園が必要 - ロ 名外総書 - ロ 名外への勤烈地変更 - 回園設定施設に在籍中 - 現別園・地理程度審集第四学歴史		
その他	★保育を行うことが困難であると 認められるもの		(国际の代表を記入)		(開始の代表を記入)		

項目	注意事項			
❸令和7年4月1日時点の	・父母の保育必要事由について、それぞれ該当する事由1つにチェックを記入してください。			
保育必要事由	・併せて、保育必要事由確認書類をご準備ください。			
	・「一般企業等に勤務」または「自営業・農業」のいずれかにチェックを記入してください。			
	<ul><li>それぞれ詳細質問がありますので、「はい」「いいえ」のいずれかに✔を記入してください。</li></ul>			
	・「一般企業等に勤務」の場合、 <u>産休/育休復帰(予定)日は令和7年4月30日以前となっ</u>			
【就労】	ていることが申請の要件です。復帰(予定)日が令和7年5月以降の場合、入園選考(利			
	用調整)の対象外となります。			
	・就労をしながら親族の介護・看護をしている場合はチェックを記入し、「介護・看護」欄も			
	記入し、添付書類を提出してください。			
L+T774.1	・学校名と就学期間を記入してください。			
【就学】	・就学をしながら親族の介護・看護をしている場合はチェックを記入し、「介護・看護」欄も			
	記入し、添付書類を提出してください。			
【介護・看護】	・すべての項目を記入してください。			
	・出産予定日(出生日)を記入してください。			
	・多胎の場合は、「多胎児の妊娠・出産である」にチェックを記入してください。			
【出産】	・令和7年4月が「出産」事由となる出産予定日(出生日)は以下のとおりです。			
	単胎:令和7年2月4日~令和7年6月24日			
	多胎:令和7年2月4日~令和7年8月 5日			
【疾病・負傷】	・すべての項目を記入してください。			
【障がい】	・すべての項目を記入またはチェックしてください。			
【災害】	・災害の状況を記入してください。			
【求職活動】	・活動の内容を記入してください。			
【育児休業】	・該当する申請理由にチェックを記入してください。			
	・該当する申請理由がない場合は入園選考(利用調整)の対象外となります。			
【その他】	・事前にてびき裏表紙の問い合わせ先にご相談ください。			

#### ★入園(転園)申贈にあたっての確認事項 下記確認項目、申贈書記載内容、派付書類についてよく確認のうえ、署名欄に署名してください。(ひとり親の場合は父母どちらか一方の署名) 全ての項目に承諾いただけない場合、申贈を受け付けることができません。

申請書 4/4

No.	確認項目	確認欄 (チェック)
1	「合和7年度4月入園のてびき 新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)」及び「新潟市認可保育施設用入園申請確認票」を確認し、内容に同意した上で申請します。	₹
2	提出する申請書類について、記入漏れ等の不備や提出書類の不足がないことを確認した上で申請します。 また、申請書類に不備・不足等があった場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があること、利用調整(選考)の過程で申請書類の不足が判明した 場合でも、新潟市からの連絡はないことに同意します。	<b>19</b> ~
3	申請の内容に虚偽があるまたは申請時の内容と入園後の実態(令和7年4月の状況)に相違がある場合、入園(内定)の取り消しまたは退園となる場合があることに同意 します。 ※ 保育必要事由は、令和7年4月の内容で申請してください。	₽'
4	受入の要件を満たさない施設(施設の受入月齢、閉園等が決定している施設)は、希望施設に記載されていても利用調整(入園選考)の対象外となることに同意します。	<b>⊻</b>
5	申請書類等を郵送する場合、簡易書留や特定記録郵便等の追跡可能な郵便を利用し、申請書類等を郵送した際の郵便事故等の責任は申請者(署名者)で負います。 ※ 郵送でない場合も確認欄にチェックしてください。	₹
6	在園する児童の住民票が市外に異動したときは、原則として異動日付で在園する施設を利用できなくなることに同意します。	₹
7	入園後に入園中請書に記入した内容に変更が生じたときは、早急に変更届と必要となる添付書類を提出します。 原則として変更届等書類の提出日の翌月(提出日が月初日の場合は提出された月)から変更(保育料・利用者負担額の変更を含む)が適用されること、変更事由・内容に よっては、事由発生日の翌月から変更が適用される場合があることに同意します。 また、保育認定事由に該当していないことが判明した時は、退園または遡って保育認定が取り消しとなる場合があることに同意します。	₹
8	保育料、副食費及び延長保育料において、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金(延長保育料においては遅延損害金)が加算されます。 また、納期限までに納付さべき金額を納付しないときは、納期限から30日以内に本市から督促状を発送しますが、督促状に記載する納期限までに保育料及び副食費を納付しないときは、地方税の例により滞納処分を実施することがあることに同意します。(市・私立保育園に入園することになった場合のみ適用となります。)	₹
9	世帯状況の把握や正確な保育料・利用者負担額算定のため、担当課において同一世帯者、生計同一者を含む住民基本台帳、課税・福祉データを閲覧することに同一世帯者・生計同一者すべての者が同意します。また、保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出依頼があった場合、必要となる書類を提出します。	₹
10	※ 閲覧について承諾がなく、保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出もないときは、保育料・利用者負担額を履高額で決定する場合があります。 令和7年4月認定開始(変更)の場合、審査等に日時を要するため、提出された給付認定申請(本申請)の結果については、利用調整(選考)の結果と同時期に通知します。	✓

『令和7年度4月入園のてびき 新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)』 をよくお読みのうえ、ご申請ください!

入園(転園)申請にあたり、上記確認項目1~10について承諾します。 また、本申請書記入内容に相違ないことを確認しました。				
令和 6 年 11 月 ● 日	(父)	新潟	太郎	ED
20	(母)	新潟	花子	ED

※白墨の場合は押印不要です

項目	注意事項
●入園申請にあたっての確認事項	・全ての項目にチェック (✔) がないと、申請を受け付けることができません。
	利用調整を行うことができず、未決定となりますので、ご注意ください。
∅父母の署名・署名日	・記入漏れがある場合は、申請を受け付けることができません。
	利用調整を行うことができず、未決定となりますので、ご注意ください。

### ③こどもの状況票

- ◆申請児童1人につき、1枚提出が必要です。
- ◆記載の内容が利用調整に影響することはありません。
- ◆利用施設が決定した際には、記載された事項を入所(内定)施設に情報提供します。

Memo	

### 4【新規申請】

# マイナンバー記載用紙<教育・保育施設届出用>+代表保護者の番号確認資料

- ◆ 新規申請児童1人につき、1枚提出が必要です。※すでに認可教育・保育施設に在籍している場合は不要
- ◆ 出産予定児童の申請の場合は、代表保護者と同居の世帯員のマイナンバーを記入し、申請児童本人の氏名・ 生年月日・マイナンバーを空欄で提出してください。出生後、申請児童本人のマイナンバーを記入した、 マイナンバー記載用紙を提出していただきます。
- ◆ 番号確認資料は代表保護者のものだけご提出ください。<br/>
  申請児童本人や同居世帯員の番号確認資料は不要です。

### 4【転園申請】

### 退園・転園届(保育認定用)

- ◆ 転園児童1人につき、1枚提出が必要です。
- ◆ 利用調整の結果、転園希望施設(第1希望~第10希望)のいずれにも決定しなかったときは、在籍施設に戻ることが可能です。在籍施設に戻ることを希望する場合は、転園届の「転園希望施設へ内定・決定できなかった場合」欄で「希望する」に必ずチェックを記入してください。
- ◆ 転園理由欄の該当理由にチェックをし、詳細を記入してください。

### 4【区分変更】

### 同一認定こども園内における認定区分変更届

- ◆ 区分変更申請児童1人につき、1枚提出が必要です。
- ◆ 現在1号認定で在籍している施設とは別の施設を第1希望として申請する場合は、新規申請となる ため認定区分変更届は提出不要です。

Memo	
	~~~
	~~~

### 5保育必要事由確認書類

◆きょうだい同時申請の場合、世帯で1部書類を準備してください。きょうだいで提出先が異なる場合は、上の子に原本、下の子にコピーを添付してください。

父母の保育必要事由確認書類は、事由に応じ該当の書類をご準備ください。下記表中、

- ★印の書類の提出がない場合は、保育必要事由を「求職活動」事由として給付認定
   利用調整(選考)を行います。
- <u>●印の提出がない場合は、利用調整(選考)における基準指数を「求職活動」事由とし</u>て指数付けします。
- ※ 利用調整指数については、てびき26ページから29ページを参照。

保育必要事由	確認書類			
就労	<ul> <li>★ 就労証明書《国標準様式(新潟市版・A4縦)》(提出日前3か月以内に記載されたもの)</li> <li>※ 申請時点で内定中の場合や令和7年4月に育児休業から復帰する予定の場合も使用してください</li> <li>● 自営業・農業(専従者・補助者含む)の場合は、事業の実態や収入が確認できる書類を添付(てびき17ページ参照)</li> </ul>			
就学	<ul><li>★ 在学証明書(原本)</li><li>※ 就学予定の場合は、合格通知(写)等、就学先が発行した状況が確認できる書類</li><li>● 授業時間割など拘束性が確認できるもの(就学先が発行または証明している書類)</li></ul>			
	★ 介護・看護状況申告書 《市様式》  ● 加えて被介護・看護者に応じて下記書類を添付  ・介護保険被保険者証(要介護認定有)(写)			
介護•看護	介護保険被保険者・ケアプランの週間サービス計画表(写)等			
	傷病者 ・ 医師の診断書(原本)			
	・障がい者手帳等(写)   ・障がい福祉サービス利用計画の週間計画表(写)等			
出産	<ul> <li>★ 保護者名、出産予定日(出生日)を確認できるもの(第三者が発行したもの)</li> <li>(例) ・ 母子健康手帳(写) ※ 表紙 &amp; 出産予定日(出生日)が確認できる箇所・ 妊娠届出書(写)</li> <li>・ 母性健康管理指導事項連絡カード(写)</li> <li>・ 医師の診断書(原本)</li> </ul>			
疾病•負傷	次のいずれか <ul> <li>★ 医療機関診断書(保育認定用)≪市様式≫(提出日前3か月以内に記載されたもの)</li> <li>※ 医療機関指定の診断書の場合は、医療機関診断書(保育認定用)の項目が全て記載されているもの</li> <li>★ 医師の診断書等(写)及び就労先等からの証明(療養期間が確認できるもの)</li> </ul>			
障がい	<ul><li>★ 障がい者手帳等(写)</li><li>※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか</li></ul>			
災害	★ り災証明書(写) ※ 災害の状況について、資料の追加提出や聞き取りを行う場合があります			
求職活動	★ 誓約書 ≪市様式≫			
育児休業	★ 育児休業 (雇用) 証明書 《市様式》 (提出日前3か月以内に記載されたもの) ※ 保育認定のために新潟市へ就労証明書を提出したことがない場合は、就労証明書 の提出も必要 (令和7年1月から3月入園希望者を除く)			
その他	★ 家庭で保育が困難であると認められるもの			

#### <自営業・農業(専従者・補助者含む)の添付書類>

自営業・農業(専従者・補助者を含む)で「就労」事由の認定を受けるためには、月64時間以上の事業収入を伴う活動(労働)が要件となります。事業の実態や収入確認のため、「就労証明書」に加え、下記の書類を提出してください。

※ 自営業・農業(専従者・補助者を含む)の場合、入園決定(内定)後に改めて事業の実態 や収入が確認できる書類の提出が必要となります。事業の実態や収入が確認できない場合 (必要書類が提出できない場合も含む)は、保育必要事由に該当しないため、入園(内定) の取り消しや退園、遡って保育認定が取り消しとなる場合があります。

就労形態	必要書類(①~③のいずれかの書類)
	①前年から事業を行っている場合 (a または b) a: 直近の確定申告書 第一表と第二表 (写) b: 直近の市民税・県民税申告書 両面 (写)
事業主	②事業開始初年で確定申告を迎えていない場合 ・開業届、営業許可証、請負契約書、農業経営状況証明書等の事業実態が確認できる書類(写)
	③令和7年4月入園申請(本申請)以降に事業開始の場合 ・②の書類が提出できない場合のみ、店舗の図面や事業計画等の事業開始に向けた準備を行っていることが確認できる書類(写)
専従者	①前年から従事している場合(aまたはbまたはc) a:事業主の直近の確定申告書 第一表と第二表(写) ※ 第二表に専従者として氏名が記載されていること b:事業主の直近の市民税・県民税申告書 両面(写) ※ 表面に専従者として氏名が記載されていること c:源泉徴収票(写)
4 K G	②従事開始初年で事業主が確定申告を迎えていない場合(a または b) a: 青色専従者給与に関する届出書(写) b: 直近1か月分の給与明細等(写)
	③令和7年4月入園申請(本申請)以降に従事開始の場合 ・上記事業主の必要書類①~③のいずれか
	①前年から従事している場合 (a または b) a: 直近の確定申告書 第一表と第二表(写) b: 直近の市民税・県民税申告書 両面(写)
補助者	②従事開始初年で確定申告を迎えていない場合 ・ 直近1か月分の給与明細等(写)
	③令和7年4月入園申請(本申請)以降に従事開始の場合 ・上記事業主の必要書類①~③のいずれか

- ※ 必要に応じて、てびきに記載の確認書類・必要書類以外をご準備いただく場合があります。
- ※ 各証明事項について、後日担当職員から確認をさせていただく場合があります。

### ⑥世帯の状況に応じて提出する書類

- ◆以下の質問1~9を確認し、**回答が「はい」の場合は必要書類をご準備ください**。
- ◆必要書類(A~K)の詳細は、20~21ページを確認してください。
- ◆きょうだい同時申請の場合、世帯で1部書類を準備してください。きょうだいで提出先が異なる場合は、上の子に原本、下の子にコピーを添付してください。
- ◆提出がない場合、利用調整指数に反映されないこと、入園後の正確な保育料算定ができないことがあります。

	質問		  答	必要書類
質問1	令和7年4月入園(2・3号)申請を同時に行う きょうだいがいて、希望選考方法がパターン® である ※パターンについては、てびき23~25ページ参照	いいえ →2へ	はい →A を提出	A:きょうだい同時申 込(⑧その他)希望 調査票
質問2	【新規申請者のみ回答してください】 父母のうち令和6年度住民税が新潟市外で課税 されている方がいる ※新潟市外で課税とは… ・令和6年1月1日時点で住民票が新潟市外であった場合 ・単身赴任などで住民票とは別住所に居住している場合など	いいえ →3-1 ^	はい →B を提出	B:令和6年度市·県民税課税(所得)証明書(写)
質問 3-1	父母のうち、令和5年中に海外居住期間がある	いいえ →4-1 ヘ	はい →3-2へ	
質問 3-2	(質問3-1で「はい」を選択した方のみ) 令和6年度市町村民税が国内で課税されていない	いいえ →4-1 ^	はい →C を提出	C: ①外国居住期間収入 状況申立書 ②申立書に記載した 金額が分かる書類 (給与明細等)(写)
質問 4-1	令和7年4月1日時点で祖父母や曽祖父母と 住民票の住所地が同じである(予定含む) ※世帯分離をしている場合でも同一住所の場合は「はい」を選択	いいえ →5へ	<i>はい</i> →4-2∧	
質問 4-2	(質問4-2で「はい」を選択した方のみ) 住民票の住所地は同じであるが、「二世帯住宅で 生計が別である」または「それぞれが独立した別 の家屋に居住している」	いいえ →4-3∧	はい →D を提出	D:  二世帯住宅の場合 ①二世帯住宅であることが分かる間取り図 ②両世帯1か月分の電気・ガス・水道の領収書(写) ただし、予定の場合は①のみ独立した別家屋の場合 敷地内に別の家屋があることが分かる配置図
質問 4-3	(質問4-2で「いいえ」を選択した方のみ) 同居の祖父母は令和7年4月1日時点で65歳 未満である	いいえ →5へ	/はい →4-4へ	
質問 4-4	(質問4-3で「はい」を選択した方のみ) 同居の祖父母に保育必要事由(求職活動を除く) がある	いいえ →5へ	はい →E を提出	E:該当する祖父母の 「保育必要事由」 確認書類

	質問	回答		必要書類
質問 5	就労(就学)しながら病気や障がいの親族(原則、 同居親族)を介護または看護している	いいえ →6ヘ	はい →F を提出	F:保育必要事由「介護・看護」の場合に 必要となる書類
質問 6	障がい者手帳の交付を受けている同居親族(申 請児童・おじおば含む)がいる	いいえ →7^	はい →G を提出	G:次のいずれかの写し ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当受給者証 ・特別児童扶養手当支給 停止通知書(停止理由: 所得制限額超過)
質問7	生計を一にする別居(住民票が別)のこどもがいる	いいえ →8-1 ^	はい →H を提出	H:次のいずれか ・別居しているこども の健康保険証(写)※ 扶養者が確認できる もの ・生活費等の仕送りを してきることが確認 できる部分の通帳の ページ(写) ※通帳表紙を含む
質問 8-1	申請受付最終日時点で離婚が成立または裁判所 に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てて いる	いいえ ( <b>◆1</b> ) →9へ	はい →8-2へ	
質問 8-2	(質問8-1で「はい」を選択した方のみ) 申請受付最終日時点で別居(住民票上において も)をしている	いいえ →8-3 ^	はい →I を提出	:次のいずれか ・事件係属証明書(原本) ・呼出状(写) ※離婚済の場合は提出不要
質問 8-3	(質問8-2で「いいえ」を選択した方のみ) 令和7年4月1日までに別居(住民票上におい ても)をする	いいえ ( <b>◆</b> 1) →9へ	はい →I+Jを 提出	I:次のいずれか ・事件係属証明書(原本) ・呼出状(写) ※離婚済の場合は提出不要 + J:ひとり親世帯に関 する申立書
質問 9	申請児童は申請時点で未出生である	いいえ →終了	はい →K を提出	K:母子健康手帳の表 紙と出産予定日が 確認できる部分の 写し

<sup>◆1</sup> ふたり親とみなしますので、父母それぞれの保育必要事由確認書類と申請書への署名が必要です。

### ⑥世帯の状況に応じて提出する書類 A~K の詳細

### A:きょうだい同時申込(®その他)希望調査票

79ページ

同時に申請する兄弟姉妹がいる場合で、既定の選考方法(詳細はてびき23~25ページ参照)に該当しない場合は、選考方法を申し出ていただく必要があります。てびき裏表紙の問い合わせ先にご相談のうえ、「きょうだい同時申込(⑧その他)希望調査票」を提出してください。

### B:令和6年度市·県民税課税(所得)証明書(写)

### または

### C:外国居住期間収入状況申立書

+申立書に記載した金額が分かる(給与明細等)書類(写) 81ページ

利用調整の合計指数が同点となった場合の選考要件のひとつに、父母の合計所得があります。

市外からの転入者や市外に単身赴任中などの方は所得データが確認できないため、課税(所得)証明書等の合計所得額が確認できる資料の提出が必要です。最終的に所得が確認できないときは、未申告とみなして利用調整を行うため、不利となる場合があります。

- ※市内認可保育施設からの転園申請・認定区分変更申請の場合は提出不要です。
- ※B は提出日前3か月以内に発行され、合計所得額が分かるものの提出が必要です。
- ※Bは自治体により証明書の名称は異なる場合があります。
- ※収入・所得がない場合でも、合計所得額が〇円であることの確認をするため、書類提出が必要です。
- ※単身赴任など保護者のいずれかが該当する場合は、該当する保護者の書類を提出してください。

### D:同一住所の祖父母等に関する資料

同一住所に居住している場合でも、住民票上世帯分離をしているかつ以下の書類を提出することで、祖父母等を保育認定上の別世帯として扱うことができます。提出がない場合や提出された書類で確認ができない場合は同居として取り扱いますので、祖父母が65歳未満の場合は E の資料についてもご確認ください。

#### 二世帯住宅に居住

- ①二世帯住宅であることが分かる間取り図
- ②両世帯1か月分の電気・ガス・水道の領収書(写)
- ※予定の場合は、申請時点で①のみ提出してください。入園施設決定後、②を追加で提出していただきます。

### 独立した別の家屋に居住

・敷地内に別の家屋があることが分かる配置図

### E:65歳未満の同居の祖父母に関する資料

申請児童が令和7年4月1日時点で65歳未満の祖父母と同居する場合は、利用調整においてマイナス加点とするなどの調整指数があります。ただし、65歳未満の同居の祖父母がそれぞれ保育必要事由 (求職活動を除く)に当てはまる状況にあって、保育必要事由を確認できる資料の提出があった場合は、マイナス加点などは行いません。保育必要事由確認書類は16ページを確認してください。

### F: 父母が就労(就学)をしながら 親族の介護または看護にあたっている場合

71ページ

父母が就労あるいは就学しながら親族の介護または看護にあたっている場合、「介護・看護」の保育必要事由確認書類の提出により、利用調整において加算をすることができる調整指数があります。

「介護・看護」の保育必要事由確認書類は、てびき16ページの「介護・看護」事由を確認してください。

### G:障がい者手帳等の交付を受けている同居親族がいる場合

次のいずれかの写しを提出することで、利用調整において加算をすることができる調整指数があります。調整指数は一部適用できない場合があります。詳細はてびき28ページの調整指数を確認してください。

- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 特別児童扶養手当受給者証
- 特別児童扶養手当支給停止通知書(停止理由:所得制限額超過)

※ここでの同居親族には、申請児童本人・おじ・おば・を含みます

### H:生計を一にする別居のこどもがいる場合

次のいずれかを提出してください。

- ・別居しているこどもの健康保険証(写)※扶養者が確認できるもの
- 生活費等の仕送りをしていることが確認できる部分の通帳のページ(写)※通帳表紙を含む

### 1:裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている場合

次のいずれかを提出してください。

- 事件係属証明書(原本)
- 呼出状(写)
- ※離婚が成立している場合は提出不要です。

#### J:ひとり親に関する申立書

85ページ

離婚済みまたは裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てていても、申請時点で(住民票上も)別居していない場合はひとり親とみなすことができません。ただし、入園日までに(住民票上も)別居をする予定の場合は「ひとり親に関する申立書」を提出することでひとり親として申請することが可能です。

※裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている場合は、1の資料も提出が必要です。

### K:申請児童が申請時点で未出生の場合

母の保育必要事由確認書類とは別に未出生児童の「母子健康手帳の表紙と出産予定日が確認できる部分の写し」を提出してください。令和7年4月1日時点で受入月齢に達するか確認するために必要となります。

### (7) 入園児童の選考方法

受け入れ可能な人数を超えて申し込みがあった場合は、保育必要性の優先度が高い児童の順に入園する施設を決定します!

### この選考作業を 「 利 用 調 整 」 といいます。

#### 利用調整の手順

- ① 施設の見学の有無などは入園の選考にあたり、有利・不利に一切影響しません。
- ② 保育必要性の優先度は、てびき26ページより掲載の市が定める利用調整指数表に基づき、世帯における合計指数の大きさで判断します。
- ③ 保育必要事由・内容に応じて加算する「基準指数」(父母それぞれで点数を加算)と世帯の状況に応じて加算する「調整指数」(世帯ごとで点数を加算)があります。
- ④ 利用調整は、基準指数と調整指数の合計指数の大きい順に希望するすべての施設を通して実施します。
- ⑤ 合計指数が同点となった場合は、てびき29ページに掲載する事項により判断します。
  - ※ 各指数の加算は、申請の内容に基づいて行いますので、申請書類について不備・不足がないか、必ずご確認ください。
  - ※ また、世帯の状況に応じて提出する書類の添付がないと加算できない指数がありますので、資料の添付漏れについてもご注意ください。
  - ※ 入園を希望する施設数が少ない場合は、入園する施設を決定できない可能性が高くなりますので、ご注意ください。

通園が可能な範囲で可能な限り多くの希望施設を記入してください

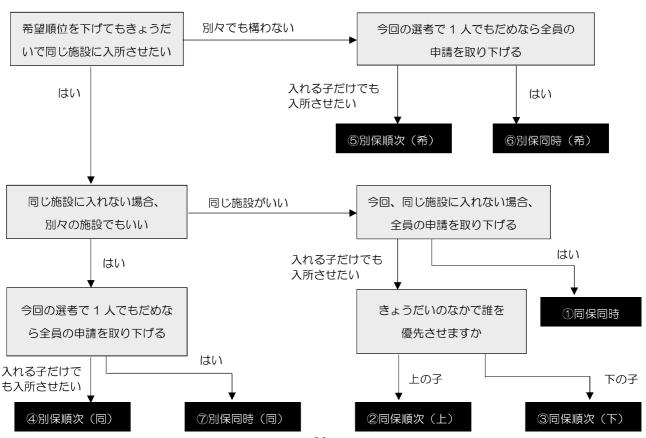
Memo	

### きょうだい同時申込(申請の状況)について

同時に申請する兄弟姉妹がいる場合は、以下の①~⑦のうちから選考方法を選択し、入園申請書1ページの「★兄弟姉妹の在園・申請の状況」欄の該当する番号にチェックをつけてください。なお、①~⑦の中にご希望される内容がない場合にはてびき裏表紙の問い合わせ先までご相談ください。いずれにも該当しないことが確認された場合、⑧を選択いただいたうえで、「きょうだい同時申込(⑧その他)の希望調査票」(79ページ)を申請書とともに提出してください。

番号	入所を希望する施設
① 同保同時	希望順位を下げてでも、きょうだいで同じ施設を希望する。今回の選考で一緒の施設 に入れない子が 1 人でもいた場合には、きょうだい全員の申請を取り下げる。
②同保順次(上)	希望順位を下げてでも、きょうだいで同じ施設を希望する。今回の選考で同じ施設に 入れない場合は上の子を入所させたい。上の子が入所できない場合は、下の子を入所 させたい。
③ 同保順次(下)	希望順位を下げてでも、きょうだいで同じ施設を希望する。今回の選考で同じ施設に 入れない場合は下の子を入所させたい。下の子が入所できない場合は、上の子を入所 させたい。
④ 別保順次(同)	希望順位を下げてでも、きょうだいで同じ施設を希望するが、無理なら別々でも構わない。今回の選考では入れる子だけでも入所させたい。
⑤ 別保順次(希)	きょうだいで別々の施設でもいいので、それぞれの希望順位の高い施設へ入所させたい。今回の選考では入れる子だけでも入所させたい。
⑥ 別保同時(希)	きょうだいで別々の施設でもいいので、それぞれの希望順位が高い施設へ入所させたい。 ただし、今回の選考で 1 人でも施設に入れない子がいるなら全員の申請を取り下げる。
⑦ 別保同時(同)	希望順位を下げてでも、きょうだいで同じ施設を希望するが、無理なら別々でも構わない。ただし、今回の選考で1人でも施設に入れない子がいるなら全員の申請を取り下げる。
8 その他	上記①~⑦に当てはまらない個別の希望がある場合、てびき裏表紙の問い合わせ先へ ご相談ください。「きょうだい同時申込(⑧その他)の希望調査票」(79ページ)の 提出が必要です。

### 【きょうだい選考のフロー】



#### く申請する際はご注意ください!>

### (1)同保同時をご希望される場合

「①同保同時」をご希望される場合、申請書に記入するきょうだいの希望施設と順位はすべて同じにしてください。たとえば…「上の子は第 1 希望が A 園なのに、下の子の第 1 希望は F 園」…といった申請方法はできません。

×悪い例

(きょうだいで希望順位や施設がバラバラ)

	上の子	下の子
第1希望	A園	F園
第2希望	B園	C園
第3希望	C園	A園
第4希望	D園	D園
第5希望	E園	K園

○良い例

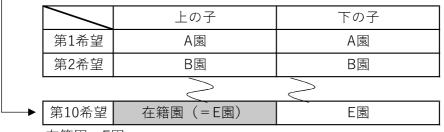
(きょうだいで希望順位や施設が全部同じ)

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	B園	B園
第3希望	C園	C園
第4希望	D園	D園
第5希望	E園	E園

(2) すでに在園しているきょうだい(2・3 号認定を受けている在園児童)が転園申請をご希望される場合(※1号認定児童の場合、本記載は当てはまりません)

すでに在園している児童の在籍園を含めて入園申請をする場合、以下の点にご注意ください。

- ★「①同保同時」「②同保順次(上)」「③同保順次(下)」「④別保順次(同)」「⑦別保同時(同)」をご希望 される場合
  - →これらの項目を選択する場合に、転園児童の在籍園も含めて「同じ施設への入所を希望」する場合は きょうだい全員の申請書の希望施設欄に転園児童の在籍園を記載してください(下図参照)。



在籍園=E園

#### ★「⑥別保同時(希)」「⑦別保同時(同)」を選択される場合

これらの項目は<u>申請書に書いた希望施設の中</u>できょうだいどちらかが未入所となると、もう一人も未入所となります。ただし、転園児童は自分の在籍園を希望施設に含めた場合、その児童自身が未入所になることはありません(転園戻りを希望しない場合を除く)ので、転園児童の希望施設に在籍園を含めることで、転園児童の未入所が原因できょうだい全員が未入所となることはありません(下図参照)。

図1 在籍園を含める場合

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	在籍園	B園

図2 在籍園を含めない場合

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	C園	B園

塗りつぶし箇所は空きのある入所可能施設又は在籍園

図1の場合、上の子の在籍園(E園)を希望施設に含むことで、上の子は未入所となることはないため下の子も空きのあるA園に入所できます。図2の場合(在籍園を含めない場合)、上の子はA園、C園ともに入所できる施設がなく未入所(E園へ転園戻り)となるため、下の子は入所可能なA園に入所できません。申請の際は本内容をご参考として下さい。

#### ★きょうだい全員が転園申請の場合

→きょうだい全員が同じ施設に在園している場合に「④別保順次(同)」を選択すると、空きがあれば上位 の希望施設に一人だけ決定してしまう場合があることから、結果としてきょうだいの入所施設が別々にな る可能性があります。全員が同じ施設からの転園で、きょうだい全員の入所施設を別々にしたくない場合 は「①同保同時」を選択するか、いまの在籍園をきょうだい全員の希望施設欄に記入したうえで「②同保 順次(上)」または「③同保順次(下)」を選択してください。

また、きょうだいがそれぞれ別の施設に在園している場合で、希望する施設に一緒に入れないなら、それ ぞれの在籍園に戻したいという場合も「①同保同時」を選択してください。

#### 【転園戻りについて】

新潟市では、上記のように申請書に現在の在園施設を「記載した・しなかった」どうかにかかわらず、転園ができなかった場合でも、転園届で在籍園に戻ることを希望するにチェックをした方は、在籍園に戻れます。

### く申請書記入時の注意事項>

- **Q1** 現在、下の子の育休中。上の子・真ん中の子と一緒に自宅で保育しており、今回の選考で一緒のタイミングで同じ施設に入れたい。もし、きょうだいのうち一人でも入所できないようなら全員の申請を取り下げたい。
  - **A1** 三人とも<u>「①同保同時」</u>に**√**してください
- **Q2** 上の子と下の子どちらも自宅で保育しており、下の子の育体中。別々の施設への入所でもよいが、入 所のタイミングは一緒がいい。今回、どちらかが入所できなければ育休を延長するので、同時入所を 希望する。
- 「同じ施設かどうかは気にしないので、それぞれの希望順位が高い施設に入れたい。」
  - **A2-1** 二人とも「⑥別保同時(希)」に**√**してください
- (る)「可能なら二人とも同じ施設に入れたい。」
  - A2-2 二人とも「⑦別保同時(同)」に $\checkmark$ してください。
- **Q3** 現在、上の子と下の子は幼稚園の預かり保育を利用している。同じ保育園への入所を希望するが、同じ保育園にできない場合は別々の園でもよい。一人でも入所させたい。
  - **A3** 二人とも「**④別保順次(同)」**に**ノ**してください。
- **Q4** 現在、三人こどもがいて自宅で保育をしている。4月から働き始めるので、一緒の施設に預けたい。 もし今回の選考で三人一緒の施設が難しければ上の子は祖父母に預け、いちばん下の子は会社に設置 してある保育室を利用するので、真ん中のこどもだけでも入所させたい。
  - **A4** 申請書の「**②その他**」を選択し、「きょうだい同時申込(**③**その他)の希望調査票」を提出してください。
- Q5 現在、育休中で上の子は認定こども園の幼稚園部分(1号認定)を利用している。今回、下の子の新規申請と併せて上の子をこども園の保育部分(2号認定)で申請したい。ただ、上の子はいまの在籍園から移動させたくないので、いまの施設だけを希望する。下の子は入所できるならどこでもいいので第10希望まで希望したい。
  - A5 二人とも「a別保順次(b)」に $\checkmark$ してください。
- ※ 同一世帯のきょうだい間で指数に差がある世帯が複数競合した場合には、一番指数が高い児童が属する世帯を基準にして選考を行う場合があります。

## (8)利用調整指数表

表1:基 準 指 数

区分	父母の状況					基準指数 (注1-1)	
				1か月160時間以上の就労	ア	10	
			週5日以上	1か月140時間以上160時間未満の就労	イ	9	
		被雇用者 (在宅勤務含む)	又は 月20日以上	1か月120時間以上140時間未満の就労	ウ	7	
	就労 (月64時間以上)	自営(農業)		1か月100時間以上120時間未満の就労	エ	5	
	※内定を含む	専従者 (補助者)	週4日以上	1か月128時間以上の就労	オ	8	
1	※就労時間には 休憩時間を含む	内職(家内	週4日以上   又は   月16日以上	1か月112時間以上128時間未満の就労	カ	6	
	<ul><li>※就労時間及び休憩時間は就業規則</li></ul>	労働法に定 める家内労 働者)		1か月96時間以上112時間未満の就労	+	5	
	に定められたものをいう	到日)	週3日以上 又は 月12日以上	1か月96時間以上の就労	ク	5	
			上記に当てはま	らない1か月64時間以上の就労	ケ	4	
		自営(農業) ・ 専従者	事業主及び専従る 出がない場合	者(補助者)であることが確認できる資料の提		区分2に 準ずる	
	求職活動	ひとり親			サ	2	
2	(起業準備を含む)	ひとり親以外			シ	0	
3	妊娠 •		2日の8週間前(参 3月の初日から	B胎妊娠の場合にあっては、1 4週間前)の日	ス	10	
	出産	   産後:出産日だ 					
4	疾病	1か月以上の2		こわたって寝たきりの状態	セ	10	
4	• 負傷	   上記以外の状態	ソ	4			
		重度の障がい 育手帳A又は同		• 2級、精神障害者保健福祉手帳 1 • 2級、療	タ	10	
5	又は同程度	中度の障がいく又は同程度)	(身体障害者手帳3	級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B	チ	6	
		上記以外の状態	態で常時保育が困難	推な場合 	ツ	4	
6	介護 • 看護	病気や障がいの親族を介護または看護している場合			テ	区分1に 準ずる	
7	災害	災害の復旧にあたっている場合				10	
8	就学	職業訓練施設・大学・専門学校等への就学				区分1に 準ずる	

9	育児休業	育児休業期間中に認可保育施設を利用しており、区外転居、区外への勤務地変更に伴う転園若しくは閉園が決定している施設からの転園を希望する場合、乳児保育園の卒園児童や地域型保育事業の卒園児童で連携施設以外の施設への入所を希望する場合又は妊娠・出産による広域入所終了月の翌月に入園希望をする場合		区分1に 準ずる (注1-2)
		1月1日以降に認可保育施設へ入所し同年3月31日まで継続して利用をする 児童において、その期間中に育児休業を取得する場合(入所した年度の翌年度 の4月入園に限る)	ヌ	O (注1-3)
10	その他	虐待・DV 等、特に保育が必要と判断されるもののほか、区分 1~9 に類する状況にあると判断されるもの	ネ	区分 1~9 に準ずる (注 1 - 4)

#### 備考

- 1 児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと認める場合は利用調整より除く。
- 2 次の状況に該当する児童は、最優先で調整を行う。
- (1)地域型保育事業で連携施設を設置しており、地域型保育事業の卒園児が連携施設を第1希望として希望する場合。
- (2) 乳児保育園の卒園児が当該保育園と一体となって運営を行っている施設を第1希望として希望する場合。(注1-5)
- (3) 在園する認可保育施設が閉園または配置計画等の市の施策により休園することに伴い転園する場合。
- (4) 在園する認可外保育施設が認可保育施設となり、当該施設の在園を継続して希望する場合。
- (5) 里帰り出産を理由とした広域入所期間終了後に、広域入所利用前に在園していた認可保育施設の利用を希望する場合。
- 3 市外からの委託協議については、原則市内の児童を利用調整した後に行う。
- 4 審査書類に不備がある際は区分2に準じた取扱いとなる場合がある。
- 注1-1 父及び母の状況について、それぞれ当てはまる基準指数を合算する。また、ひとり親家庭の場合、当てはまる基準指数を2倍にする。
- 注1-2 育児休業前の就労証明書により判断する。
- 注1-3 新規入園申請とみなす。
- 注1-4 客観的資料に基づき判断する。
- 注1-5 岡山乳児保育園の卒園児は岡山幼保連携型認定こども園、吉田乳児保育園の卒園児は吉田こども園、あそびの森きんし保育園の卒園児は認定こども園あそびの森金鵄幼稚園、なかの乳児保育園の卒園児はナカノスイミング保育園、YOU なかの保育園、かめだなかの保育園およびよこごしなかの保育園をいう。

### 表2:調整指数

区分		状況					調整指数	
	65歳未満の祖父母と同居しており、祖父母が保育可能な状態にある(注2-1) ひとり親世帯					(1)	+4	
	同居の祖父母はいない又は同居の祖父母は65歳以上である					(2)	+12	
	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている場合(当該保護者の保育必要事由が障がいまたは当該保護者を介護・看護する事由の場合は適用しない)(注2-2、注2-3)					(3)	+3	
				3級、療育手帳B以下の交付を受けている場合( 養する事由の場合は適用しない)(注2-2、注2		(4)	+2	
				神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養 (当該同居親族を介護・看護する事由の場合は適		(5)	+2	
世帯の 状況	病気や障がいの親が	<b>疾を介護また</b>	は看護している世帯(就労ま	または就学事由のみ適用)(注2-2)		(6) ~ (11)	0~+6 (注2-4)	
	多胎児を妊娠してい	ハる場合(妊	娠・出産事由のみ適用)(注:2	2-2)		(12)	+4	
	生活保護世帯(保育	育必要事由が	求職活動中の場合のみ)			(13)	+4	
	65歳未満の祖父長	母と同居し、	祖父母が保育可能な状況にあ	5る(注2-5)(ひとり親世帯は除く)		(14)	-3	
					3人	(15)	+2	
	同一世帯に保護者が同じ小学生以下の子どもが3人以上いる世帯(子どもが4人以上いる場合は1人増える ごとに1点ずつ加点する。)					(16)	+3	
						(17)	+4	
						(18)	+5	
						(19)	+6	
	保護者が育児休業明けの世帯又は産前・産後休暇明けの世帯(被雇用者のみ)(注2-6)					(20)	+4	
保護者	保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・准看護 月労働時間数が160時間以上					(21)	+12	
の就労	師・保健師・養護教諭として市内の認可保育施設、幼稚園 月光 及び(市から委託を受けた)病児・病後児保育施設に勤務			月労働時間数が140時間以上160時間未満		(22)	+10	
の状況	する世帯(障がいり	見保育を担当	する保育補助職員を含む)	月労働時間数が64時間以上140時間未満		(23)	+6	
	保護者が単身赴任中(被雇用者のみ)(注2-7)						+4	
	兄弟姉妹が在園(内定を含む)する認可保育施設(注2-8、注2-9)を第1希望として申込む場合(注2-10)					(25)	+12	
	兄弟姉妹が同時に同	司一認可保育	施設(注2-8)に申込む場	合 (注2-10)		(26)	+9	
	兄弟姉妹が既に認可保育施設(注2-8、注2-9)に在園(内定を含む)する場合で、兄弟姉妹が在園する認可保育施設以外の認可保育施設に申込む場合(注2-10)					(27)	+2	
	地域型保育事業の空	卒園児童で第	1 希望に連携施設以外を希望	■ 望する場合		(28)	+5	
申込み	乳児保育園の卒園別	見童で第1希	望に当該保育園と一体となっ	って運営を行っている施設以外を希望する場合		(29)	+5	
の状況			区外転居・区外への勤務地	也変更(注2-11)のための転園		(30)	+2	
			兄弟姉妹が在園(内定を含	む)する認可保育施設への転園(注2-9)		(31)	+2	
	市外からの転入予定者で、入園希望月前月時点で、居住地の認可保育施設に保育認定で在園している場合				保育認	(32)	+2	
			市外委託先から市内の認可			(33)	+2	
	閉園が決定している認可保育施設から転園する場合(注2-12)				(34)	+1		
その他	専門機関から児童に	ことって集団	保育が必要と判断された場合	<del></del>		(35)	+4	

- 注2-1 就労証明書が提出され月64時間以上の就労が確認できる場合又は障がい等により自宅での保育が困難と判断できる書類が提出される場合は(2)を適用する。
- 注2-2 状況が確認できる資料を入園申請書に添付することで、調整指数を加点することができる。
- 注2-3 (3)(4)は、重複して加点しない。複数の条件に該当する場合は、最も高い指数を加点する。
- 注2-4 実際に介護・看護にあたっているいずれかの父母の就労または就学に係る時間と介護・看護に係る時間を合算した時間を、別表1区分1にあてはめて算出した指数(以下「就労・就学介護時間指数」という。)と当該保護者の就労または就学に係る時間で算出した基準指数(以下「就労・就学指数」という。)を比較し、就労・就学介護時間指数が高い場合は、就労・就学介護時間指数から就労・就学指数を差し引いた数字を調整指数として加算し、就労・就学指数が高い場合は加算なしとする。
- 注2-5 就労証明書が提出され月64時間以上の就労が確認できる場合又は障がい等により自宅での保育が困難と判断できる書類が提出される場合は適用しない。
- 注2-6 育児休業または産前・産後休暇からの復帰後、初めての保育認定での認可保育施設への入園の場合に加点する。
- 注2-7 就労証明書より市外就労等が確認できる場合または状況が確認できる資料を入園申請書に添付することで調整指数を加点することができる。
- 注2-8 地域型保育事業の連携施設に在園している場合、及び、乳児保育園と一体となって運営を行っている施設(注1-5)に在園 している場合を含む。
- 注2-9 本項目における在園児童は入園(転園)希望月の申請締切日時点で当該月に在園していることが確認できる教育認定(1号)及び保育認定(2号または3号)児童を対象とする。ただし、入園(転園)希望月以前で当該在園施設を退園予定の児童または教育・保育給付認定が満了している児童は含まない場合がある。
- 注2-10 (25)(26)(27)は、重複して加点しない。複数の条件に該当する場合は、最も高い指数を加点する。
- 注2-11 入園(転園)希望月初日時点で転居・勤務地変更となっている(予定を含む)場合に適用する。なお、過去の変更については、 入園(転園)希望月が属する年度内の変更に適用する。ただし、4月入園(転園)の場合は前年度中の変更について適用する (当年度の4月1日を含む)。
- 注2-12 閉園が公表された後に入園した児童には本項目は適用しない。

### 表3:指数が並んだ場合に考慮する事項

優先 順位	項目
1	ひとり親世帯、または単身赴任等で父母の一方もしくは両方が不在の世帯(注3-1)
2	父母の基準指数の合計がより高い世帯
3	保育の必要な事由間の優先順位 (①から8の順で優先させる) ① 災害 ②疾病・負傷/障がい ③就労 ④介護・看護 ⑤就学 ⑥妊娠・出産 ⑦育児休業 ⑧求職活動
4	すでに在園(内定を含まない)しているきょうだいがいる世帯(注3-2)
5	養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯
6	生活保護世帯
7	父母の合計所得がより少ない世帯(注3-1、注3-3)

- 注3-1 父母の両方が不在の世帯は本項目においては最優先として扱う。
- 注3-2 本項目における「在園(内定を含まない)しているきょうだい」とは1号認定を含み、内定児童、退園(卒園)予定の児童は含まない。
- 注3-3 所得が未申告であるなど父母の所得が確認できない場合、本項目においては最下位として扱う。

### (9)保育料など

#### 利用料金は児童の年齢や世帯状況などにより世帯ごとに異なります!

保育施設を利用した場合に必要となる利用料は、申請児童が属する世帯の市区町村民税所得割額 (**調整控除以外の税額控除適用前**)に応じて算定します。

基本的には、父母の市区町村民税所得割額により算定を行いますが、同居する祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、祖父母等の市区町村民税所得割額も含めて算定を行います。

### く 保育料 目安表 >

- ◆ 本表は、令和6年度の保育料金表を基にした目安です。(令和6年度保育料金表は市HPに掲載) 令和7年度の利用料金表は、入園後4月中旬頃に利用料金の決定通知と併せてお知らせします。
- ◆ 市立・私立による利用料金の違いはありません。(施設毎に別途必要となる費用は除く。)
- ◆ 母子・父子世帯や障がい児を有する世帯、児童の兄弟姉妹の有無などによっては、本表に示す金額に該当しない(本表に示す金額より軽減される)場合があります。

多子世帯の経済的負担を軽減するため、令和5年4月から、高校3年生まで(※)のこどものなかで第 3子以降の児童の保育料等を無償にしています。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方です。

市区町村民税		児童の年齢(※1) / 保育必要量の認定区分				
		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間 認定	保育短時間 認定	保育標準時間 認定	保育短時間 認定	
	非課税世帯	無料 ( <b>※</b> 2)	無料 (※2)	無料 無料 (※2)		
	(新税率の場合) 129,300 円未満	11,000円	10,800円 ~ 24,500円 28,900円 ~ 56,200円	無料	無料	
所得割額	(旧税率の場合) 97,000 円未満	~ 25,000 円		(%2)	(%2)	
	(新税率の場合) 129,300 円以上	29,500円		無料	無料	
	(旧税率の場合) 97,000 円以上	~ 57,200 円		(%2)	(%2)	

- ※1 児童の年齢は令和7年3月31日現在の満年齢で決定します。
- ※2 給食の食材料費(3歳以上児)、通園送迎費、行事費、延長保育料等の費用は、利用者の負担となります。

#### ご確認ください! 都道府県から政令指定都市への税源移譲について

地方分権一括法により、都道府県から政令指定都市へ税源移譲が行われ、平成30年度から政令指定都市のみ都道府県民税分2%が移譲され、市民税の税率が6%から8%に変更されました。保育料の算定にあたっては、政令指定都市居住者とその他の市区町村居住者との税額の相違による不公平が生じないように対応します。

上記の目安表では、税率8%(新税率)と税率6%(旧税率)の両方の市区町村民税所得割額を掲載しています。

市区町村民税所得割額の該当する税率により保育料の目安をご確認ください。

### 給食の食材料費について

- 3歳以上児については、給食の食材料費(実費相当分)を負担いただきます。
- 3歳未満児については、保育料に含みます。

金額

市立保育施設…月額4,700円(主食は持参)

私立保育施設…各施設で個別に設定

※物価等の影響により、変更する可能性があります。

### 延長保育料金について

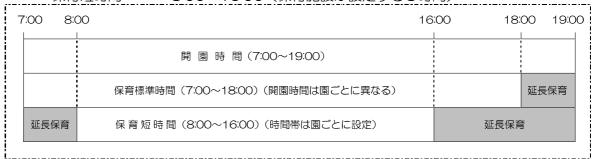
認定をされた保育必要量を超える時間帯は延長保育時間となります。

延長保育時間の利用状況に応じて別途延長保育料が発生します。

【例】7:00 開園、19:00 閉園の保育園の場合

保育標準時間 … 7:00~18:00 (開園時刻から11時間)

保育短時間 … 8:00~16:00 (保育施設が設定する8時間)



金額

市立保育施設…30分につき100円(20時以降は30分につき200円)

私立保育施設…市立保育施設の金額を上限として各施設で個別に設定

### その他の費用について

保育料金表に定める料金や給食の食材料費、延長保育料の他に、制服代や教材費等の費用が必要となる場合があります。詳細は、各保育施設へお問い合わせください。

### 課税データ等の閲覧について

世帯状況の把握や正確な保育料・利用者負担額算定のため、入園申請書での承諾に基づき担当課に おいて住民基本台帳、課税・福祉データを閲覧します。

また、保育料・利用者負担額算定に必要な書類を別途依頼する場合があります。

閲覧について承諾、または保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出がないときは、保育料・利用者負担額を最高額で決定する場合があります。

#### 保育料の減免について

保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等で収入が著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合、保育料の一部または全部を減免します。

適用を受ける場合は、事前に申請が必要ですのでこども未来部幼保運営課へご相談ください。

### (10) よくあるご質問

Q1. 現在、新潟市に住んでいませんが、入園の申請は可能ですか?

#### A. 可能です。

申請時点で新潟市外に居住する方も入園の申請が可能ですが、令和7年4月1日時点で新潟市に居住(住民登録)していることが要件となります。要件を満たさない場合、入園(内定)が取り消しとなりますのでご注意ください。

居住の実態がなく、保育施設に入園するためだけに住民票のみ新潟市に異動した場合は、対象にはなりません。住民票を異動できない特別な事情がある場合は、てびき裏表紙の問い合わせ先へご相談ください。

- Q2. 令和7年4月中旬にこどもが6か月になりますが、受入年齢(月齢)が6か月の施設を希望することはできますか?
- A. 希望することはできません。

令和7年4月1日時点で入園希望施設の受入月齢に達している必要があります。受入月齢に達していない場合、希望施設に記載されていても利用調整(入園選考)の対象外となります。

- Q3. 現在、就労しておらず内定の状態ですが、入園の申請はできますか?
- A. 可能です。

申請時点で内定中や育児休業復帰予定でも、令和7年4月から月64時間以上の就労を開始する場合は、入園の申請が可能です。

保育必要事由確認書類として、就労証明書を提出してください。

- Q4. 単身赴任中の保護者の保育必要事由確認書類は提出が必要ですか?
- A. 別居している場合でも保護者の保育必要事由確認書類は提出が必要です。

認定や利用調整に必要となりますので、必ずご提出ください。

新潟市外に居住(住民登録)の場合は、所得証明書等の合計所得額が確認できる書類を併せて提出してください。

- Q5. 申請書類提出後、申請内容の変更や追加書類の提出をしたい場合はどうしたらよいですか?
- A. 申請期間内に限り申請内容の変更や追加書類の提出を受け付けることができます。

手続きに必要な書類や提出先については、てびき裏表紙の問い合わせ先へお問い合わせください。

- Q6. 保育認定(2・3号認定)期間が満了となると退園になりますか?
- A. 保育認定(2・3号認定)を受けることができない場合は退園となります。

認定期間満了後にも保育必要事由に該当し、保育認定(2・3号認定)を受けることができる場合は、入園を継続することが可能です。

- Q7. 入園申請後に育児時間・育児短時間勤務制度を利用することを決めた場合は、入園(内定)が 取り消しとなりますか?
- A. 利用調整は、雇用契約上の就労時間等で指数付けを行いますので、取り消しとはなりません。

ただし、同制度を取得後に縮小された就労時間等が月64時間に満たない場合は、「就労」要件に該当しないため、原則、入園(内定)の取り消しまたは退園となります。 (てびき3ページの注意事項をご確認ください。)

- Q8. 求職活動を理由とした認定期間の3か月間に仕事が決まらない場合は、再び求職活動を理由と した認定を継続できますか?
- A. 求職活動を理由とする場合、原則として3か月を超えた認定は行いません。

3か月の求職活動期間内に月64時間以上の仕事に就くことを想定しています。 月64時間以上の仕事に就くことができずに一旦退園し、再び求職活動を理由として入園の申請を行う場合については、求職活動の経緯や状況などを勘案したうえで、必要と判断される場合のみ保育認定(2・3号認定)を行います。

- Q9. 入園後に保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の認定を変更することは可能ですか?
- A. 変更手続きにより変更が可能です。

変更届と変更後の状況が確認できる資料などの提出により、状況に応じて希望の保育必要量へ変更します。

保育必要量の認定以外でも、保育認定(2・3号認定)を受けた後で入園申請の内容から状況が変更となる場合は、認定内容の変更手続きが必要です。

- Q10. 市外への転出等により、申請後に保育が必要でなくなった場合はどうしたらよいですか?
- A. まずはてびき裏表紙の問い合わせ先に連絡してください。

「入園申請取下げ書(入園辞退届)」(87ページ)を提出していただきます。入園施設決定後の場合は、送付した結果通知書一式も返却していただきます。

- Q11.保育認定(2・3号認定)を受けることができない場合、利用可能な保育サービスはありますか?
- A. 一時預かり事業をご利用いただける場合があります。

市内の認可保育施設では、一時預かりを行っています。病気やケガ、冠婚葬祭などで家庭での保育ができない場合や、育児疲れのリフレッシュ目的での利用も可能です。

- Q12. 3歳以上で保育料が無償となった場合、給食の食材料等その他の費用も無料となりますか?
- A. 給食の食材料費、通園送迎費、行事費、延長保育料等の費用は、これまでどおり利用者の負担 となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯のこどもと、全ての世帯の高校3年生(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)から数えて第3子以降のこどもについては、副食費(おかず・おやつ等)が免除されます。

### (11) 市立保育園の配置計画

### 市立保育園の適正配置について

本市では、保育の現状と課題を踏まえ、これまで以上に民間の力を活用したうえで、市内全ての市立保育園等の適正配置を進めるため、平成30年10月に「市立保育園配置計画」を策定しました。

本計画では、園の老朽化状況や児童数の推移状況、近隣施設などでの受入れの可能性など、個別の状況を踏まえながら順次閉園、統廃合等の検討を進めていき、計画策定から概ね 20 年で市立保育園数を半数程度にするとともに、将来にわたって安心してこどもを保育できる環境の確保を図ることとしています。

※計画の詳細については、市ホームページにてご覧いただけます。 =

### 今後の閉園・統廃合について

本計画では、どの園をいつ、どう対応するのかは定めていません。

各園を取り巻く個別の状況を踏まえ、対応を進めることとしています。そのため、状況によっては、 市立保育園在園中に閉園計画等の説明、対応を進めさせていただく場合がありますので、入園にあたってはあらかじめご了承ください。

なお、本市では、既に耐用年数を超過している園及び利用児童数が20人(児童福祉法上の保育所認可基準の下限)未満の園を「早期に対応が必要な施設」として位置づけ、閉園等の対応を優先的に進めることとしています。

#### 【各施設の耐用年数到達時期一覧】

		~R4	R5~R9	R10~R14	R15~R19	R20~
北	X	太夫浜(R9 年度末閉園 予定)	早通北、 <u>越岡</u> 、 太田、三ツ森	ちとせ、かやま、 すみれ、二葉、 若葉		早通南、木崎
東	×	中野山、第二中野山、東中野山、大山(R8年度末閉園予定)		山木戸、中山		大形、桃山
中5	中区	<u>しなの、山潟 (R8年</u> 度末閉園予定)	<u>入舟</u>	白山、流作場、 長嶺	ロータリー	八千代、万代、 沼垂、鳥屋野
江南	有区	両川、ことぶき、 亀田第一(民営化を検 討中)、亀田第二、 大江山(R7年度末閉園 予定)	<b>亀田第三</b> (民営化を検 討中)	横越双葉 <b>、</b> 亀田第五	横越小杉	横越中央、
秋梦	之				新津東、小須戸、 金津	矢代田
南	×	新飯田	<u>臼井</u> 、あじほ、 にししろね	諏訪木、根岸、 大通、月潟	<b>小林</b>	白根、大鷲
西	×	<u>内野、上五十嵐、</u> <u>坂井、坂井輪、</u> <u>小針</u>	大野、 <u>寺地(閉園を検</u> <u>討中)</u>	山田(R7 年度末閉園 予定)	木場	興野 <b>、</b> 黒埼なかよし
西涼	献区			岩室、巻、 松野尾、七浦、 中之口	漆山西	和納、巻つくし、 すわ、漆山東、 かきの実

<sup>※</sup>耐用年数は、税法上の減価償却資産耐用年数を参考に、木造30年、鉄骨50年で整理。下線は令和7年4月時点で耐用年数を超過している施設(但し、全ての施設について耐震改修済みであり、安全性確保のための対応は行っています。)

### 【参考:市立保育園配置計画策定以降の統廃合等の状況】

年度	内容
令和元年度	宮浦乳児保育園(中央区)を万代保育園(中央区)に統合【令和2年2月】
令和4年度	曽野木保育園・第二曽野木保育園(江南区)を閉園し、私立保育園に統合【令和4年4月民営化】
令和5年度	敷島保育園(中央区)、新金沢保育園(秋葉区)、古川保育園(南区)を閉園【令和6年3月】
令和6年度	石山保育園(東区)、山ノ下保育園(東区)を閉園【令和7年3月】

### 閉園が決定している市立保育園について(令和6年10月時点)

「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき、今後次の施設の閉園を予定しています。新規入園については、各施設における受入要件を満たさない場合、希望施設に記載されていても利用調整(入園選考)の対象外となりますので、ご注意ください。

閉園予定時期	施設名	R7新規入園の受入
令和7年度末(令和8年3月)	大江山保育園(江南区) 山田保育園(西区)	原則受入停止
令和8年度末(令和9年3月)	大山保育園(東区)	原則受入停止
1110年度本(11119年3月)	山潟保育園(中央区)	原則0~2歳児のみ
令和9年度末(令和10年3月)	太夫浜保育園(北区)	原則受入停止

### 閉園等を検討している市立保育園について(令和6年10月時点)

次の施設については、「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき、閉園等の検討をしています。

施設名	内容	R7新規入園の受入
亀田第一保育園 亀田第三保育園 (江南区)	令和9年度(令和9年4月)の民営化を検討中 (近隣に2園を併合した新園の開設を予定)	在園児は新園へ進級となるため、令 和7年度以降も民営化まで通常どお り受入を予定
寺地保育園 (西区)	令和8年度末(令和9年3月)の閉園を検討中 (閉園と同時(令和9年4月)に近隣に新園の開設 を予定)	閉園(令和9年3月)と同時(令和9年4月)に新園(私立)の開設を予定しており、近隣施設で在園児の受入枠が確保できることから、令和7年度以降も閉園まで通常どおり受入を予定

<sup>※</sup>検討中であり、閉園等が決定しているものではありません。

上記以外の施設についても、「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき、市立保育園在園中に閉園計画等の説明、対応を進めさせていただく場合がありますので、入園にあたってはあらかじめご了承ください。

### (12) 令和7年度 新潟市認可保育施設一覧

### 閉園が決定している施設について(令和6年10月時点)

閉園予定時期	施設名	R7新規入園の受入
令和7年度末(令和8年3月)	大江山保育園(江南区 市立) 曽野木まるみ幼稚園(江南区 私立) 山田保育園(西区 市立)	原則受入停止
令和8年度末(令和9年3月)	早通みずほ幼稚園(北区 私立) 大山保育園(東区 市立)	原則受入停止
	山潟保育園(中央区 市立)	原則0~2歳児のみ
令和9年度末(令和10年3月)	太夫浜保育園(北区 市立) メイプル保育園(東区 私立)	原則受入停止

### 小規模保育・事業所内保育の連携施設について

地域型保育施設は、原則として3歳未満児を受け入れの対象としています。

卒園した後の受け入れ先として連携施設の設定がある場合、連携施設を第1希望で申請し、かつ当該施設に空きがある場合に限り、優先的に入園することができます。

所在区	施設形態	施設名	連携施設				
	小規模保育	乳児保育園みらい	牡丹山ひかりこども園・みなとこども園(東区)				
	小規模保育	ウィステリア保育園	藤見幼稚園(東区)				
	小担捞但夯	 	みたけこども園・岡山幼保連携型認定こども園(東区)				
東区	小規模保育	ニチイキッズはなみずき保育園 	認定こども園新潟青陵こども園(中央区)				
<b>AE</b>	   小規模保育	   POPO おひさま保育園	中道山こども園・あおい幼稚園(東区)				
	小戏侯休月	POPO MUCA休月園	認定こども園新潟青陵こども園(中央区)				
	小規模保育	ふじみ保育園	藤見幼稚園(東区)				
	事業所内保育	えびがせ保育園アミック(※)	_				
	小規模保育	じんぐう保育園	認定こども園神宮幼稚園(中央区)				
	   小規模保育	   POPO おうち保育園	るんびいにこども園(西区)				
	小烧铁床目	FOFO 63 Jの休月風	エンジェルこども園・認定こども園新潟青陵こども園(中央区)				
	小規模保育	はるまちつぼみ保育園	はるまちこども園(中央区)				
	小規模保育	ニフィスこども園	ながたゆめのつばさこども園・認定こども園新潟青陵こども園(中央区)				
中央区	小規模保育	サロン・ド・ひまわり上近江保育園	ひまわり保育園(江南区)				
	小規模保育	サロン・ド・ひまわり医学町保育園	ひまわり保育園(江南区)				
	小規模保育	しらとり保育園	白鳥こども園(中央区)				
	小担搂伊夲	たかとしのもった伊奈国	網川原保育園・新和ここの実こども園・				
	小規模保育	なかよしのおうち保育園 	認定こども園新潟青陵こども園(中央区)				
	事業所内保育	ばとぅーるこども園	赤沢保育園(中央区)				
江南区	小規模保育	たんぽぽ保育園	_				
7 HZ	小規模保育	キッズルームなかよし	認定こども園新潟青陵こども園(中央区)				
秋葉区	小規模保育	ニチイキッズさつき野駅前保育園	小阿賀ほのぼのこども園(秋葉区)				
10.40	事業所内保育	下越病院たんぽぽ保育園	さくらこども園・(仮称)中新田こども園・荻川ほのぼの保育園(秋葉区)				
	小規模保育	グランセナ保育園	あいりすこども園(西区)				
	小規模保育	すいか小規模保育園	すいか保育園(西区)				
	小規模保育	吉田小規模保育園	吉田こども園(西区)				
西区	小規模保育	小規模青山真行保育園	真行保育園(西区)				
	小規模保育	令和保育園	笠木保育園・松の実こども園(西区)				
	小+8+茶/0-茶	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	あいりすヒルズこども園 (西区)				
	小規模保育	ニチイキッズこばりみなみ保育園 	認定こども園新潟青陵こども園(中央区)				
	事業所内保育	なでしこつぼみ保育園	東小針認定こども園(西区)				

<sup>※</sup> えびがせ保育園アミックは、連携施設の確保が不要なため、3歳以上での在園や入園が可能です。

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和7年4月に新規開設する施設は2施設、認定こども園へ移行する施設は3施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。

	申請		公	たこれな	保育	受入		開閉園	□時間			/#=#¥
20	番号	Ľ.	私	爬夜石	定員		別性地	平日	土曜日	休月双时间	電品金石	1佣5
19   10   10   10   10   10   10   10	001	北	市	ちとせ保育園	70	2ヶ月	北区松浜6丁目11-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-259-2614	
1	002	北	市	かやま保育園	120	2ヶ月	北区嘉山1丁目2-41	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5201	
10	003	北	市	すみれ保育園	100	2ヶ月	北区石動1丁目10-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-3149	
20	004	北	市	早通南保育園	110	2ヶ月	北区早通南1丁目9-7	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-4589	
10	005	北	市	早通北保育園	90	2ヶ月	北区早通北3丁目7-30	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-2208	
20	006	北	市	木崎保育園	80	2ヶ月	北区横井279	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-3155	
10   1   1   1   1   1   1   1   1   1	007	北	市	越岡保育園	50	2ヶ月	北区十二321	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5600	
10	800	北	市	二葉保育園	60	2ヶ月	北区浦木1523-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-387-3774	
10   1	009	北	市	太田保育園	40	2ヶ月	北区太田2005	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-2329	
10   12   13   35   み名と他性相類   50   2月   担任場下日4-11   730   1900   730   1900   830   1630   025-269-3394   1018   18   18   二本く名居育園   120   2月   紅田瀬田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	010	北	市	三ツ森保育園	30	2ヶ月	北区森下1409	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-0580	
13	011	北	市	若葉保育園	40	2ヶ月	北区新鼻279-2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-3100	
14   1	012	北	私	みなと福祉保育園	50	2ヶ月	北区松浜7丁目4-11	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-259-3394	
15 日	013	北	私	こまくさ保育園	120	2ヶ月	北区柳原3丁目10-25	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-387-2175	
016 北 弘 命 松志に亡信陽 125 2ヶ月 北京松浜本町4丁目2―38 700 ~ 1900 700 ~ 1900 830 ~ 1630 025-259-7070 177 北 弘 命 の つくしことも匿 120 2ヶ月 北京東東町1丁目1―66 700 ~ 1900 700 ~ 1900 800 ~ 1600 025-259-6100 178 北 弘 命 のがのことも匿 120 2ヶ月 北京東東町1丁目1―66 700 ~ 1900 700 ~ 1900 800 ~ 1600 025-259-6100 1790 北 弘 命 の あびことはまことと意 90 2ヶ月 北京東京町3953―3 700 ~ 1900 700 ~ 1900 800 ~ 1600 025-259-6100 1790 北 弘 命 の あじことまとことも匿 120 4ヶ月 北京東京町3953―3 700 ~ 1900 700 ~ 1900 800 ~ 1600 025-259-7068 1790 1790 北 弘 命 の あじことまとことも匿 120 4ヶ月 北京町300―1 730 ~ 1900 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7068 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2816 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2816 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2816 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2816 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2816 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2816 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2816 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2816 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-273-2813 1790 730 730 730 730 730 730 730 7300 730	014	北	私	ひかりキッズⅡ	53	6ヶ月	北区太夫浜2046-3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00		新設
107 北 私 島 の	015	北	私	◎ 小鳥の森こども園	60	6ヶ月	北区嘉山533	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-386-9441	
10日 また も の あがのことも贈 120 27月 次数折点割3953-3 700 ~ 1900 700 ~ 1900 800 ~ 1600 026-259-6100   10日 北 も の あたごとまとことも思 90 27月 次数期39053-3 700 ~ 1900 700 ~ 1900 800 ~ 1600 026-388-7676   120 47月 次数期39051 700 ~ 1900 700 ~ 1900 800 ~ 1600 025-388-7676   120 47月 次数期39051 700 ~ 1900 700 ~ 1900 800 ~ 1600 025-388-7676   120 47月 次数期39051 700 ~ 1900 700 ~ 1900 800 ~ 1600 025-387-5867   120 47月 次数月1972 7.15 ~ 1900 730 ~ 1700 815 ~ 1615 025-255-3722   120 4	016	北	私	◎ 松浜こども園	125	2ヶ月	北区松浜本町4丁目2-38	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-259-7070	
0円 北 弘 公 念たとまとことも題 90 27月 北区東14851 700 ~ 1900 700 ~ 1900 800 ~ 1600 025-388-7676 020 北 弘 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公	017	北	私	◎ つくしこども園	120	2ヶ月	北区東栄町1丁目1-66	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-387-2623	
202 北 弘 の にじかわことも画 120 4ヶ月 北区県川300-1 730 ~ 1900 730 ~ 1800 830 ~ 1630 025-259-7088	018	北	私	◎ あがのこども園	120	2ヶ月	北区新元島町3953-3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-259-6100	
201 出	019	北	私	◎ あたごとまとこども園	90	2ヶ月	北区葛塚4851	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-388-7676	
202   北 弘	020	北	私	◎ にごりかわこども園	120	4ヶ月	北区濁川300-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-259-7068	
23 並 私 ® 青い鳥ことも圏 130 2ヶ月 北区須戸588 700 ~ 1900 700 ~ 1830 800 ~ 1600 025-386-2424	021	北	私	◎ 豊栄マリアこども園	100	2ヶ月	北区内島見1243-2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5367	
224 北 弘 ② 原のぼのことも園 70 6ヶ月 北区様ノ入1143-1 7:00 ~ 18:30 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-387-6:200 025 東 市 山木戸保育園 80 2ヶ月 東区山木戸日11-20 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30 025-273-28:16 026 東 市 大形保育園 100 2ヶ月 東区地名が振移99 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30 025-273-8:505 027 東 市 中山保育園 100 2ヶ月 東区地は丁目110-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30 025-273-8:505 027 東 市 林山保育園 60 2ヶ月 東区中野山87目110-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30 025-273-6:413 029 東 市 中野山保育園 70 2ヶ月 東区中野山822 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-273-6:413 029 東 市 第二中野山保育園 60 2ヶ月 東区中野山87目8-15 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-276-13:91 03:31 東 市 東中野山保育園 80 2ヶ月 東区東中野山67目4-28 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-276-6:40 03:2 東 弘 岡山乳児園 90 2ヶ月 東区東野山67目4-28 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30 025-276-8:18:1 03:3 東 弘 はいか保育園 170 2ヶ月 東区東田97山67目4-15 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-8:18:1 03:3 東 弘 京山泉原暦 11:00 2ヶ月 東区東田114-15 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-276-09:11 03:6 東 弘 京カノスイミング京育園 140 2ヶ月 東区県東11-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-09:11 03:6 東 弘 京かの乳保育園 25 2ヶ月 東区県東17-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-56:88 03:7 東 弘 彦原が発展園 130 6ヶ月 東区県東17-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 彦原が発展園 130 6ヶ月 東区県東17-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 彦原が発園 130 6ヶ月 東区県東17-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 彦原が発園 130 6ヶ月 東区県東17-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 彦原が発展日 160 2ヶ月 東区県東17-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 彦原が東田17-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 彦原が東田17-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 彦原が東田17-11-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 彦原が東田17-11-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 彦原が東田17-11-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 彦原が東田17-11-11-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 1	022	北	私	◎ 光華こども園	80	2ヶ月	北区島見町1972	7:15 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:15 ~ 16:15	025-255-3722	
225 東 市 山水戸保育圏 80 2ヶ月 東区山木戸4丁目11-20 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30 025-273-28:16 026 東 市 大形保育圏 100 2ヶ月 東区南巻ヶ瀬589 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30 025-273-85:05 027 東 市 中山保育圏 100 2ヶ月 東区南巻ヶ瀬589 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30 025-273-85:05 027 東 市 中山保育圏 60 2ヶ月 東区林山町1丁目110-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-273-64:13 029 東 市 中野山保育圏 70 2ヶ月 東区中野山822 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-273-64:13 029 東 市 東中野山保育圏 60 2ヶ月 東区中野山822 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-276-139:1 03:0 東 市 東中野山保育圏 80 2ヶ月 東区中野山6丁目4-28 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-276-64:0 03:2 東 弘 岡山県児圏 90 2ヶ月 東区東中野山6丁目4-28 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-276-64:0 03:2 東 弘 岡山県児圏 90 2ヶ月 東区京渡甲135-7 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-81:81 03:3 東 弘 はじめ保育圏 170 2ヶ月 東区河渡甲135-7 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-276-81:01 03:5 東 弘 7カノスイミング保育圏 140 2ヶ月 東区南東竹2丁目10-9 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-56:01 03:5 東 弘 なかの乳児保育圏 25 2ヶ月 東区南東竹2丁目10-9 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-56:88 03:7 東 弘 毎房始稚園 130 6ヶ月 東区州金町1丁目1-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-56:88 03:7 東 弘 毎房始稚園 130 6ヶ月 東区州金町17目1-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-56:88 03:7 東 弘 毎房始稚園 130 6ヶ月 東区州金町17目13-12 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-56:88 03:7 東 弘 毎房始稚園 130 6ヶ月 東区州金町17目1-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-56:88 03:9 東 弘 毎房始稚園 130 6ヶ月 東区州金町17目13-26 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 毎月始春時間27目13-26 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-273-94:85 03:9 東 弘 毎月始春間 15 3ヶ月 東区州金町17目13-26 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-273-19:55 03:9 東 弘 毎月始春に近日 16:00 2ヶ月 東区州田本野は51目13-26 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55 03:00 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	023	北	私	◎ 青い鳥こども園	130	2ヶ月	北区須戸588	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-386-2424	
7.30 × 19.00   7.30 × 19.00   7.30 × 19.00   7.30 × 19.00   7.30 × 16.30   0.25-273-8505   0.27 東 市 中山県育園   1.00   2ヶ月 東区中山4丁目2-5   7.30 × 19.00   7.30 × 19.00   8.30 × 16.30   0.25-271-7441   0.28 東 市 株山保育園   60   2ヶ月 東区林山町1丁目110-1   7.30 × 19.00   7.30 × 18.00   8.30 × 16.30   0.25-273-6413   0.29 東 市 中野山保育園   70   2ヶ月 東区中野山822   7.30 × 19.00   7.30 × 18.00   8.30 × 16.30   0.25-276-1391   0.30 東 市 第二中野山保育園   60   2ヶ月 東区中野山822   7.30 × 19.00   7.30 × 18.00   8.30 × 16.30   0.25-276-0334   0.31 東 市 東中野山保育園   80   2ヶ月 東区東野山6丁目4-28   7.30 × 19.00   7.30 × 19.00   8.30 × 16.30   0.25-276-6440   0.32 東 私 岡山県児園   90   2ヶ月 東区東野山6丁目4-28   7.30 × 19.00   7.00 × 19.00   8.30 × 16.30   0.25-276-68181   0.33 東 私 はしめ保育園   170   2ヶ月 東区原理中135-7   7.00 × 19.30   7.00 × 19.00   8.00 × 16.00   0.25-276-0794   0.34 東 私 第二はしめ保育園   100   2ヶ月 東区東平4丁目14-15   7.00 × 19.30   7.00 × 19.00   8.00 × 16.00   0.25-276-3601   0.35 東 私 ナカノスイミング保育園   140   2ヶ月 東区東北10日-9   7.00 × 19.00   7.00 × 18.00   8.00 × 16.00   0.25-276-3601   0.36 東 私 なかの乳児保育園   1.30   6ヶ月 東区東北10日-1   7.00 × 19.00   7.00 × 18.00   8.00 × 16.00   0.25-276-5688   0.37 東 私 の 藤見泉が展園   1.30   6ヶ月 東区東北10日-1   7.30 × 19.00   7.30 × 18.00   8.30 × 16.30   0.25-276-5688   0.37 東 私 の 藤見泉が展園   1.30   6ヶ月 東区東北10日-1   7.30 × 19.00   7.30 × 18.00   8.00 × 16.00   0.25-276-5613   0.38 東 私 の 藤正ととも園里京ととも園   1.50   東区東北10日-1   7.30 × 19.00   7.30 × 17.00   8.00 × 16.00   0.25-273-9485   0.39 東 私 の 藤田が原元ととも園   40   6ヶ月 東区東北10日-1   7.30 × 19.00   7.30 × 17.00   8.00 × 16.00   0.25-273-9485   0.39 東 私 の 郷田が展刊   1.50   2ヶ月 東区東北10日-1   7.30 × 19.00   7.30 × 17.00   8.00 × 16.00   0.25-273-9485   0.39 東 私 の 郷田が日本11日   7.30 × 19.00   7.30 × 17.00   8.00 × 16.00   0.25-273-9485   0.39 東 私 の 郷田が日本11日   7.30 × 19.00   7.30 × 17.00   8.00 × 16.00   0.25-273-9485   0.39 東 私 の 郷田が日本11日   7.30 × 19.00   7.30 × 17.00   8.00 × 16.00   0.25-273-9485   0.30 ※ 16.30 ※ 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30 × 16.30	024	北	私	◎ ほのぼのこども園	70	6ヶ月	北区樋ノ入1143-1	7:00 ~ 18:30	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-387-6200	
027 東 市 中山保育圏 100 2ヶ月 東区中山4丁目2-5	025	東	市	山木戸保育園	80	2ヶ月	東区山木戸4丁目11-20	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-2816	
228 東 市	026	東	市	大形保育園	100	2ヶ月	東区海老ヶ瀬589	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-8505	
○29 東 市 中野山保育園 70 2ヶ月 東区中野山822 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-276-1391   030 東 市 第二中野山保育園 60 2ヶ月 東区中野山4丁目8-15 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-276-0334   031 東 市 東中野山保育園 80 2ヶ月 東区東中野山6丁目4-28 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30 025-276-6640   032 東 私 岡山乳児園 90 2ヶ月 東区末所252-1 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-8181   033 東 私 はじめ保育園 170 2ヶ月 東区東9野山6丁目4-15 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-274-0794   034 東 私 第二はじめ保育園 100 2ヶ月 東区末平4丁目14-15 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-275-3601   035 東 私 ナカノスイミング保育園 140 2ヶ月 東区南紫竹2丁目10-9 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-286-0911   036 東 私 なかの乳児保育園 25 2ヶ月 東区東山706-1 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-5688   037 東 私 の 藤児幼稚園 130 6ヶ月 東区小金町1丁目1-17 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-273-9485   038 東 私 の 新潟あゆみごども園 40 6ヶ月 東区東中野山3丁目13-26 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-276-1115   044 東 私 の 新潟あゆみごども園 40 6ヶ月 東区東中野山3丁目13-26 7:30 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 私 の 砂深濃井里路でごども園 160 2ヶ月 東区末所254-4 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 私 の 砂深濃井里路定ごとも園 160 2ヶ月 東区末所254-4 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 私 の 砂深濃井里路でごとも園 160 2ヶ月 東区末所254-4 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 私 の 砂深濃井里路定ごとも園 160 2ヶ月 東区京田本町475-148 アンロー・17:00 7:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 私 の 砂深濃井里路でごとも園 160 2ヶ月 東区京田本町475-148 アンロー・17:00 7:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 私 の 砂深濃井里路でごとも園 160 2ヶ月 東区京田本町475-148 アンロー・17:00 7:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 私 の 小森田東田 日 160 2ヶ月 東区田町本町155-148 アンロー・17:00 7:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 私 の 小森田東田 日 160 2ヶ月 東区田町本町155-148 アンロー・17:00 7:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 私 の 小森田 田 17:00 7:00 ~ 17:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 私 日 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 日 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 15:00 8:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044 東 15:00 8:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-277-19:55   044	027	東	市	中山保育園	100	2ヶ月	東区中山4丁目2-5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-271-7441	
030 東 市 第二中野山保育園 60 2ヶ月 東区中野山4丁目8-15 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-276-0334	028	東	市	桃山保育園	60	2ヶ月	東区桃山町1丁目110-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-273-6413	
31 東 市 東中野山保育圏   80 2ヶ月 東区東中野山6丁目4-28   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:30 ~ 16:30 025-276-6640     032 東 私 岡山乳児園 90 2ヶ月 東区本所252-1   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-8181     033 東 私 はじめ保育園 170 2ヶ月 東区河渡甲135-7   7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-274-0794     034 東 私 第二はじめ保育園 100 2ヶ月 東区南菜竹2丁目10-9   7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-275-3601     035 東 私	029	東	市	中野山保育園	70	2ヶ月	東区中野山822	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-276-1391	
32 東 私 岡山乳児園   90 2ヶ月 東区本所252-1   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-8181   033 東 私 はじめ保育園 170 2ヶ月 東区河渡甲135-7   7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-274-0794   034 東 私 第二はじめ保育園 100 2ヶ月 東区太平4丁目14-15   7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-275-3601   035 東 私	030	東	市	第二中野山保育園	60	2ヶ月	東区中野山4丁目8-15	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-276-0334	
33 東 私 はじめ保育園	031	東	市	東中野山保育園	80	2ヶ月	東区東中野山6丁目4-28	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-276-6640	
034 東 私 第二はじめ保育園 100 2ヶ月 東区太平4丁目14−15   7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-275-3601     035 東 私 ナカノスイミング保育園 140 2ヶ月 東区南紫竹2丁目10−9   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-286-0911     036 東 私 なかの乳児保育園 25 2ヶ月 東区東山706−1   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-5688     037 東 私 ◎ 藤見幼稚園 130 6ヶ月 東区小金町1丁目1−17   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-273-6513     038 東 私 ◎ 藤定ごとも園恵泉ごとも園 115 3ヶ月 東区松和町16−5   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-273-9485     039 東 私 ◎ 新潟あゆみごとも園 40 6ヶ月 東区東中野山3丁目13−26 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-276-1115     040 東 私 ◎ 阿山幼保運携型 160 2ヶ月 東区本所254−4 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-1955     044 東 私 ◎ 郊保運港型認定ごとも園 400 2ヶ月 東区東市第15−16 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:0	032	東	私	岡山乳児園	90	2ヶ月	東区本所252-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-276-8181	
335 東 私	033	東	私	はじめ保育園	170	2ヶ月	東区河渡甲135-7	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-274-0794	
○36 東 私 なかの乳児保育園 25 2ヶ月 東区栗山706-1   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-276-5688   ○37 東 私 ⑥ 蘇見幼稚園   130 6ヶ月 東区小金町1丁目1-17   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-273-6513   ○38 東 私 ⑥ 蘇定ごとも園恵泉ごとも園 115 3ヶ月 東区松和町16-5   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-273-9485   ○39 東 私 ⑥ 新潟あゆみごとも園 40 6ヶ月 東区東中野山3丁目13-26   7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-276-1115   ○40 東 私 ⑥ 阿山幼保建海里園 160 2ヶ月 東区本所254-4   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-1955   ○41 東京 東京 ● 秋原連港里園だことも園 400 2ヶ月 東区東中野山5-16 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:0	034	東	私	第二はじめ保育園	100	2ヶ月	東区太平4丁目14-15	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-275-3601	
037 東 私 © 藤見幼稚園   130 6ヶ月 東区小金町1丁目1-17   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-273-6513   038 東 私 © 縁定こども園恵泉こども園 115 3ヶ月 東区松和町16-5   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-273-9485   039 東 私 © 新潟あゆみこども園 40 6ヶ月 東区東中野山3丁目13-26   7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-276-1115   040 東 私 © 岡山幼保連携型 160 2ヶ月 東区本所254-4   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-1955   044 東 東 の 東京 日本	035	東	私	ナカノスイミング保育園	140	2ヶ月	東区南紫竹2丁目10-9	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-286-0911	
○ 38 東 私 ◎ 蘇定こども園恵泉こども園 115 3ヶ月 東区松和町16-5   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-273-9485     ○ 39 東 私 ◎ 新潟あゆみこども園 40 6ヶ月 東区東中野山3丁目13-26   7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-276-1115     ○ 40 東 私 ◎ 岡山幼保連携型 160 2ヶ月 東区本所254-4   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-1955     ○ 41 東 東 ◎ 郊保連携型器定こども園 400 2ヶ月 東区河野本町15-16 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:0	036	東	私	なかの乳児保育園	25	2ヶ月	東区粟山706-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-276-5688	
○ 39 東 私 ◎ 新潟あゆみこども園 40 6ヶ月 東区東中野山3丁目13-26   7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-276-1115   040 東 私 ◎ 簡単幼保連携型 160 2ヶ月 東区本所254-4   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-1955   041 東 東 ※ ◎ 郊保連携型認定こども園 100 2ヶ月 東区河野本町15-16 7:00 ~ 10:00 7:00 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-277-1955   041 東 ※ ◎ 郊保連携型認定こども園 100 2ヶ月 東区河野本町15-16 7:00 ※ 10:00 7:00 ※ 10:00 7:00 ※ 10:00 025-277-1955   041 東 ※ ◎ 郊保連携型認定こども園 100 2ヶ月 東区河野本町15-16 7:00 ※ 10:00 7:	037	東	私	◎ 藤見幼稚園	130	6ヶ月	東区小金町1丁目1-17	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-273-6513	
040 東 私 © 岡山幼保連携型 160 2ヶ月 東区本所254-4 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-277-1955	038	東	私	◎ 認定こども園恵泉こども園	115	3ヶ月	東区松和町16-5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-273-9485	
Q40   東   M   製設定こども園   180   27月   東区本州254-4   7.00 ~ 19.00   7.00 ~ 18.00   8.00 ~ 18.00   025-277-1955   19.00	039	東	私	 ◎ 新潟あゆみこども園	40	6ヶ月	東区東中野山3丁目13-26	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-1115	
041 東 私 ® 幼保運携型認定こども園 100 2ヶ月 東区河渡本町15-16 7:00 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-275-5929	040	東	私		160	2ヶ月	東区本所254-4	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-277-1955	
	041	東	私	◎ 幼保連携型認定こども園 しょうとくこども園	100	2ヶ月	東区河渡本町15-16	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-275-5929	

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和7年4月に新規開設する施設は2施設、認定ことも園へ移行する施設は3施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。

	申請		公	施設名	保育	受入	75-77-th	開閉園	B時間			/## ##
1	番号	K		他設名	定員		別性地	平日	土曜日	休月湿时间	电砧笛写	1佣5
1	042	東	私	◎ 物見山はじめ保育園	50	2ヶ月	東区物見山3丁目3-16	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-271-3233	
10	043	東	私	◎ おむすびこども園	60	2ヶ月	東区卸新町2丁目848-49	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-256-8765	
10	044	東	私	◎ 緑が丘幼稚園	60	6ヶ月	東区有楽3丁目4-4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-275-3372	
CAT   T	045	東	私	◎ みたけこども園	110	2ヶ月	東区紫竹卸新町1869-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-256-6800	
전	046	東	私	◎ みつばちこども園	90	3ヶ月	東区粟山3丁目3-8	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-3098	
전 및 및 및 이 발표소스트웨덴에에에 110 2개 중절실을기용보구 7:16 ~ 19:00 7:45 ~ 18:45 8:5 ~ 16:15 0 25-273-6328   10:00 기준 및 및 이 발표소스트를 되어 25-273-6328   10:00 기준 및 및 이 발표소스트를 되어 25-273-6328   10:00 기준 및 및 이 발표소스트를 되어 25-273-6328   10:00 기준 및 및 및 및 및 및 및 및 및 및 및 및 및 및 및 및 및 및	047	東	私	◎ みつばち第二こども園	120	3ヶ月	東区新石山4丁目8-3	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-277-2400	
20   東 弘	048	東	私	◎ 瑞穂こども園	60	6ヶ月	東区山木戸3丁目14-44	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-275-1717	
京	049	東	私	◎ 認定こども園松崎保育園	110	2ヶ月	東区白銀2丁目4-7	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:45	8:15 ~ 16:15	025-273-6328	
	050	東	私	◎ 下山こども園	90	3ヶ月	東区太平2丁目7-17	7:15 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-274-1918	
28   1	051	東	私	◎ ゆたかこども園	130	2ヶ月	東区東中野山4丁目12-9	7:00 ~ 19:30	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-276-2964	
1	052	東	私	◎ 東明こども園	90	5ヶ月	東区東明3丁目15-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-286-0345	
50   1	053	東	私	◎ いろはこども園	90	6ヶ月	東区竹尾2丁目21-10	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-275-0168	
056   東	054	東	私	◎ 牡丹山ひかりこども園	90	4ヶ月	東区上木戸1丁目14-9	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-273-9566	
10日   10	055	東	私	◎ 上木戸こども園	130	2ヶ月	東区上木戸5丁目17-13	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-273-4063	
公路   京	056	東	私	◎ みのりこどもえん	90	6ヶ月	東区下木戸600-14	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-383-8104	
10   10   10   10   10   10   10   10	057	東	私	◎ みなとこども園	90	4ヶ月	東区臨海町1-32	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-288-6057	
60   大	058	東	私		75	4ヶ月	東区石山1丁目3番80号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-287-2877	
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	059	東	私	◎ 中道山こども園	90	2ヶ月	東区幸栄2丁目18-8	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-273-9562	
60   大	060	東	私	◎ 開志新潟東こども園	90	2ヶ月	東区中野山3丁目3番9号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-385-6157	
683 東 私 ② あびみことも書 60 27月 東区船江町17目50-33 7:15 ~ 1900 7:15 ~ 1800 8:15 ~ 16:15 025-288-1068   1064 東 私 ② (銀粉)はす加ことも編 93 27月 東区部批画17目50-33 7:15 ~ 1900 7:00 ~ 1800 8:00 ~ 16:00 025-257-96:33 形行	061	東	私	◎ 山の下こども園	72	6か月	東区古川町67	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-270-1281	
064 東 払 ② (優勝) は対名ことも編 93 2ヶ月 東区駅松崎1丁目1-10 700~1900 700~1800 800~1600 025-257-9633 移行	062	東	私	◎ 逢谷内こども園	90	2ヶ月	東区大形本町6丁目14-13	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-274-5689	
066 東 弘 ☆ 乳児保育園みらい 19 4ヶ月 東区牡丹山3丁目18-39	063	東	私	◎ ふなえこども園	60	2ヶ月	東区船江町1丁目50-33	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:00	8:15 ~ 16:15	025-288-1068	
730	064	東	私	◎ (仮称)はす池こども園	93	2ヶ月	東区新松崎1丁目1-10	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-257-9633	移行
067 東 弘 ☆ 二子/キッズ   19 2ヶ月 東区はなみずき1丁目16-12   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:30 ~ 16:30   025-279-2321   10:8 東 弘 ☆ POPOおひさま保育園   12 2ヶ月 東区は第四6-26   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:30 ~ 16:30   025-275-5563   10:9 東区線町6-26   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:30   8:30 ~ 16:30   025-278-85:00   10:00   7:30 ~ 19:30   7:30 ~ 18:30   8:30 ~ 16:30   025-278-85:00   10:00   7:30 ~ 19:30   7:30 ~ 19:30   7:30 ~ 19:30   7:30 ~ 19:30   025-278-85:00   10:00   025-232-66:55   10:00   10:00   025-232-66:55   10:00   025-232-66:55   10:00   025-232-66:55   10:00   025-232-66:55   10:00   025-232-66:55   10:00   10:00   025-232-66:55   10:00   10:00   025-232-66:55   10:00   10:	065	東	私	☆ 乳児保育園みらい	19	4ヶ月	東区牡丹山3丁目18-39	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-384-0321	
68 東 私 ☆ POPOおひさま保育園   19 27月 東区係本戸1丁目3-17   7:00 ~ 2000   7:00 ~ 2000   8:00 ~ 16:00   025-275-5563     69 東 私 ☆ 応じみ保育園   19 2ヶ月 東区修町6-26   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:30   8:30 ~ 16:30   025-278-8500     70 東 私 ☆ 応じみ保育園   19 2ヶ月 東区修町6-26   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:30   8:30 ~ 16:30   025-278-8500     70 東 私 ◆ えびがは保育園アミック   50 7ヶ月 東区務町3017   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-279-26:00     70 中央 市 八千代保育園   130 2ヶ月 中央区川岸町1丁目56-1   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-232-65:65     70 中央 市 入舟保育園   40 2ヶ月 中央区間前町3476-2   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-222-78:49     70 中央 市 白山保育園   40 2ヶ月 中央区間調町19-20   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-226-65:42     70 中央 市 万代保育園   120 2ヶ月 中央区保護町19-20   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-244-33:44     70 中央 市 万代保育園   120 2ヶ月 中央区水島町3-28   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-244-36:69     70 中央 市 茂保保育園   50 2ヶ月 中央区水島町3-28   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-244-36:69     70 中央 市 茂田保育園   80 2ヶ月 中央区部最上151   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-244-36:64     70 中央 市 帰屋野保育園   120 2ヶ月 中央区部最上151   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-243-66:40     70 中央 市 帰屋野保育園   120 2ヶ月 中央区部最上151   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-243-66:40     70 中央 市 帰屋野保育園   120 2ヶ月 中央区市島上151   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-243-66:40     70 中央 市 帰屋野保育園   120 2ヶ月 中央区市島上151   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-243-66:40     70 中央 市 帰屋野保育園   120 2ヶ月 中央区市島上151   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-243-66:40     70 中央 市 帰屋野保育園   120 2ヶ月 中央区市島上151   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-243-66:40     70 中央 市 帰屋野保育園   120 2ヶ月 中央区市島上151   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-243-66:40     70 中央 市 帰屋野保育園   120 2ヶ月 中央区市島上151   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-243-66:40     70 中央 市 帰屋野保育園   120 2ヶ月 中央区市島上151   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-243-66:40     70 中央 市 帰田保育園   120 2ヶ月 中央区市島上151	066	東	私	☆ ウィステリア保育園	18	2ヶ月	東区小金町1丁目3-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-290-7849	
069 東 私 ☆ ふじみ保育圏	067	東	私		19	2ヶ月	東区はなみずき1丁目16-12	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-279-2321	
070 東 私 ◆ えびが世保育園アミック 50 7ヶ月 東区海老ヶ瀬3017 7:30 ~ 19:30 7:30 ~ 17:30 8:00 ~ 16:00 025-279-26:00	068	東	私	☆ POPOおひさま保育園	12	2ヶ月	東区下木戸1丁目3-17	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 20:00	8:00 ~ 16:00	025-275-5563	
071 中央 市 八千代保育圏 130 2ヶ月 中央区川岸町1丁目56-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-232-6565 072 中央 市 入舟保育圏 60 2ヶ月 中央区稲荷町3476-2 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-232-6565 073 中央 市 白山保育圏 40 2ヶ月 中央区白山浦2丁目180-7 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-3464 074 中央 市 しなの保育圏 40 2ヶ月 中央区白山浦2丁目180-7 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-3464 075 中央 市 万代保育圏 120 2ヶ月 中央区庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	069	東	私	☆ ふじみ保育園	19	2ヶ月	東区錦町6-26	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-278-8500	
072 中央 市 入舟保育園 60 2ヶ月 中央区稲荷町3476-2 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-222-7849 073 中央 市 白山保育園 40 2ヶ月 中央区自迪浦2丁目180-7 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-3464 074 中央 市 しなの保育園 40 2ヶ月 中央区信濃町19-20 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-5542 075 中央 市 万代保育園 120 2ヶ月 中央区東万代町9-52 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-3344 076 中央 市 流作場保育園 110 2ヶ月 中央区東五代町9-52 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-3669 077 中央 市 長額保育園 50 2ヶ月 中央区明石2丁目1-51 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-7301 078 中央 市 沼重保育園 80 2ヶ月 中央区沿重東4丁目8-36 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-243-6640 079 中央 市 鳥屋野保育園 120 2ヶ月 中央区高屋野4丁目9-30 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-283-7083 080 中央 市 ロータリー保育園 100 2ヶ月 中央区下所島2丁目3-6 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-283-3413 081 中央 市 山場保育園 80 2ヶ月 中央区千天橋通3丁目2-18 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-286-5704 常和8年度末間間事定	070	東	私	◆ えびがせ保育園アミック	50	7ヶ月	東区海老ヶ瀬3017	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-279-2600	
日本	071	中央	市	八千代保育園	130	2ヶ月	中央区川岸町1丁目56-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-232-6565	
074 中央 市 しなの保育園 40 2ヶ月 中央区信濃町19-20 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-5542 075 中央 市 万代保育園 120 2ヶ月 中央区東万代町9-52 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-3344 076 中央 市 流作場保育園 110 2ヶ月 中央区水島町3-28 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-3669 077 中央 市 長衛保育園 50 2ヶ月 中央区明石2丁目1-51 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-7301 078 中央 市 沼重保育園 80 2ヶ月 中央区沼重東4丁目8-36 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-243-6640 079 中央 市 鳥屋野保育園 120 2ヶ月 中央区鳥屋野4丁目9-30 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-283-7083 080 中央 市 ロータリー保育園 100 2ヶ月 中央区下所島2丁目3-6 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-283-3413 081 中央 市 山潟保育園 80 2ヶ月 中央区弁天橋通3丁目2-18 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-286-5704 常用8年度末 同間番予定	072	中央	市	入舟保育園	60	2ヶ月	中央区稲荷町3476-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-222-7849	
075 中央 市 万代保育園 120 2ヶ月 中央区東万代町9-52 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-3344 076 中央 市 流作場保育園 110 2ヶ月 中央区水島町3-28 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-3669 077 中央 市 長蘋保育園 50 2ヶ月 中央区明石2丁目1-51 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-7301 078 中央 市 沼亜保育園 80 2ヶ月 中央区沼亜東4丁目8-36 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-243-6640 079 中央 市 鳥屋野保育園 120 2ヶ月 中央区鳥屋野4丁目9-30 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-283-7083 080 中央 市 ロータリー保育園 100 2ヶ月 中央区下所島2丁目3-6 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-283-3413 081 中央 市 山潟保育園 80 2ヶ月 中央区弁天橋通3丁目2-18 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-286-5704 常和8年度末 閉園予定	073	中央	市	白山保育園	40	2ヶ月	中央区白山浦2丁目180-7	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-3464	
076 中央 市 流作場保育園 110 2ヶ月 中央区水島町3-28 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-3669 077 中央 市 長衛保育園 50 2ヶ月 中央区明石2丁目1-51 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-244-7301 078 中央 市 沼重保育園 80 2ヶ月 中央区沼重東4丁目8-36 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-243-6640 079 中央 市 鳥屋野保育園 120 2ヶ月 中央区鳥屋野4丁目9-30 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-283-7083 080 中央 市 ロータリー保育園 100 2ヶ月 中央区下所島2丁目3-6 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-283-3413 081 中央 市 山湯保育園 80 2ヶ月 中央区弁天橋通3丁目2-18 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-286-5704 <sup>令和8年度末</sup> 閉間予定	074	中央	市	しなの保育園	40	2ヶ月	中央区信濃町19-20	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-5542	
077 中央 市 長嶺保育園         50 2ヶ月 中央区明石2丁目1-51         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 19:00         8:00 ~ 16:00         025-244-7301           078 中央 市 沼垂保育園         80 2ヶ月 中央区沼垂東4丁目8-36         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 18:00         8:00 ~ 16:00         025-243-6640           079 中央 市 鳥屋野保育園         120 2ヶ月 中央区鳥屋野4丁目9-30         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 18:00         8:00 ~ 16:00         025-283-7083           080 中央 市 ロータリー保育園         100 2ヶ月 中央区下所島2丁目3-6         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 19:00         8:00 ~ 16:00         025-283-3413           081 中央 市 山潟保育園         80 2ヶ月 中央区弁天橋通3丁目2-18         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 19:00         8:00 ~ 16:00         025-286-5704         令和8年度末 房間事文定	075	中央	市	万代保育園	120	2ヶ月	中央区東万代町9-52	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-3344	
078 中央 市         沼重保育園         80         2ヶ月         中央区沼重東4丁目8-36         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 18:00         8:00 ~ 16:00         025-243-6640           079 中央 市         鳥屋野保育園         120         2ヶ月         中央区鳥屋野4丁目9-30         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 18:00         8:00 ~ 16:00         025-283-7083           080 中央 市         ロータリー保育園         100         2ヶ月         中央区下所島2丁目3-6         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 19:00         8:00 ~ 16:00         025-283-3413           081 中央 市         山湯保育園         80         2ヶ月         中央区弁天橋通3丁目2-18         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 19:00         8:00 ~ 16:00         025-286-5704         令和8年度末 開商予定	076	中央	市	流作場保育園	110	2ヶ月	中央区水島町3-28	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-3669	
079 中央 市 鳥屋野保育園         120 2ヶ月 中央区鳥屋野4丁目9-30         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 18:00         8:00 ~ 16:00         025-283-7083           080 中央 市 ロータリー保育園         100 2ヶ月 中央区下所島2丁目3-6         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 19:00         8:00 ~ 16:00         025-283-3413           081 中央 市 山海保育園         80 2ヶ月 中央区弁天橋通3丁目2-18         7:30 ~ 19:00         7:30 ~ 19:00         8:00 ~ 16:00         025-283-3413	077	中央	市	長嶺保育園	50	2ヶ月	中央区明石2丁目1-51	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-7301	
080 中央 市 ロータリー保育園 100 2ヶ月 中央区下所島2丁目3-6 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-283-3413 081 中央 市 山潟保育園 80 2ヶ月 中央区弁天橋通3丁目2-18 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-286-5704 <sup>令和8年度末</sup> 閉間予定	078	中央	市	沼垂保育園	80	2ヶ月	中央区沼垂東4丁目8-36	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-243-6640	
081 中央 市 山潟保育園     80 2ヶ月 中央区弁天橋通3丁目2-18     7:30 ~ 19:00     7:30 ~ 19:00     8:00 ~ 16:00     025-286-5704     令和8年度末 関圏予定	079	中央	市	鳥屋野保育園	120	2ヶ月	中央区鳥屋野4丁目9-30	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-283-7083	
00 中央 中 田海休月園 00 27月 中央区外大橋通3 J 日 2 - 18 7.30 ~ 19.00 7.30 ~ 19.00 8.00 ~ 16.00 025°280°5704 閉園予定	080	中央	市	ロータリー保育園	100	2ヶ月	中央区下所島2丁目3-6	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-283-3413	
082 中央 私 関屋保育園 90 6ヶ月 中央区関屋昭和町3丁目145 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-2606	081	中央	市	山潟保育園	80	2ヶ月	中央区弁天橋通3丁目2-18	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-286-5704	
	082	中央	私	関屋保育園	90	6ヶ月	中央区関屋昭和町3丁目145	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-2606	

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和7年4月に新規開設する施設は2施設、認定こども園へ移行する施設は3施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。

		.,	10.4.1 時無の定員を記	.,,	受入	(利は風、神経とこも風がり)					
申請 番号	×	公私	施設名	保育定員	年齢 (月齢)	所在地	平 日	工曜日	保育短時間	電話番号	備考
083	中央	私	赤沢保育園	80	3ヶ月	中央区東湊町通1の町2547	7:30 ~ 19:00	7:45 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-222-5542	
084	中央	私	網川原保育園	150	6ヶ月	中央区網川原2丁目1-19	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-284-3816	
085	中央	私	松美保育園	70	2ヶ月	中央区山二ツ4丁目8-16	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-257-1010	
086	中央	私	湖桜保育園	70	2ヶ月	中央区長潟2丁目29-5	7:00 ~ 18:45	7:30 ~ 17:45	8:00 ~ 16:00	025-286-0281	
087	中央	私	新光町保育園	120	6ヶ月	中央区新光町15-4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-278-3600	
088	中央	私	◎ 認定こども園親松幼稚園	150	2ヶ月	中央区親松136	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-283-4444	
089	中央	私	<ul><li>◎ 認定こども園</li><li>あそびの森有明幼稚園</li></ul>	80	4ヶ月	中央区文京町17-21	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-266-4151	
090	中央	私	<ul><li>◎ 認定こども園 恵光学園第2幼稚園保育園</li></ul>	70	6ヶ月	中央区女池3丁目43-11	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-283-3915 (幼児部) 025-280-0288 (乳児部)	
091	中央	私	◎ 認定こども園みどり幼稚園	16	3ヶ月	中央区東中通1-86	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-201-6664	
092	中央	私	◎ 認定こども園神宮幼稚園	20	満3歳	中央区西大畑町5195	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-222-7484	
093	中央	私	◎ 京王幼稚園	80	6ヶ月	中央区京王3丁目19-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-286-4803	
094	中央	私	◎ 白鳥こども園	90	6ヶ月	中央区女池上山2丁目6-18	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-288-6523	
095	中央	私	◎ 二葉幼稚園	9	満3歳	中央区西中町714	7:45 ~ 18:45	7:45 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-222-4509	
096	中央	私	◎ 愛泉こども園	105	2ヶ月	中央区上所3丁目14-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-284-4471	
097	中央	私	◎ 認定こども園まるみ幼稚園	18	6ヶ月	中央区南出来島1丁目17-1	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 15:30	8:40 ~ 16:40	025-283-4856	
098	中央	私	◎ 幼保連携型 こやす認定こども園	60	6ヶ月	中央区日の出1丁目14-23	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-242-2662	
099	中央	私	◎ 幼保連携型うまこしこやす 認定こども園	120	6ヶ月	中央区本馬越2丁目9-14	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-244-6233	
100	中央	私	◎ めいけこども園	140	6ヶ月	中央区女池6丁目4-18	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-284-2156	
101	中央	私	◎ こばとこども園	110	6ヶ月	中央区女池神明2丁目6-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-284-1133	
102	中央	私	◎ 新潟えきなかこども園	90	4ヶ月	中央区花園1丁目1-1.(JR新潟駅構内)	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 20:00	8:30 ~ 16:30	025-245-5533	
103	中央	私	◎ 笹口こども園	110	4ヶ月	中央区南笹口1丁目8-57	7:00 ~ 19:30	7:15 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-246-3620	
104	中央	私	◎ 新潟葵こども園	105	2ヶ月	中央区上大川前通2番町135-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-201-8585	
105	中央	私	<ul><li>○ 認定こども園</li><li>恵光学園第1幼稚園</li></ul>	10	満3歳	中央区天神尾1丁目4-1	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	8:30 ~ 16:30	025-244-2451	
106	中央	私	◎ 新潟認定こども園	110	2ヶ月	中央区川岸町3丁目21番2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-3362	
107	中央	私	◎ 隣保館認定こども園	65	2ヶ月	中央区四ツ屋町1丁目5141-5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-223-0535	
108	中央	私	◎ 旭こども園	80	2ヶ月	中央区寺裏通1番町234-2	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-222-3700	
109	中央	私	◎ 寄居こども園	70	2ヶ月	中央区寄居町702	7:00 ~ 22:00	7:00 ~ 15:00	7:00 ~ 15:00	025-223-5004	
110	中央	私	◎ 紫竹山こども園	91	2ヶ月	中央区紫竹山2丁目3-5	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:45	8:00 ~ 16:00	025-243-5855	
111	中央	私	◎ ここの実こども園	90	2ヶ月	中央区南出来島1丁目4-7	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-7716	
112	中央	私	◎ 開志上所こども園	90	2ヶ月	中央区上所中1丁目11-22	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-285-3388	
113	中央	私	◎ こどものいえこども園	105	2ヶ月	中央区親松101-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-284-5001	
114	中央	私	◎ はるまちこども園	90	3ヶ月	中央区鳥屋野南3丁目10-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-383-8805	
115	中央	私	◎ YOU鐘木こども園	130	2ヶ月	中央区湖南27-6	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-4649	
116	中央	私	◎ 認定こども園 新潟青陵こども園	30	満3歳	中央区水道町1丁目5939	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-266-8674	
117	中央	私	◎ 勝楽寺こども園	70	2ヶ月	中央区西堀通8番町1588	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-228-5856	
118	中央	私	◎ こども園未来へ	140	2ヶ月	中央区京王1丁目7-13	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-286-3711	
119	中央	私	<ul><li>○ ながたゆめのつばさこど も園</li></ul>	90	6ヶ月	中央区長潟831	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-257-7060	
120	中央	私	◎ 新和ここの実こども園	90	2ヶ月	中央区新和2丁目3番1号	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-7280	
121	中央	私	◎ エンジェルこども園	100	2ヶ月	中央区堀之内南1丁目18-20	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 15:00	025-246-1357	
122	中央	私	◎ 認定こども園 聖ラファエル幼稚園	40	1歳	中央区花園2丁目6番7号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-241-2307	
123	中央	私	☆ じんぐう保育園	19	2ヶ月	中央区西大畑町581	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-210-7771	

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和7年4月に新規開設する施設は2施設、認定こども園へ移行する施設は3施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。

	X137C	٠	10.4.1四点切定复记品		受入	(WIDE COMPECCOMP. (V)	開閉園		22,94% 0 21.00		
申請 番号	×	私	施設名	保育定員	年齢 (月齢)	所在地	平日	土曜日	保育短時間	電話番号	備考
124	中央	私	☆ POPOおうち保育園	12	2ヶ月	中央区紫竹山1丁目9-17-2	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-210-6900	
125	中央	私	☆ はるまちつぼみ保育園	19	3ヶ月	中央区近江2丁目17-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-250-6057	
126	中央	私	☆ ニフィスこども園	19	2ヶ月	中央区花園1丁目6-3	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-278-8167	
127	中央	私	→ サロン・ド・ひまわり → 上近江保育園	19	2ヶ月	中央区上近江2丁目261-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-282-7720	
128	中央	私	☆ サロン・ド・ひまわり医 学町保育園	19	2ヶ月	中央区医学町通2番町10-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-211-2545	
129	中央	私	☆ しらとり保育園	19	6ヶ月	中央区女池上山2丁目14番34号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-288-5650	
130	中央	私	☆ なかよしのおうち保育園	19	6ヶ月	中央区上所上1丁目5番10号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-212-2162	
131	中央	私	◆ ばとぅーるこども園	17	2ヶ月	中央区下大川前通3ノ町2230 ブリッジスビル1階	7:30 ~ 19:30	8:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-224-0121	
132	江南	市	両川保育園	40	2ヶ月	江南区酒屋町424-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-280-2131	
133	江南	市	ことぶき保育園	60	2ヶ月	江南区天野3丁目1-38	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-280-6044	
134	江南	市	横越中央保育園	170	2ヶ月	江南区横越中央3丁目2-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3302	
135	江南	市	横越双葉保育園	60	2ヶ月	江南区木津5丁目5-10	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3837	
136	江南	市	横越小杉保育園	40	2ヶ月	江南区小杉3丁目14-16	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3303	
137	江南	市	亀田第一保育園	50	2ヶ月	江南区亀田新明町2丁目6-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2627	令和9年度民営 化を検討中
138	江南	市	亀田第二保育園	70	2ヶ月	江南区諏訪1丁目6-10	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2095	
139	江南	市	亀田第三保育園	90	2ヶ月	江南区亀田東町3丁目5-15	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-382-4870	令和9年度民営 化を検討中
140	江南	市	亀田第四保育園	120	2ヶ月	江南区西町4丁目6-24	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2296	
141	江南	市	亀田第五保育園	60	2ヶ月	江南区亀田中島2丁目4-14	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-382-5440	
142	江南	私	まつば保育園	80	2ヶ月	江南区松山766-5	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-277-0061	
143	江南	私	よこごしなかの保育園	90	2ヶ月	江南区うぐいす1丁目16-5	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-385-5500	
144	江南	私	袋津保育園	90	2ヶ月	江南区砂岡1丁目3-40	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2094	
145	江南	私	栄徳寺保育園	60	3ヶ月	江南区日水1丁目3-25	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-381-3755	
146	江南	私	亀田平和の園保育園	60	11ヶ月	江南区亀田本町2丁目3-20	7:15 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	8:15 ~ 16:15	025-381-2051	
147	江南	私	早通保育園	70	8ヶ月	江南区早通5丁目1-5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-381-2284	
148	江南	私	かめだなかの保育園	60	2ヶ月	江南区砂岡5丁目2-14	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-382-5833	
149	江南	私	YOUなかの保育園	120	2ヶ月	江南区亀田大月2丁目6-28	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-381-0350	
150	江南	私	ひまわり保育園	100	2ヶ月	江南区曙町5丁目4-31	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-383-1855	
151	江南	私	◎ 割野こども園	90	2ヶ月	江南区割野2092-3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-280-3115	
152	江南	私	◎ 亀田カトリック幼稚園	40	1歳 (12ヶ月)	江南区船戸山4丁目5-7	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 15:30	8:30 ~ 16:30	025-382-7766	
153	江南	私	◎ このはこども園	90	4ヶ月	江南区鵜ノ子3丁目4-44	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-383-5001	
154	江南	私	◎ 本興寺こども園	50	2ヶ月	江南区大淵1846-3	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-8168	
155	江南	私	◎ こども園トキめき	110	2ヶ月	江南区亀田四ツ興野4-5-27	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-383-8851	
156	江南	私	◎ いぶき保育園	160	2ヶ月	江南区曾川甲518-1	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:15	8:00 ~ 16:00	025-280-2505	
157	江南	私	◎ 四つ葉こども園	100	2ヶ月	江南区亀田向陽2丁目11-27	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-385-8045	
158	江南	私	◎ えだまめこども園	60	2ヶ月	江南区丸山117	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-250-7414	
159	江南	私	◎ 保育所型認定こども園 曽野木アルル保育園	100	2ヶ月	江南区曽野木1丁目21番9号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-383-8631	
160	江南	私	☆ たんぽぽ保育園	12	2ヶ月	江南区江□826-6	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-277-2380	
161	江南	私	☆ キッズルームなかよし	19	2ヶ月	江南区横越中央7丁目1-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-384-8061	
			,								

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和7年4月に新規開設する施設は2施設、認定こども園へ移行する施設は3施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。

※保育定員はR6.4.1時点の定員を記載しています。(新設園、認定こども園への移行園のみ、R7.4.1時点の予定定員を掲載しています。)

	木月足	pioi 	R6.4.1時点の定員を記	戦して	います。 受入	(新設園、認定こども園への			貝ど拘戦していま	9.)	
申請 番号	区	公 私	施設名	保育 定員	年齢 (月齢)	所在地	開閉園 平 日	工曜日	保育短時間	電話番号	備考
162	秋葉	市	新津東保育園	120	2ヶ月	秋葉区日宝町9-4	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0882	
163	秋葉	市	金津保育園	120	2ヶ月	秋葉区朝日483-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0440	
164	秋葉	市	小須戸保育園	150	2ヶ月	秋葉区小須戸325-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-38-3077	
165	秋葉	市	矢代田保育園	115	2ヶ月	秋葉区矢代田1237-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-38-2269	
166	秋葉	私	小合西保育園	90	6ヶ月	秋葉区出戸181	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-5115	
167	秋葉	私	北上保育園	100	2ヶ月	秋葉区さつき野4丁目15-12	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-25-5505	
168	秋葉	私	荻川ほのぼの保育園	60	6ヶ月	秋葉区田島109	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-21-1111	
169	秋葉	私	◎ 敬愛こども園	90	2ヶ月	秋葉区荻島3丁目1-20	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-22-3939	
170	秋葉	私	◎ 認定こども園あおぞら	60	4ヶ月	秋葉区中沢町14-18	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-23-1148	
171	秋葉	私	◎ 認定こども園おひさま	50	4ヶ月	秋葉区下新361-1	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-24-9988	
172	秋葉	私	◎ にこにここども園	170	2ヶ月	秋葉区あおば通2丁目24-5	7:00 ~ 19:30	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-25-2577	
173	秋葉	私	◎ おぎかわこども園	170	2ヶ月	秋葉区中野3丁目20-7	7:00 ~ 19:30	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-24-4471	
174	秋葉	私	◎ 認定こども園にじ	72	4ヶ月	秋葉区新津東町2丁目2-8	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-47-7831	
175	秋葉	私	◎ にいつ愛慈こども園	150	2ヶ月	秋葉区新津本町1丁目9-6	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-23-7050	
176	秋葉	私	○ 鉄道弘済会新津認定こども 園(さくらこども園)	170	4ヶ月	秋葉区南町10-3	7:15 ~ 19:15	7:15 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0404	
177	秋葉	私	◎ 小阿賀ほのぼのこども園	78	6ヶ月	秋葉区車場1丁目389-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-21-1123	
178	秋葉	私	◎ Akiha森のようちえん	20	2歳	秋葉区田家3丁目17-80-25	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-47-3815	
179	秋葉	私	◎ 認定こども園 新津カト リック幼稚園	33	6ヶ月	秋葉区日宝町2-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0587	
180	秋葉	私	◎ 満日こども園	80	5ヶ月	秋葉区七日町17-25	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-22-8441	
181	秋葉	私	◎ さつき野こども園	130	2ヶ月	秋葉区川□2181	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-21-3378	
182	秋葉	私	◎ (仮称)中新田こども園	78	5ヶ月	秋葉区中新田512-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-47-6413	移行
183	秋葉	私	☆ ニチイキッズ さつき野駅前保育園	19	2ヶ月	秋葉区北上2丁目17-4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0250-47-3682	
184	秋葉	私	◆ 下越病院たんぽぽ保育園	15	2ヶ月	秋葉区東金沢1459-6	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-23-5145	
185	南	市	白根保育園	60	2ヶ月	南区白根2444	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-2506	
186	南	市	諏訪木保育園	90	2ヶ月	南区白根水道町10-35	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-2628	
187	南	市	臼井保育園	60	2ヶ月	南区赤渋4540	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-373-5513	
188	南	市	大鷲保育園	70	2ヶ月	南区東笠巻新田270-2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-362-5429	
189	南	市	新飯田保育園	20	満2歳	南区新飯田1251-4	7:30 ~ 18:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-374-2025	*
190	南	市	根岸保育園	80	2ヶ月	南区山崎興野2321	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-362-6350	
191	南	市	大通保育園	90	2ヶ月	南区鷲ノ木新田5681	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-379-3182	
192	南	市	小林保育園	70	2ヶ月	南区下木山613	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-373-2316	
193	南	市	にししろね保育園	60	2ヶ月	南区西白根2032-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-1024	
194	南	市	あじほ保育園	80	2ヶ月	南区味方1231-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-1230	
195	南	市	月潟保育園	100	2ヶ月	南区西萱場1565	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-375-2437	
196	南	私	白根はじめ保育園	60	2ヶ月	南区戸石2647-4	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-372-5300	
197	南	私	白根そよ風保育園	120	2ヶ月	南区茨曽根7664-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-375-8500	
198	南	私	白根おおぞら保育園	90	2ヶ月	南区能登535-4	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-211-3395	
199	南	私	◎ あかねこども園	130	2ヶ月	南区鰺潟404-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-372-5600	
200	南	私	<ul><li>○ 白根カトリックこども</li><li>園</li></ul>	60	6ヶ月	南区能登2丁目7一30	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-372-1843	
201	南	私	<ul><li></li></ul>	150	2ヶ月	南区大通黄金4丁目2-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-362-3355	

※新飯田保育園への入園を希望される場合は、入園申請にあたっての留意事項をお伝えしますので、南区健康福祉課(O25-372-6351)へお問い合わせください。

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和7年4月に新規開設する施設は2施設、認定こども園へ移行する施設は3施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。

新書  区 公
203   西 市 上五十萬保育圏   40 2ヶ月   西区五十憲2の剛8404-1   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-262-2296     204   西 市 坂井保育圏   100 2ヶ月   西区坂井東5丁目31-41   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-269-31:60     205   西 市 坂井保育圏   90 2ヶ月   西区以井東5丁目31-26   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-269-31:60     206   西 市 小針保育圏   100 2ヶ月   西区小針4丁目5-25   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-266-96:32     207   西 市 大野保育圏   70 2ヶ月   西区大野町3089-2   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-24:54     208   西 市 剛野保育圏   100 2ヶ月   西区金巻789-1   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-22:07     209   西 市 木膳保育圏   60 2ヶ月   西区金巻789-1   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-22:07     210   西 市 寺地保育圏   100 2ヶ月   西区金巻789-1   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-377-26:17     210   西 市 寺地保育圏   100 2ヶ月   西区金巻789-1   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-377-66:17     211   西 市 黒崎なかよし保育圏   120 2ヶ月   西区南原923   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-377-65:00     212   西 私 大及中央保育圏   50 2ヶ月   西区大阪603-4   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-262-09:30     213   西 私 安木保育圏   40 2ヶ月   西区安木1336   7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-262-09:30     214   西 私 保占野木保育圏   40 2ヶ月   西区安木1336   7:30 ~ 19:00 7:15 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-262-35:58     215   西 私 寮社保育圏   70 2ヶ月   西区安本12月3-73   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-262-35:58     215   西 私 黄石保育圏   70 2ヶ月   西区安本12月3-73   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-262-35:58     216   西 私 黄石保育園   70 2ヶ月   西区安井1238   7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:30 8:00 ~ 16:00 025-266-03:09     217   西 私 古田別保育園   70 2ヶ月   西区安井1238   7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-36:00     217   西 私 古田別保育園   70 2ヶ月   西区安井1238   7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-36:00     218   西 私 スマイルはじ砂保育園 140 2ヶ月   西区安井1338   7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-36:00     219   西 私 赤田収存育園 140 2ヶ月   西区安井1338   7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-36:00     219   西 私 赤田収存育園 140 2ヶ月   西区安井1338   7:00 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:00 025-266-36:0
204   西 市 坂井保育園   100   2ヶ月 西区坂井東5丁目31-41   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-269-3160   2:06   西 市 坂井保育園   90   2ヶ月 西区小針8丁目21-26   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-261-6591   2:06   西 市 小針保育園   100   2ヶ月 西区小針4丁目5-25   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-266-9632   2:07   西 市 大野保育園   70   2ヶ月 西区小野41丁目5-25   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-377-2454   2:08   西 市 奥野保育園   100   2ヶ月 西区金巻789-1   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-377-2207   2:09   西 市 木場保育園   6:00   2ヶ月 西区金巻789-1   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-377-2207   2:09   西 市 寺地保育園   100   2ヶ月 西区寺港1074   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-377-2617   2:10   西 市 寺地保育園   120   2ヶ月 西区寺部1074   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-377-65:00   2:11   西 市 黒海なかよし保育園   120   2ヶ月 西区南第923   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-377-65:00   2:12   西 私 大友中央保育園   4:00   2ヶ月 西区京本1336   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-262-09:30   2:13   西 私 安木保育園   4:00   2ヶ月 西区京本1336   7:30 ~ 18:00   7:30 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-262-35:68   2:15   西 私 保治保育園   4:00   2:50   3:00
205 西 市 坂井輪保育園 90 2ヶ月 西区小針8丁目21-26 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-231-6591 2:06 西 市 小針保育園 100 2ヶ月 西区小針4丁目5-25 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-266-9632 2:07 西 市 大野保育園 70 2ヶ月 西区小針4丁目5-25 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-266-9632 2:07 西 市 大野保育園 100 2ヶ月 西区金巻789-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2454 2:08 西 市 興野保育園 100 2ヶ月 西区金巻789-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2207 2:09 西 市 木場保育園 100 2ヶ月 西区金巻789-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2617 2:10 西 市 寺地保育園 100 2ヶ月 西区金巻789-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2617 2:10 西 市 寺地保育園 100 2ヶ月 西区金巻1074 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-231-3301 高融 2:11 西 市 帰崎なかよし保育園 120 2ヶ月 西区金巻1074 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-231-3301 高融 2:11 西 市 帰崎なかよし保育園 120 2ヶ月 西区全版603-4 7:00 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-262-0930 2:12 西 弘 大久中央保育園 40 2ヶ月 西区全株1336 7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-262-0930 2:13 西 弘 安保育解 40 2ヶ月 西区全株1336 7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-261-4044 2:14 西 弘 保古野木保育園 40 2ヶ月 西区学民上2丁目3-73 7:30 ~ 19:00 7:15 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-262-3558 2:15 西 弘 野松保育園 70 2ヶ月 西区学民上2丁目3-73 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-262-358 2:17 西 弘 貴行保育園 70 6ヶ月 西区小針西2丁目11-15 7:20 ~ 19:10 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-266-0309 2:17 西 弘 古田乳児保育園 50 2ヶ月 西区小針西2丁目11-15 7:20 ~ 19:10 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-266-8456 2:18 西 弘 スマイルはじめ保育園 140 2ヶ月 西区小針西2丁目10-26 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:30 8:00 ~ 16:00 025-266-8456 2:18 西 弘 スマイルはじめ保育園 140 2ヶ月 西区小針西2丁目19-26 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:30 8:00 ~ 16:00 025-266-880 2:19 西 弘 あそびの森さんし保育園 40 4ヶ月 西区小針が丘2-43 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:00 025-267-6688 2:00 西 弘 アルル保育園 90 2ヶ月 西区小針が丘2-43 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-267-6688 2:00 西 弘 アルル保育園 90 2ヶ月 西区小針が丘2-43 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-267-6688 2:00 西 弘 アルル保育園 90 2ヶ月 西区小針が丘2-43 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-267-6688 2:00 西 弘 アルル保育園 90 2ヶ月 西区小針が丘2-43 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-267-6688 2:00 0
206 西 市 小針保育園
207 西 市 大野保育園 70 2ヶ月 西区大野町3089-2 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2454 208 西 市 興野保育園 100 2ヶ月 西区金巻789-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2454 209 西 市 木馬保育園 60 2ヶ月 西区本第1015-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2617 210 西 市 寺地保育園 100 2ヶ月 西区寺地1074 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2617 211 西 市 黒崎なかよし保育園 120 2ヶ月 西区寺地1074 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-317-3301 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
208 西 市 興野保育園   100 2ヶ月 西区金巻789-1   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2207     209 西 市 木場保育園   60 2ヶ月 西区本場1015-1   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2617     210 西 市 寺地保育園   100 2ヶ月 西区寺地1074   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-377-2617     211 西 市 黒崎なかよし保育園 120 2ヶ月 西区海崎923   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-377-6500     212 西 私 大友中央保育園 50 2ヶ月 西区大阪603-4   7:00 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-262-0930     213 西 私 笠木保育園 40 2ヶ月 西区安本1336   7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-261-4044     214 西 私 保古野木保育園 40 2ヶ月 西区安本1336   7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-262-3558     215 西 私 蒙松保育園 70 2ヶ月 西区安本127目3-73   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-262-3562     216 西 私 資行保育園 70 6ヶ月 西区中場台2丁目9-26 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-0309     217 西 私 吉田乳児保育園 50 2ヶ月 西区西川針台2丁目9-26 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:30 8:00 ~ 16:00 025-266-8456     218 西 私 スマイルはじめ保育園 140 2ヶ月 西区坂井1438 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:30 8:00 ~ 16:00 025-266-8880     219 西 私 オビの森きんし保育園 40 4ヶ月 西区外野西3丁目9-3 7:00 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-267-6688     220 西 私 アルル保育園 90 2ヶ月 西区外野西3丁目9-3 7:00 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-378-0846
209 西 市 木場保育圏
210 西 市 寺地保育園         100 2ヶ月 西区寺地1074         7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-231-3301 <sup>6 和8書 問題を                                   </sup>
211 西 市 黒崎なかよし保育園 120 2ヶ月 西区島原923 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-262-0930 212 西 私 大灰中央保育園 40 2ヶ月 西区党本1336 7:30 ~ 19:00 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-262-0930 213 西 私 笠木保育園 40 2ヶ月 西区笠木1336 7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-262-0930 214 西 私 保古野木保育園 40 2ヶ月 西区学本1336 7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-262-3558 215 西 私 翠松保育園 70 2ヶ月 西区学年上2丁目3-73 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-262-3558 216 西 私 真行保育園 70 6ヶ月 西区小針西2丁目11-15 7:20 ~ 19:10 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-266-0309 217 西 私 吉田乳児保育園 50 2ヶ月 西区西小針台2丁目9-26 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-8456 218 西 私 スマイルはじめ保育園 140 2ヶ月 西区坂井1438 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:30 8:00 ~ 16:00 025-260-5880 220 西 私 アルル保育園 40 4ヶ月 西区小針が丘2-43 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-267-6688 220 西 私 アルル保育園 90 2ヶ月 西区内野西3丁目9-3 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-378-0846
212 西 私 大友中央保育圏 50 2ヶ月 西区大友603-4 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-262-0930 213 西 私 笠木保育圏 40 2ヶ月 西区安木1336 7:30 ~ 18:30 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-261-4044 214 西 私 保古野木保育圏 40 2ヶ月 西区守古野木901 7:15 ~ 19:00 7:35 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-261-4044 215 西 私 翠松保育圏 70 2ヶ月 西区守尾上2丁目3-73 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-269-3262 216 西 私 真行保育圏 70 6ヶ月 西区中局上2丁目11-15 7:20 ~ 19:10 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-266-0309 217 西 私 吉田乳児保育圏 50 2ヶ月 西区西川針台2丁目9-26 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-8456 218 西 私 スマイルはじめ保育園 140 2ヶ月 西区坂井1438 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:30 8:00 ~ 16:00 025-260-5880 219 西 私 おどの森きんし保育園 40 4ヶ月 西区小針が丘2-43 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:00 025-267-6688 220 西 私 アルル保育園 90 2ヶ月 西区内野西3丁目9-3 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-378-0846
213 西 私 笠木保育園       40 2ヶ月 西区笠木1336       7:30 ~ 18:30       7:30 ~ 18:00       8:00 ~ 16:00       025-261-4044         214 西 私 保古野木保育園       40 2ヶ月 西区保古野木901       7:15 ~ 19:00       7:15 ~ 18:00       8:00 ~ 16:00       025-262-3558         215 西 私 翠松保育園       70 2ヶ月 西区寺尾上2丁目3-73       7:30 ~ 19:00       7:30 ~ 19:00       8:30 ~ 16:30       025-269-3262         216 西 私 真行保育園       70 6ヶ月 西区小針西2丁目11-15       7:20 ~ 19:10       7:30 ~ 19:00       8:00 ~ 16:00       025-266-0309         217 西 私 吉田乳保育園       50 2ヶ月 西区西川針台2丁目9-26       7:00 ~ 19:30       7:00 ~ 18:30       8:00 ~ 16:00       025-266-8456         218 西 私 スマイルはじめ保育園       140 2ヶ月 西区坂井1438       7:00 ~ 19:30       7:00 ~ 18:30       8:00 ~ 16:00       025-260-5880         219 西 私 あそびの森きんし保育園       40 4ヶ月 西区小野西3丁目9-3       7:00 ~ 19:00       7:30 ~ 18:00       8:00 ~ 16:00       025-267-6688         220 西 私 アルル保育園       90 2ヶ月 西区内野西3丁目9-3       7:00 ~ 19:00       7:00 ~ 18:00       8:00 ~ 16:00       025-378-0846
214 西 私 保占野木保育園       40 2ヶ月 西区保占野木901       7:15 ~ 19:00       7:15 ~ 18:00       8:00 ~ 16:00       025-262-3558         215 西 私 翠松保育園       70 2ヶ月 西区寺尾上2丁目3-73       7:30 ~ 19:00       7:30 ~ 19:00       7:30 ~ 19:00       8:30 ~ 16:30       025-269-3262         216 西 私 真行保育園       70 6ヶ月 西区小針西2丁目11-15       7:20 ~ 19:10       7:30 ~ 19:00       8:00 ~ 16:00       025-266-0309         217 西 私 吉田乳児保育園       50 2ヶ月 西区西小針台2丁目9-26       7:00 ~ 19:30       7:00 ~ 18:00       8:00 ~ 16:00       025-266-8456         218 西 私 スマイルはじめ保育園       140 2ヶ月 西区坂井1438       7:00 ~ 19:30       7:00 ~ 18:30       8:00 ~ 16:00       025-260-5880         219 西 私 あそびの森きんし保育園       40 4ヶ月 西区小針が丘2-43       7:30 ~ 19:00       7:30 ~ 17:00       8:30 ~ 16:30       025-267-6688         220 西 私 アルル保育園       90 2ヶ月 西区内野西3丁目9-3       7:00 ~ 19:00       7:00 ~ 18:00       8:00 ~ 16:00       025-378-0846
215 西 私 翠松保育園 70 2ヶ月 西区寺尾上2丁目3-73 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-269-3262 216 西 私 真行保育園 70 6ヶ月 西区小針西2丁目11-15 7:20 ~ 19:10 7:30 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-266-0309 217 西 私 吉田乳児保育園 50 2ヶ月 西区西小針台2丁目9-26 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-266-8456 218 西 私 スマイルはじめ保育園 140 2ヶ月 西区坂井1438 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:30 8:00 ~ 16:00 025-260-5880 219 西 私 あそびの森きんし保育園 40 4ヶ月 西区小針が丘2-43 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-267-6688 220 西 私 アルル保育園 90 2ヶ月 西区内野西3丁目9-3 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-378-0846
216 西 私 真行保育園   70 6ヶ月 西区小針西2丁目11-15   7:20 ~ 19:10   7:30 ~ 19:00   8:00 ~ 16:00   025-266-0309     217 西 私 吉田乳児保育園   50 2ヶ月 西区西小針台2丁目9-26   7:00 ~ 19:30   7:00 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-266-8456     218 西 私 スマイルはじめ保育園 140 2ヶ月 西区坂井1438   7:00 ~ 19:30   7:00 ~ 18:30   8:00 ~ 16:00   025-260-5880     219 西 私 あそびの森きんし保育園 40 4ヶ月 西区小針が丘2-43   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 17:00   8:30 ~ 16:30   025-267-6688     220 西 私 アルル保育園 90 2ヶ月 西区内野西3丁目9-3   7:00 ~ 19:00   7:00 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-378-0846
217 西 私 吉田乳児保育園   50   2ヶ月 西区西川針台2丁目9-26   7:00 ~ 19:30   7:00 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-266-8456   218 西 私 スマイルはじめ保育園   140   2ヶ月 西区坂井1438   7:00 ~ 19:30   7:00 ~ 18:30   8:00 ~ 16:00   025-260-5880   219 西 私 あそびの森きんし保育園   40   4ヶ月 西区小針が丘2-43   7:30 ~ 19:00   7:30 ~ 17:00   8:30 ~ 16:30   025-267-6688   220 西 私 アルル保育園   90   2ヶ月 西区内野西3丁目9-3   7:00 ~ 19:00   7:00 ~ 18:00   8:00 ~ 16:00   025-378-0846
218 西 私 スマイルはじめ保育園 140 2ヶ月 西区坂井1438     7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:30 8:00 ~ 16:00 025-260-5880       219 西 私 あそびの森きんし保育園 40 4ヶ月 西区小針が丘2ー43     7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-267-6688       220 西 私 アルル保育園 90 2ヶ月 西区内野西3丁目9ー3     7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-378-0846
219 西 私 あそびの森きんし保育園 40 4ヶ月 西区小針が丘2-43   7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-267-6688   220 西 私 アルル保育園 90 2ヶ月 西区内野西3丁目9-3   7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-378-0846
220 西 私 アルル保育園 90 2ヶ月 西区内野西3丁目9-3 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-378-0846
221 西 私 すいか保管園 90 2ヶ月 西区新涌西2丁月7-19 700 ~ 1900 700 ~ 1800 800 ~ 1600 025-201-6904
20 277 GENERAL TO 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1
222 西 私 遊コスモス小新保育園 90 2ヶ月 西区小新1280 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-378-3208
223 西 私 @ 認定ことも園寺尾幼稚園 230 2ヶ月 西区寺尾上1丁目6-55 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-260-1211
224 西 私 © 終定さら8週 65 6ヶ月 西区寺尾西3丁目26-50 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-269-2406
225 西 私 © 旭が丘こども圏 119 6ヶ月 西区五十嵐2の町8633 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-262-2567
226 西 私 ⑤ 坂井輪東幼稚園 80 6ヶ月 西区坂井東1丁目6-8 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-231-0123
227 西 私 © 明美ヶ丘こども園 100 6ヶ月 西区五十嵐東1丁目16-33 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-269-2414
228 西 私 © 総定こども園 90 4ヶ月 西区大学南2丁目24-24 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-262-3311
229 西 私 ② 松の実こども園 85 2ヶ月 西区寺尾台3丁目19-13 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:30 8:00 ~ 16:00 025-268-2343
230 西 私 ③ 松の実第二こども園 90 2ヶ月 西区五十嵐東3丁目11-18 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 1800 8:00 ~ 16:00 025-260-2112
231 西 私 ⑤ 赤塚こども園 80 2ヶ月 西区赤塚2783-2 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-239-2565
232 西 私 © なの花こども圏 80 2ヶ月 西区赤塚2362-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:00 ~ 16:00 025-239-3155
233 西 私 © 愛慈こども園 120 2ヶ月 西区上新栄町1丁目3-3 7:00 ~ 19:00 7:30 ~ 17:30 8:30 ~ 16:30 025-260-2058
234 西 私 © ときめきパステルことも圏 90 2ヶ月 西区ときめき西3丁目4-12 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 19:00 8:00 ~ 16:00 025-378-1182
235 西 私 © 認定ことも圏 あそびの森金鶏幼稚園 40 満3歳 西区小針台1-4 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 17:00 8:30 ~ 16:30 025-267-4121
236 西 私 © 山五十嵐こども園 140 5ヶ月 西区五十嵐3の町西16-13 7:00 ~ 19:00 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-262-4385
237 西 私 💿 幼保連携型認定 150 3ヶ月 西区新通872-2 7:15 ~ 19:00 7:30 ~ 16:30 8:15 ~ 16:15 025-268-3132
238 西 私 © 天建こども園 90 6ヶ月 西区坂井914-1 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:30 ~ 16:30 025-260-6533
239 西 私 © 有明こども園 140 2ヶ月 西区西有明町1-76 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-267-4995
240 西 私 ⑤ 東小針認定こども園 140 2ヶ月 西区小針1丁目33-12 7:30 ~ 19:00 7:30 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-233-1257
241 西 私 © 吉田こども園 60 3歳 西区西川針台2丁目9-27 7:00 ~ 19:30 7:00 ~ 18:00 8:00 ~ 16:00 025-267-2007
242 西 私 © くろとりこども園 80 2ヶ月 西区黒鳥5916 7:30 ~ 19:15 7:30 ~ 17:30 8:00 ~ 16:00 025-379-3381

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和7年4月に新規開設する施設は2施設、認定こども園へ移行する施設は3施設です。該当施設は備考欄に、「新設」または「移行」と記載しています。

※保育定員はR6.4.1時点の定員を記載しています。(新設園、認定こども園への移行園のみ、R7.4.1時点の予定定員を掲載しています。)

申請		公	10.4.1 時点の定員を記	保育	受入	(利政風、脳上ことも風への)	開閉園				
番号	☒	私	施設名	定員	年齢 (月齢)	所在地 	平日	土曜日	保育短時間	電話番号	備考
243	西	私	◎ あいりすこども園	90	2ヶ月	西区小新5丁目8-28	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-265-7575	
244	西	私	◎ るんびいにこども園	90	2ヶ月	西区小新西2丁目20-16	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-230-6565	
245	西	私		90	2ヶ月	西区鳥原242-1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-201-6802	
246	西	私	◎ 小針パステルこども園	90	2ヶ月	西区小針6丁目43-1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-233-1111	
247	西	私	◎ あいりすヒルズこども園	90	4ヶ月	西区青山4丁目1-8-10	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-211-7233	
248	西	私	◎ 坂井輪幼稚園	10	満3歳	西区坂井東4丁目12番8号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-268-2441	
249	西	私	◎ きやまこども園	90	2ヶ月	西区木山815	7:20 ~ 19:00	7:45 ~ 17:00	8:15 ~ 16:15	025-239-3318	
250	西	私	◎ はるまち西こども園	100	3ヶ月	西区立仏地内 焼鮒団地集会所隣	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-383-8805 (はるまちこども園)	新設 ※
251	西	私	☆ グランセナ保育園	19	3ヶ月	西区小新4088	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-364-0010	
252	西	私	☆ すいか小規模保育園	12	2ヶ月	西区新通西1丁目9-22	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-211-8760	
253	西	私	☆ 吉田小規模保育園	19	2ヶ月	西区西小針台2丁目11-2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-378-2730	
254	西	私	☆ 小規模青山真行保育園	19	6ヶ月	西区青山新町11-3	7:20 ~ 19:00	7:20 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-266-1032	
255	西	私	☆ 令和保育園	19	2ヶ月	西区小新西2丁目16-3	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-201-6402	
256	西	私	☆ ニチイキッズ ☆ こばり南保育園	19	2ヶ月	西区小針4丁目33-4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-201-6385	
257	西	私	◆ なでしこつぼみ保育園	10	2ヶ月	西区寺地280-7	7:30 ~ 21:00	7:30 ~ 21:00	8:30 ~ 16:30	025-365-2434	
258	西蒲	市	岩室保育園	80	2ヶ月	西蒲区橋本101-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-82-2165	
259	西蒲	市	和納保育園	110	2ヶ月	西蒲区和納909	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-82-3009	
260	西蒲	市	巻保育園	80	2ヶ月	西蒲区巻甲2644	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3356	
261	西蒲	市	巻つくし保育園	90	2ヶ月	西蒲区堀山新田256	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3990	
262	西蒲	市	すわ保育園	80	2ヶ月	西蒲区巻甲763-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-7697	
263	西蒲	市	漆山東保育園	50	2ヶ月	西蒲区漆山3320	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-76-2315	
264	西蒲	市	漆山西保育園	50	2ヶ月	西蒲区並岡10-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-8142	
265	西蒲	市	かきの実保育園	30	2ヶ月	西蒲区仁箇1443-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-0770	
266	西蒲	市	松野尾保育園	40	2ヶ月	西蒲区松野尾2896	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3548	
267	西蒲	市	七浦保育園	30	2ヶ月	西蒲区越前浜6905-6	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-77-2002	
268	西蒲	市	◎ 中之口こども園	160	2ヶ月	西蒲区三ツ門59-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-375-3060	
269	西蒲	私	みずほ保育園	50	2ヶ月	西蒲区曽根929	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	0256-88-3747	
270	西蒲	私	鎧郷保育園	120	2ヶ月	西蒲区下山408	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-88-2286	
271	西蒲	私	竹野町保育園	70	2ヶ月	西蒲区竹野町2616	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0256-72-3001	
272	西蒲	私	風の子保育園	80	2ヶ月	西蒲区巻甲174O	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-8545	
273	西蒲	私	◎ めぐみこども園	90	2ヶ月	西蒲区巻乙9	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0256-72-7138	
274	西蒲	私	◎ 曽根おひさまこども園	90	2ヶ月	西蒲区曽根829	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	0256-88-2112	
275	西蒲	私	◎ 認定こども園和光幼稚園	54	1歳(12ヶ月)	西蒲区押付1361-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	0256-88-3520	
276	西蒲	私	◎ 認定こども園 ひのまる幼稚園	50	11ヶ月	西蒲区巻甲755-3	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-5740	
277	西蒲	私	◎ (仮称)かたひがしこども園	140	2ヶ月	西蒲区番屋712-1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	0256-86-2023	移行

※新規入園の方で「はるまち西こども園」を第1希望で申請する場合の、問い合わせ先・申請書類の提出先は、中央区の「はるまちこども園」(025-383-8805)となります。

Memo	
	······
	······
	······



Memo	
	······
	······



### (13) 入園申請様式集

次ページから申請に必要となる様式(切り取り式)を掲載しています。 てびきの関連箇所を確認のうえ、該当する様式を切り取ってお使いください。

### 【提出書類について】

てびき7~21ページ「(6) 提出書類・提出先」をご一読のうえ、書類をご準備ください。

7ページ 一覧表 … 今回の申請で必要な書類をご確認ください

9~14ページ ①~③ … すべての方が必ず提出する必要がある書類

15~17ページ ④~⑤ … 申請区分・父母の状況によりいずれかの提出が必要な書類

18~21ページ ⑥ (A~K) … 世帯の状況に応じて必要な書類

- ・掲載の無い書類は、上記ページの該当箇所を確認し、ご自身で必要な書類をご準備ください。
- 様式はホームページにも掲載しているため、不足・紛失の際はホームページから印刷して使用できます。

### 【掲載している様式】

関連ページ	掲載している様式	掲載ページ
P.9	入園申請書提出用封筒(2・3号認定)	てびきに付属
P.9 ①	入園申請確認票	P.47
P.10~14 ②	教育・保育給付認定兼入園申請書(2・3号認定児童用)	P.49~52
P.14 ③	こどもの状況票	P.53~54
P.15 ④【新規申請】	マイナンバー記載用紙<教育・保育施設届出用>	P.55~56
P.15 ④【新規申請】	ハ (記入例)	P.57~58
P.15 ④【転園申請】	転園届(保育認定用)	P.59~60
P.15 ④【区分変更】	同一認定こども園内における認定区分変更届	P.61~62
P.16~17 ⑤	就労証明書 《国標準様式(新潟市版・A4 縦)≫	P.63~64
P.16~17 ⑤	ハ (記入例)	P.65~66
P.16~17 ⑤	11 ※P.63~64 と同じ内容です	P.67~68
P.16~17 ⑤	〃 (記入例) ※P.65~66 と同じ内容です	P.69~70
P.16 ⑤	介護・看護状況申告書	P.71~72
P.16 ⑤	医療機関診断書(保育認定用)	P.73
P.16 ⑤	誓約書	P.75~76
P.16 ⑤	育児休業(雇用)証明書	P.77~78
P.18 • 20 @ A	きょうだい同時申込(⑧その他)希望調査票	P.79~80
P.18 • 20 @ C	令和5年分 外国居住期間収入状況申立書(利用者負担額算定用)	P.81~82
P.18 • 20 @ C	川 (記入例)	P.83~84
P.19 • 21 6 J	ひとり親世帯に関する申立書	P.85
P.33 Q10.	教育・保育給付認定兼入園申請取下げ書(入園辞退届)	P.87~88

### 令和7年度4月入園 新潟市認可保育施設用

### 入園申請確認票

申請児童名	
第1希望施設名	

提出する申請書類等を準備・確認のうえ、提出する書類の太枠内に✔してください。

<u>申請書類に不備・不足があった場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があります。</u>また、利用調整(選考)の過程で<u>申請書類の不足が判明した場合でも、ご連絡はいたしません</u>ので、「令和7年度4月入園のてびき」をよくお読みいただき、記入内容に漏れがないことや必要書類が添付されていることを必ず確認してください。

		7	すべての方が必要な書類			市外	υ理 関		
1									
2			合付認定兼入園申請書(2·3号認定児童用)						
<ul><li>③ こどもの状況票</li><li>④ マイナンバー記載用紙</li></ul>									
4	**			)					
	新								
	車7	園	転園届						
	区分	変更	同一認定こども園内における認定区分変更届						
⑤	保育	必要事	事由確認書類 ※事由に応じた書類を選択 入園のてびき16ページ参照	父	母	父	母		
	就		正明書(国標準様式 新潟市版 A4縦) 出日前3か月以内に記載されたもの						
	労								
	-1								
	就学		授業時間割など拘束性が確認できるもの						
	<b>∧</b> ##	- 手:#	介護·看護状況申告書<市様式>						
	刀破	■看護	被介護・看護者に応じた書類						
	Ш	∣産	保護者名、出産予定日(出生日)を確認できる もの(第三者が発行したもの)			/			
	疾病	▪負傷	次のいずれか ・医療機関診断書(保育認定用)<市様式> ※提出日前3か月以内に記載されたもの ・医師の診断書等(写)及び就労先等からの 証明(療養期間が確認できるもの)						
	障7	がしい	障がい者手帳等(写)						
	災	害	り災証明書(写)						
	求職	活動	誓約書<市様式>						
			育児休業(雇用)証明書<市様式> ※提出日前3か月以内に記載されたもの						
	育児	!休業	就労証明書(国標準様式 新潟市版 A4縦) ※保育認定のために新潟市へ就労証明書を提 出したことがない場合						
	₹0	の他	てびき裏表紙の問い合わせ先にご相談ください						

※必3		象の方のみ提出が必要な書類 き18~19ページの質問1~9を確認してく <u>ださい</u>	市処理欄
⑥ 世	質問1	A (②その他)希望調査票	
(帯 ての び状	質問2	Bmm令和6年度市·県民税課税(所得)証明書(写)	
き の 質 問 じ	質問 3-2	①外国居住期間収入状況申立書 Cmm②申立書に記載した金額が分かる書類(給与明細等) (写)	
で「はい」を	質問 4-2	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
選  択  し	質問 4-4	E 該当する祖父母の「保育必要事由」確認書類	
た方が	質問5	F 保育必要事由「介護・看護」の場合に必要となる書類	
必要な書類)	質問6	次のいずれか ・身体障害者手帳(写) ・精神障害者保健福祉手帳(写) で、療育手帳(写) ・特別児童扶養手当受給者証(写) ・特別児童扶養手当支給停止通知書(写) (停止理由:所得制限額超過)	
	質問7	次のいずれか・別居しているこどもの健康保険証(写) H・生活費等の仕送りをしていることが確認できる部分の通帳のページ(写)	
	質問 8-2		
	質問 8-3	Jucとり親世帯に関する申立書	
	質問9	K出産予定の申請児童の母子手帳の写し	

中請書 1/4

# 令和7年度 教育・保育給付認定兼入園申請書 (2号・3号認定児童用)

「令和7年度4,	"2012年 「令和7年度4月入園のてびき		新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)」記載	記載事項を確認のうえ、次のとおり、	、給付認定及び入園を申請します。	1 令和	卅	В	
ふりがな申請児童名					' <b>!⊢</b>	令和7年1月1日 時点の父母の住所	月1日 の住所	令和6年1月1日 時点の父母の住所 -	11日 年所
				現住所		$\approx$	Φ	*	Φ
生年月日(令和7年4月1日時点の年齢)	中原	• 令和	年 月 日生 (	號)					日 新部市内
			0歳の場合は召開も合理 (	7月)			<u></u>		大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
代表保護者氏名		が既に認可保証	※兄弟姉妹が既に認可保普施設に在籍している場合、同一の代表保護者としてください		1	新潟市外の場合は         都道府県名         父	Name	記入してくたさい 都道府県名 母	(A) (A)
	(田名)			時点住所(現代を開びる場合)	A L L L L L L L L L L L L L L L L L L L				
連絡先 電話番号	(公猫珊)			中請時点で分かる範囲を記入)		中区町村名	名	市区町村名	<b>6</b> 0
	(母携帯)	(			(転居予定日:令和 年 月 日)				
★入園希望日・	• 希望施設		<b>申請番号と施設名称を記入してください。</b> (申請番号と施設名称が異なる場合、施設名称を優先します)	·> ★希望認定時間等 -	内容を記入またはチェックしてください。				
入園希望日		仲	令和 7 年 4 月 1 日	希望の認定時間	※保育必要事由が「求職活動」「育児休業」 □ 保育標準時間 □ 保育短時間 Φのます。また、就労などの状況により、 となる場合があります。		の場合は、一希望と異なり	の場合は、保育短時間認定と 希望と異なり保育短時間認定	関形で
	希望順位	中請番号	施設名称		□ 八園中   施設名( )	認定区分	(015	□2·3号	등)
	第1希望			申請児童の	口 コ 国 マ 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 から)			
	和 C M					)(令和	年 月		P
	第7年				□ 入園経験なし □ 過去入園経験あり(平成・令和 年	F 月	日退園)		
	第3希望			★兄弟姉妹の在園	- 兄弟姉妹の在園・申請状況 ******* Z # A CH LEWS # 37   また   A CH S	1			
	第4希望				いる兄弟姉妹がいる		する兄弟	市妹を除く	
希望施設 (申請番号•名称)	第5希望				兄弟姉妹の在籍施設名( 兄弟姉妹の認定区分(ロ1号 ロ2・3号)				
※てびは37ペーツ 以降参照	第6希望			□ 申請時点で既に	育施設に1号認定で内定してい、		; ;		
	第7希望			1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	書の提出状況 (口提出為) 号認定内定施設名 ( 6-1-1	定扱いとなり	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		
	第8条			人園予定日   □ 同時に2・3号	人園予定日(行利 年 月 日) 同時に2・3号認定申請する兄弟姉妹がいる				
	開業の無			○ 兄弟姉妹の:	申請 口転園申請 口認定区分変更)		$\sim$		
	第10希望				兄弟姉妹の希望選考方法( $\Box$ ① $\Box$ ② $\Box$ ③ $\Box$ ④ $\Box$ ⑤ $\Box$ ⑥ $\Box$ ⑦ $\Box$ $\Box$ $\rightarrow$ 希望選考方法の詳細は必ずてびき $23\sim25$ ページを参照のうえ、 $\bigcirc$ $\sim$ ⑧のいす	》 □ ⑦ □ ⑧ ) ①~⑧のいずれかにチェックしてください。	ックして	ください。	

申請書 2/4 勤務先 学校等 (令和7年4月1日時点) □ 身体障害者手帳□ 精神障害者保健福祉手帳□ 特別児童扶養手当受給者証□ 特別児童扶養手当受給者証□ 特別児童扶養手当受給育正通知書(所得制限額超過) (令和7年4月1日時点) ※該当者すべての結あに チェックしてください ※同居親族には、申請児童本人・おじ・おばを含みます ④ 障がい者手帳(身体/精神/療育)または特別児童扶養手当受給者証等の交付を受けている同居親族がいる □ 死别 □ 死別 □ 死別 □ 死別 申請児童と同居の曽祖父母・高祖父母がいる場合は、左の「申請児童と同居の世帯員禰」へ記入してください。 申請児童との同居状況 (令和7年4月1日時点) | | | | | | | | | 離別 開報 □ 同一住所だが世帯分離かつ二世帯住宅 ロ 同一住所だが世帯分離かつ二世帯住宅 □ 同一住所だが世帯分離かつ二世帯住宅 ロ 同一住所だが世帯分離かつ二世帯住宅 羅記 □ 同一住所だが独立した別家屋に居住 口 同一住所だが独立した別家屋に居住 ロ 同一住所だが独立した別家屋に居住 口 同一住所だが独立した別家屋に居住 
 □ 父
 □ 母
 □ 申請児童本人
 □ 兄弟姉妹

 □ 祖父母
 □ 曽祖父母
 □ おじ・おば
 口 同居 … 住所記載不要 口 同居 … 住所記載不要 🗆 同居 … 住所記載不要 口 同居 … 住所記載不要 日(頃)から受給開始 口 別居 …住所 ( □ 別居 …住所 ( □ 別居 …住所 ( □ 別居 …住所 ( ★申請児童の祖父母 ※死別・離別の場合は、氏名の記入は不要です。 後 戦 ( 1 他 (令和7年4月1日時点の年齢) (令和7年4月1日時点の年齢) 艦 ★生計を一にする別居のこどもについて ₩ Щ 田 ₩ ₩ ₩ # 皿 Щ Щ Щ 皿 \$W #W 栱 件 件 # 栱 ■ [ 受給開始時期:S・H・R 交付のある障がい者 手帳等の種類  $\alpha$ ③ 生活保護を受給している 口はい / 口いいえ ロはい / ロいいえ 申請児童との続柄 · · Ξ· \_ • I 湿出 湿出 ഗ ഗ ഗ ഗ 申請児童 との続柄 申請児童 との続柄 祖父 祖母 祖父 母组 兄 日 日 **₩** 世口 「はい」にチェックした方は、その内容をチェックイ・記入してください。 父方 母方 (令和7年4月1日時点) に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている 日 (頃) ① 令和7年4月1日時点で65歳未満の同居祖父母がおり、それそれが保育必要事由に該当する (令和6年12月1日時点) 裁判所へ離婚( 年 月 田田 ①~④のすべての項目について口にチェック/し、 申請児童本人、申請児童の祖父母・おじ・おばを除いてください。 (令和7年4月1日時点の年齢) 艦 粮 能 (雅 艦 艦 年年 #₩ □ 離婚を前提とした別居をしており、 …別居日:S・H・R ₩ ₩ ₩ ₩ …離婚日:S・H・R 別居日:S・H・R 皿 皿 皿 皿 皿 皿 ★申請児童と同居の世帯員 件 栱 □ 死別 件 栱 \$W 栱 口 いいえ 口はい / 口いいえ 栱  $\alpha$  $\alpha$ Œ  $\alpha$ ② ひとり親世帯である □高祖父母 (S・H・ I • • H • S) . • 口その街 I . S | | | | | | | | | | □ 末婚 湿出 • (S) ഗ ഗ ★世帯の状況 / (1)(P) | 口高祖父母 口高祖父母 口高祖父母 口曾祖父母 口曾祖父母 口曾祖父母 口曾祖父母 申請児童 との続極 口光・妹 □光・栞 口兄・辞 □光・妹 口兄・特 口光・味 口兄・特 口兄・辞 Φ

申請書 3/4

<b>令和7年4</b>	<u> </u>	<b>→</b>	<b>父親の保育必要事由について</b> …該当する事由を1つ選択(コにチェックイ)し、枠内の項目をすべて記入・チェックィしてください。	<b>→</b>	<b>母親の保育必要事由について</b> …該当する事由を1つ選択(ロにチェックノ)し、枠内の項目をすべて記入・チェックノレてください。
			日一般企業等に勤務(内定中・投員を含む)       よップで選択してくとまり         産体/育体復帰後初めて認可保育施設へ入園(2・3号認定)する       口はい 口いいえ         復帰の条例       年日日		□ 一般企業等に勤務 (内定中・役員を含む)
超	★就労証明書				
中請時点內定中	+ ●自営業・農業(専従者・補助者含む) ○温へは、ま…。これにいっている。		新湯市内の認可保育施設、幼稚園及び(市から委託を受けた) 口はい 口いいえ 病児・病後児保育施設に以下の繊種・担当で勤務している。		新湯市内の認可保育施設、幼稚園及び(市から表託を受けた) 梅児・希後児保育施設に以下の職権・担当で勤務している。
事体の	の場合は、事業の実態や似人が確認 できる書類を添け (てびき17ページ参照)	]	「有資格 ⇒ 口保育士 口保育教諭 口絡権國教諭 口着護師 口准蓄護師 口保健師 口聲護教諭 ← あてはまる職種・ 歴報格 ⇒ 口降がい現実育を担当する保育権助	]	「有資格 > 口保育士 口保育教諭 口外推園教諭 口着護師 口准善護師 口保健師 口景護教諭 ← あてはまる護康・  無資格 > 口廉がい児保育を担当する保育補助
ත 10 10	※無収入の活動は就労の対象とはなりません		□ 自営業・農業 (専従者・補助者を含む) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		<ul> <li>□ 日営業・農業(専従者・補助者を含む)</li> <li>■業主または専従者(補助者)であることが確認できる資料を提出できる □ はい □ いいえ</li> </ul>
			【数当者のみチェック】「介護・香護」にも該当する □はい + 「介護・香護」欄も記入し、添付書類を提出ください		「 【該当者のみチェック】「介護・善護」にも該当する □はい → 「介護・善護」欄も記入し、添付書様を提出ください
	★在学証明書(原本) ※就学予定の場合は、合格通知(写)等、就学先が 発行した状況が確認できる書類		<b>学校名:</b>		<b>学校名:</b>
點	+ + ●授業時間割など拘束性が確認できるもの		就学期間:平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		就学期間:平成・令和 年 月 日 □ ~令和 年 月 □
	(就学先が発行または証明している書類)		【核当者のみチェック】「介護・看護」にも核当する □はい → 「介護・看護」欄も記入し、添付書類を提出ください		【該当者のみチェック】「介護・看護」にも該当する □はい → 「介護・看護」欄も記入し、添付書類を提出ください
<b>作。</b>	★介護・看護状況申告書〈市様式〉 + - - - - - - - - - - - - - - - - - -		被介護・直護者氏名: 児童との続柄:		被介護・看護者氏名: 児童との続柄:
	被介護・看護者に応じた書類を添付		同居の有無 [ 口 有 口 無 ]		同居の有無 [ 口 有 口 無 ]
世	<ul> <li>★保護者名、出産予定日(出生日) を確認 できるもの(第三者が発行したもの) (例) 母子機事事権(等)※表権、出産予定日(出 生日)が確認できる関係、妊娠局出書(等)、 母性健康管理指導事項連絡カード(与)、 医師による診断書(第末)</li> </ul>				出産予定日(出生日): 令和 年 月 日 ロ 多胎児の妊娠・出産である
- 条	次のいずれか。 ★医療機関診断書(保育認定用)〈市様式〉 ※医療機関指定の診断書の場合は、医療機関診断書		傷病名: □入院中(平成・令和 年 月 日から)		傷病名: □入院中(平成・令和 年 月 日から)
电	(** Fight The Company of Compa	<u> </u>	□自宅療養・通院中(週		口自宅療養・通院中(週 日)
( ) H	一种女儿,老子情好(何)		降为6.7名: 五46.68% 「一 自从晚里去工程」 唯计晚里老旧路场先工程 「 唐女工程 」		增为6/2名: 五点探验了 8 年代晚里女工作 1 保护哈里女后身活外工作 1 要女工作 1
				]	[01後 02後 03後 04 08 044
災害	★の災証明書(写)		災害の状況:		災害の状況:
求職活動	★誓約書〈市様式〉		活動の内容:		活動の内容:
育児休業	★育児休業(雇用)証明書〈市様式〉 ※保育器でのために新港市へ就労証明書を提出し たことがない場合は、就対証明書の提出も必要 (令和7年1月から3月入園希望音を除く)		診当する申請理由にチェックしてください、※詳細はてびき 3ページ参照 □ 令和7年1月~3月の年度途中入園(転園)を「育児体業」以外の事由で申請予定 □ 現在、認可保育施設に在籍しており、やむを得ない事情により転園が必要 □ □ 区外表配 □ 区外への勤務地変更 □ 閉園決定施設に在籍中 〕		<ul> <li>該当する申請理由にチェックしてください ※詳細はてびき 3ページ参照</li> <li>ローされ7年1月~3月の年度途中入園(転園)を「育児休業」以外の事由で申請予定</li> <li>口 現在、認可保育施設に在籍しており、やむを得ない事情により転園が必要</li> <li>「国 区外長の勤務地変更 ロ 閉園決定施設に在籍中 ]</li> </ul>
その色	★保育を行うことが困難であると 認められるもの		ロ 乳が濁・1担乳生休局事業の1年園が(個別の状況を記入)		ロ 乳が園・1担以生 木 同事業の子 園が(個別の状況を記入)

★入園(転園)申請にあたっての確認事項 下記確認項目、申請書記載内容、添付書類についてよく確認のうえ、署名欄に署名してください。(ひとり親の場合は父母どちらか一方の署名) 全ての項目に承諾いただけない場合、申請を受け付けることができません。

No.	確認項目 	確認欄 (チェック)
_	「令和7年度4月入園のてびき、新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)」及び「新潟市認可保育施設用入園申請確認票」を確認し、内容に同意した上で申請します。	
2	提出する申請書類について、記入漏れ等の不備や提出書類の不足がないことを確認した上で申請します。 また、申請書類に不備・不足等があった場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があること、利用調整(選考)の過程で申請書類の不足が判明した 場合でも、新潟市からの連絡はないことに同意します。	
ო	申請の内容に虚偽があるまたは申請時の内容と入園後の実態(令和7年4月の状況)に相違がある場合、入園(内定)の取り消しまたは退園となる場合があることに同意 します。 ※ 保育必要事由は、令和7年4月の内容で申請してください。	
4	受入の要件を満たさない施設(施設の受入月齢、閉園等が決定している施設)は、希望施設に記載されていても利用調整(入園選考)の対象外となることに同意します。	
Ŋ	申請書類等を郵送する場合、簡易書留や特定記録郵便等の追跡可能な郵便を利用し、申請書類等を郵送した際の郵便事故等の責任は申請者(署名者)で負います。 ※ 郵送でない場合も確認欄にチェックしてください。	
9	在園する児童の住民票が市外に異動したときは、原則として異動日付で在園する施設を利用できなくなることに同意します。	
7	入園後に入園申請書に記入した内容に変更が生じたときは、早急に変更届と必要となる添付書類を提出します。 原則として変更届等書類の提出日の翌月(提出日が月初日の場合は提出された月)から変更(保育料・利用者負担額の変更を含む)が適用されること、変更事由・内容に よっては、事由発生日の翌月から変更が適用される場合があることに同意します。 また、保育認定事由に該当していないことが判明した時は、退園または遡って保育認定が取り消しとなる場合があることに同意します。	
∞	保育料、副食費及び延長保育料において、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金(延長保育料においては遅延損害金)が加算されます。 いては遅延損害金)が加算されます。 また、納期限までに納付すべき金額を納付しないときは、納期限から30日以内に本市から督促状を発送しますが、督促状に記載する納期限までに保育料及び副食費を 納付しないときは、地方税の例により滞納処分を実施することがあることに同意します。(市・私立保育園に入園することになった場合のみ適用となります。)	
Ø	世帯状況の把握や正確な保育料・利用者負担額算定のため、担当課において同一世帯者、生計同一者を含む住民基本台帳、課税・福祉データを閲覧することに同一世帯者・ 生計同一者すべての者が同意します。 また、保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出依頼があった場合、必要となる書類を提出します。 ※閲覧について承諾がなく、保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出もないときは、保育料・利用者負担額を最高額で決定する場合があります。	
10	令和了年4月認定開始(変更)の場合、審査等に日時を要するため、提出された給付認定申請(本申請)の結果については、利用調整(選考)の結果と同時期に通知します。	

『令和7年度4月入園のてびき 新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)』 をよくお読みのうえ、ご申請ください!

入園 (転園) 申請にあたり、上記確認項目1~10について承諾します。 また、本申請書記入内容に相違ないことを確認しました。 合和 年 月 日 (父) (母)

※自署の場合は押印不要です。

**-**

### こどもの状況票 (令和7年度4月入園 新潟市認可保育施設用)

安全・安心な保育を実施するため、保育施設の利用希望時間およびお子さんの健康や発育・発達の 状態を確認させていただくものです。全ての項目について、漏れのないように記入してください。 ※記入内容については、市の担当者より詳細を確認させていただく場合があります。

・利用が決定した際には、記載 ・必要に応じて担当者から詳細 ・入所決定後、最新状況の把握	を確認した事項に	こついても情	報提供すること	:があります。	だくことがありま	उं.
上記内容に同意します。		年 月	В	連絡先		
	ふりがな					
	保護者氏名				父 • :	<del>]</del>
ふりがな					出生 → 以下、◎	可答不要
児童名   				<b>一</b>		x
生年月日 年 月	日 年齢		歳 か月 情時点の年齢)	現在の 身長	現在の cm 体重	kg
A.保育施設の利用希望時間につ 現時点での保育が必要な時間	<b>★</b> (.)		目可能時間は、保育 が定める開閉園時間			
現时州 (の体育が必要な時間	を記入してくだる		いみい国人	いたのの田凶困四日	により次みりよう	,
午前•午後 時	分から	午前•4	F後 時	分まで		
B.健康状態について あてはまる回答にOをつけ、	該当する場合は	( ) [E	己入してください	<i>,</i> 1		
			病名(			)
1 疾患はありますか			医療機関	名(		)
または、ありましたか			生活制限	(無・有/運動	助制限・ 食事制限	• その他)
(心臓、腎臓、呼吸器、肝臓、 は直腸、小腸などの内臓機能、	膀胱又 いいき	えはい	⇒ 疾患の状	態 ( 治療中 • 経)	過観察のみ • 治癒	<b></b>
聴力、筋力などの身体機能、骨 <sup>2</sup> の疾患、てんかんなど)			通院頻度	( )週・( )か	月・( )年 に	1 🗆
			手術予定	(無・有)・手	術済 / 令和 年	月頃
			服薬(無	· 有 → 朝 ·	昼 • 夜 •	随時 )
			経管栄養	(経鼻・胃ろう・)	場ろう)・喀痰吸	31
2 医療的ケアが必要ですか	しいい	えはい	⇒ 酸素療法	• 導尿 • 血糖測定	<ul><li>インスリン投与</li></ul>	
			人工肛門	(ストーマ)・その他	<u> </u>	)
			除去食品	の必要(無・有 /	内容	)
3 食物アレルギーはありますた	か ない	<b>ある</b>	⇒ 症状:アフ	ナフィラキシー・湿疹	・じんま疹・ぜんそ	そく・かゆみ
			対応:エ	ピペン・薬・病院	受診・その他(	)
  4 熱性けいれんを起こしたこと	- +1	<b>. . . . . . . . . .</b>	_ 今までに	発作を起こした回数	数 ( 回)	)

※裏面にも記入してください

ある

服薬 (無・有)

ない

がありますか

C.発育・発達について あてはまる回答にOをつけ、該当する	場合は(	)に記入または図をつけてください
		□ 食事が進まない ( 食べない・偏食がある )
		ロ ことばの発達がゆっくり
1 発育・発達について 心配なことがありますか	ない	ある ⇒ □ 身体の発育に心配がある
		ロ 発達の相談を受けたことがある
		□ 発達全般がゆっくり
		□ 特別児童扶養手当( )級
2 障がい者手帳や手当等を受けて いる場合は、図をつけ、等級を	ない	□ 身体障害者手帳( )級 ■ ある ⇒
記入してください	<i>7</i> 6.01	□ 原育手帳( )
		□ 精神障害者保健福祉手帳( )級
3 医療機関や療育施設等で発達検査		口 発達検査を受けたことがある(直近 年 月頃)
や障がいの診断を受けていたり、療育教室(児童発達支援・児童デイサ	ない	□ 障がいの診断を受けている(診断名 ) ある ⇒
<ul><li>ービス)に通所の経験がある場合は</li><li>☑ をつけ、( )に記入ください</li></ul>	/ <b>&amp;</b> V 1	□ 療育教室・児童発達支援・児童デイサービスに通所した
		( 年 月~ 年 月まで・現在も通所中)

D.乳幼児健診の受診状況について 受診した健診に☑をつけ、身体発育や	っことばの発達	産面などに	こついて、	説明等を受けたことがあれば記入ください	
□ 乳児一般健康診査 (3か月健診・10か月健診)	説明の内容	(			)
□ 1歳6か月児健診	説明の内容	(			)
□ 3歳児健診 (3歳~5歳児のみ)	説明の内容	(			)
□ 未受診	(	年	月	日に健診予定)	

### ・保育施設届出用〉 〈教育 レイナンバー記載用紙

(あて先) 新潟市長

※認可教育・保育施設の転園・区分変更申請者は提出不要

教育・保育施設の利用申し込みにあたり、下配のとおり申請者及び同居世帯員のマイナンバーを届出します。

 $\oplus$ ш 皿 # (生年月日 平成・令和 申請児童氏名 第1希望施設名 # かしな

町 # 4 提出日

Ш

平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「番号法」)が施行され、保育園や認定こども園、地域型保育事業施設等を利用する際の提出書類に、マイナンパーの記載が義務付けられました。 皆さまの保育料・利用者負担額や教育・保育にかかる給付額を正し〈算定するため、マイナンパーのご記入をお願いします。

世帯全員について記載してください

※世帯員には、申請児童(続柄を本人とする)、単身赴任等で別居の父母、生計を一にする別居のこどもを含む(おじ・おばを除く)

干					
屵					
$\sqsubseteq$					
$\overline{\Box}$					
片					
屵					
$\sqsubseteq$					
一					

申請者(代表保護者)の番号確認が可能な資料を添付してください。 (下記①~③のいずれかを提出、

①個人番号カード(写)※表面・表面が必要です。 ②通知カード(写) + 本人確認資料(写) ③個人番号記載の公的書類(住民票等) + 本人確認資料(写)

※氏名・住所等の記載情報が現況と相違がない資料を提出してください。

本人確認資料については裏面をご確認ください。



同居世帯員はマイナンバーの記載のみになります 番号確認が可能な資料の添付は不要です。

## 注意事項 必ずお読みください

-本用紙は申請児童1人につき1枚提出してください。 ただし、兄弟姉妹が同一の施設に申請または在國する場合、 添付する番号確認資料については、1施設につき1枚の提出 で構いません。

ご提出ください。 兄弟姉妹が同一の施設に申請または在國する場合、施設毎に まとめて1つの封筒へ封入してください。 ・本用紙と番号確認資料を『申請書提出用封筒』に入れて

問い合わせ先

●保育認定児童(2号-3号)

北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が 第1希望の場合は下記まで(平日9:00〜17:00)

→ 幼保運営課(事務センター) 025-223-7372

施設が所在する区の健康福祉課まで(平日8:30~17:30) 秋葉区-南区・西区の保育施設が第1希望の場合は

秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係 0250-25-5683 南区役所 健康福祉課 児童福祉係 025-372-6351 西区役所 健康福祉課 児童福祉担当 025-264-7340 1

## 本人確認資料について

通知カードの写し(氏名・住所等の記載情報に変更がなく、現況と相違がないものに限る)

① 以下のいずれかの書類の写しを1点添付してください。

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

※上記以外で、官公署等の発行する、<u>顔写真付きの資料</u>(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの) を添付したい場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

①の添付が困難である場合は、以下のいずれかの書類の写しを2点添付ください。 **(V)** 

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

※上記以外で、官公署等の発行する、<u>顔写真付きでない資料</u>(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの) を添付したい場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

### 申請者(代表保護者)の番号確認が可能な資料を添付してください。 (下記①~③のいずれかを提出) ①個人番号カード(写) ※表面・表面が必要です。 ②通知カード(写) + 本人確認資料(写) ③個人番号記載の公的書類(住民票等) + 本人確認資料(写) 必ず提出用の封筒に封入した状態でご提出ください。 ※氏名・住所等の記載情報が現況と相違がない資料を提出してください。 Ш 同居世帯員はマイナンパーの記載のみになります 番号確認が可能な資料の添付は不要です。 ただし、兄弟姉妹が同一の施設に申請または在國する場合、 添付する番号確認資料については、1施設につき1枚の提出 で構いません。 本人確認資料については裏面をご確認ください。 ※通知カードや運転免許証の裏面に住所等変更の記載がある場合は、 皿 正しい住所が記載された本人確認資料の写しを提出してください。 ※個人番号カードは表裏両面の写しを提出してください。 ・本用紙は申請児童1人につき1枚提出してください 枡 個人番号カードや通知カードは必ず写しを提出してください。 個人番号カード等の住所が現住所と異なる場合は、 訂正箇所に二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。 (修正液・修正テープ等での訂正不可) 4 申請児童1人につき1枚の提出が必要です。 提出日 同居世帯員欄には、申請児童本人も忘れずに記入してください。 (郵送の場合を除く) 問い合わせ先 マイナンバー記載用紙〈教育・保育施設届出用 裏面の写しも提出してください。 ※認可教育・保育施設の転園・区分変更申請者は提出不要 വ 0 2 ç 9 ※世帯員には、申請児童 (維柄を本人とする)、単身赴任等で別居の父母、生計を一にする別居のこどもを含む (おじ・おばを除く) 0 0 0 0 マイナンバー記載用紙は、 0 0 0 0 6 တ σ တ တ 、訂正する場合、 $\infty$ $\infty$ $\infty$ $\infty$ レイナンベー レイナンベー 同居世帯員欄へは、入園申請書へ同居世帯員として 記入したすべての方を記入してください。 r 、単身赴任中の保護者や同居の祖父母も含みます。 <u>~</u> 9 9 ဖ 9 $\widehat{\mathbb{H}}$ 5 വ Ш Ŋ Ŋ Ŋ 居世帯員のマイナンベーを届出します。 4 4 4 4 图 щ 杏乾 にいがた りゅうと サ က あら保育 က က က ന က 2 0 2 2 2 0 新潟 (平成 )和 $\vdash$ $\vdash$ ### \_\_\_\_\_ 中間児童 との続拓 中輩児働との統括 祖母 メイ rJ pprox又 中 基 (生年月日 記入例(入園申請 世帯全員について記載してください はるか ふかみ はなこ あみな たんう りゅう なり 春華 杯都 花子 夏樹 冬寒 大严 汝茶 申請者氏名 (代表保護者) ふりがな 同居世帯員 申請児童氏名 44 こいがた にいがた にいがた にいがた にいがた にいがた 新潟 ĕ 新潟 新潟 新潟 新潟 新鴻 新鴻 にいがた 3

## 《R7.4月入園 2号·3号認定用》

## 転 園 届 (保育認定用)

(あて先) 新潟市長 施設長

提出日 令和 年

皿

下記のとおり、令和7年4月1日付で保育施設の転園を希望いたしますので、届出します。

### [児童の情報]

アルコピッチログ				1+4
在籍施設名				車
第一希望施設名				
転園希望施設へ 内定・決定できなかった場合	在籍施設に戻ることを □ 希望する			#8 #6
ふりがな				(   
児童氏名	(平成・令和	年月	日	□ □ 乗
代表保護者氏名 (自署の場合は押印不要)			<b>G</b>	
	新潟市 区			
住所				
				_^

## 《転園届提出時の注意事項》

- ▶ 特別な事情がある場合を除き、転園届の取り下げには応じかねます。
- ▶ 利用調整の結果、転園希望施設(第1希望~第10希望)のいずれかに内定・決定したときは、在籍施設に戻ることはできません。
- ◆ 利用調整の結果、転園希望施設へ内定・決定しなかったときは、在籍施設に戻れるよう対応します。

### 記入例

(あて先) 新潟市長 施設長

### (保育認定用) Щ 丰 型

提出日を記入してください。

件 9 部和

福出日

皿

下記のとおり、令和7年4月1日付で保育施設の転園を希望いたしますので、届出します。

## 「旧部の語型」

【児童の情報】		【転園の理由】
在籍施設名 ←	―― 令和6年12月1日時点の在籍施設名を記入してください。	
第一希望施設名 ←		
転園希望施設へ 内定・決定できなかった場合	在籍施設に戻ることを ▼ 希望する □ 希望しない	
15.10 Dit		
	第1希望~第10布望のとこにも沢まらない場合に仕籍施設に戻ることを希望する場合は「希望する」にチェックを記入してください。結果によらず、在籍施設に戻ることを「希望しない」場合は希望しないにチェックを記入してください。	☑ 兄弟姉妹で同-
代表保護者氏名 (自署の場合は押印不要)	新潟 大郎 即	
	新潟市 中央 区	J
住所	学校町通1番町602番地1	□ 地域型保育を4 
		1

## 《転園届提出時の注意事項》

- 特別な事情がある場合を除き、転園届の取り下げには応じかねます。
- 利用調整の結果、転園希望施設(第1希望~第10希望)のいずれかに内定・決定したときは、在籍施設に戻ることはできません。
- 利用調整の結果、転園希望施設へ内定・決定しなかったときは、在 籍施設に戻れるよう対応します。

【転属の理由】 該当の理由にチェックまた の異動目)を記入してください。	、新住所と転居日(住民票 F記入してください。
■ 居 ⇒ ◎新住所 新潟市 秋葉 区	
程島2009番地 ←	·海
◎転居日 令和 7 年 3 月 2 0 日	
□ 転勤または転職 ⇒ ◎ 勤務先名	
◎ 転勤日・転職日 令和 年 月	E A B
☑ 兄弟姉妹で同一保育施設の利用を希望するため	
□ 口 兄弟姉妹が在園する保育施設への転園を希望   ☑ 兄弟姉妹と同時に同一施設への転園を希望	
□ 地域型保音を交圜するため	
地域型保育、乳児保育 は転圏先について該 チェックを記入してくだ が転園を希望 連携施設は36ページ 一体電営の施設は27、コートを記り施設は27	乳児保育園の卒園児童 いて該当するほうに してください。 いページ、乳児保育園と 設は27ページをご確
mvzev.。 □ 乳児保育園を卒園するため	
□ 乳児保育園と一体となって運営行っている施設への転園を希望 □ L記以外の施設への転園を希望	への転園を希望
□ 現在在籍している施設の閉園が決定しているため	
□その他 ⇒ (理由	

2号・3号認定用》 《R7.4月入園

### 同一認定こども園内における認定区分変更届

提出日	令和	年	月	$\Box$

(あて先) 新潟市長 施設長

下記のとおり、同一認定こども園内における認定区分変更(1号認定(教育標準時間認定)から2号認定(保育認定)への変更)を希望いたしますので、次のとおり届出します。

該当する認定区分に回してください。 ※ 1号認定に加えて新2・3号認定を受けている場合、忘れずに回してください。  □ 1号認定(教育標準時間認定) □ 新2号 又は 新3号認定(施設等利用給付認定(新認定))
(平成•令和 年 月 日生)
ЕР
令和 年 月 日  ※ 原則、認定区分変更日は利用調整を経て決定された入園開始月の初日となります。

### ≪提出時の注意事項≫

- ◆ 事前に、現在在園する認定こども園にご相談ください。
- ◆ 特別な事情がある場合を除き、認定区分変更届の取り下げには応じかねます。
- ◆ 1号認定から2号認定へ認定区分変更を希望する場合、利用調整への申込みが必要となります。
- ◆ 利用調整の結果、必ずしも認定区分変更ができるとは限りません。
- ◆ 利用調整の結果、2号認定への変更が内定・決定しなかった場合は、1号認定のまま現在在園する 認定こども園の利用を継続できます。

### 記入例

### 同一認定こども園内における認定区分変更届

提出日を記入してください。

↓

提出日 令和 6 年 1 1 月 1 日

(あて先) 新潟市長 施設長

下記のとおり、同一認定こども園内における認定区分変更(1号認定(教育標準時間認定)から2号認定(保育認定)への変更)を希望いたしますので、次のとおり届出します。

在籍施設名	ぱんだこども園
現在の認定区分	該当する認定区分に回してください。 ※ 1号認定に加えて新2・3号認定を受けている場合、忘れずに回してください。  ✓ 1号認定(教育標準時間認定)  ✓ 新2号 又は 新3号認定(施設等利用給付認定(新認定))
1号認定に加えて新2・3号認定 を受けている場合はどちらにも チェックを記入してください。	
児童氏名	新潟 秋菜 (平成·命和 1年8月8日生)
代表保護者氏名 (自署の場合は押印不要)	新潟 太郎 即
認定区分 変更希望日	令和 7 年 4 月 1 日  ※ 房 <sup></sup>

### ≪提出時の注意事項≫

- ◆ 事前に、現在在園する認定こども園にご相談ください。
- ◆ 特別な事情がある場合を除き、認定区分変更届の取り下げには応じかねます。
- ◆ 1号認定から2号認定へ認定区分変更を希望する場合、利用調整への申込みが必要となります。
- ◆ 利用調整の結果、必ずしも認定区分変更ができるとは限りません。
- ◆ 利用調整の結果、2号認定への変更が内定・決定しなかった場合は、1号認定のまま現在在園する 認定こども園の利用を継続できます。

### 就労証明書

新潟市長 宛

証明日	西暦		年	月	日
事業所名					
代表者名					
所在地					
電話番号		_		_	
担当者名					
記載者連絡先		_		_	

### 下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	1												記載	襴										
-101	7.1	•		農業	· 林業		〕 漁業				鉱業・	梁石業	砂利			建設	**************************************	」製造	土業		電気	- ガス·熱	供給	- 水道	業
					通信業		] 運輸		郵便業								業・保険					産業・物			
1	業種	É					技術サ				宿泊業			ビス業					業・娯	楽業		医療・福	祉		
					•学習:				・サー							その							)		
	フリガ	·+																							
2	本人氏																		三年			年	月		В
3	雇用(予定)	)	П	無期	口有	s till			期間			Т		年		月	E		1日		年	月		В	
Ľ	/E/II(1 /C/	7011-1 ()	_	名:			無期	の場合	は雇用	用開始	日のみ)					/1		-				7.			
4	本人就労先	事業所		住																					
				正社	員	□ / <sup>3</sup>	ート・ア	 ゚ルバ	イト		派遣社	t員 C	契	約社員		会計	十年度任.	用職員		非常	勤・酷	 語時職員		役員	
5	雇用の	形態		自営	業主	口自	営業専	<b>『</b> 従者			家族征	業者		〕内職		業務	委託		その	他(					)
			月	火	水 :	木 盆	主	日		祝日		合計	Т	O 88			n± 88			一、		/L sont F	B		
							]					時間		月間			時間			73	(75	休憩時間	3]		分)
	就労時	捐	— F	1当	たりの	)就労	日数	月	間			E	-	一週当	たり	の就	労日数	退	間			B	-		
	(固定就労の	の場合)	平日	日		B	寺		分			~		時			分(	うち休息	息時間	j		分)			
6			土印	曜		B	寺		分			~		時			分(	うち休息	息時間	j		分)			
			日	祝		₽	寺		分			~		時			分(	うち休息	息時間	]		分)			
			É	合計	時間		] 月間	1]		週間				時間			分(	うち休息	息時間	1		分)			
	就労時間 (変則就労の場合)		-		日数		] 月間	il .		週間				日											
	(2,811)10,51	, д- <sub>9</sub> , ц ,	主な就労時間帯・シフト時間帯				時			分	~					分(	うち休憩時間		j	分)					
	就労実	 <a href="#"> <a href="#">(<a href="#">#</a></a></a>	年.	月		左	F		月		年月	1		年			月	年				年		月	
7	※日数に有給休 時間数に休憩・残!	:暇を含み、 業時間を含む			日/	月		時	間/	′月		B	<b>/</b> F	1		時	間/月			日	/月		時	·間/	′月
8	産前·産後休	業の取得		取得	予定	口取	得中																		
Ľ	※取得予定	を含む	期	間		£	F		月			B		~			ź	F		月		日			
9	育児休業の			取得	予定	□取	得中		取得	済み															
Ľ	※取得予定	!を含む	期			年		月		日	~		年		月		日	_	_		_				_
10	産休・育休以 の取得 ※取得				予定				取得	_	理由	3   0	_	護休美			病休		そ0	)他(					)
11	復職(予定)		期		고능	年	職済み	_月 ·		H	年		年		月	日	H								
├					予定	-		_			期間	9		年		月		~			年	月		В	
12	育児のための   勤務制度利				5時間表	_	14.4									л								Н	
	※取得予定	を含む			時間帯			時			分 ·	~		時			分(	うち休息	息時間	J		分) ———			
13	保育士等と 勤務実態(		_ :	有	口有	頁(予算	È) 🗆	無																	
14	備考	欄																							
				_		_		_	_																
追加	的記載項目欄	1																							
ONG	o.3 雇用(予定	)期間等		Г	有期」	の場合	1、契約	 5満了	後の	更新の	り有無			〕有			有(見記	<b>込み</b> )			無				
																									,
ON	o.8 産前 産後	休業の取得	}			取得深	きみの ち	易合、	取得	実績				年		月	日	~			年	月		日	
<b></b>																			<b></b>					<b></b>	·
		施設名	i .														□利	用中		申請	中(第	1希望)			
	保護者 記入欄	児童名	<u> </u>																					Ī	
	ロレノへ作材	児童との終	続柄	$\exists$		口父		母		父方の	の祖父	□ 父才	の祖	<b>₽</b> □	母方	の祖父	- 日母:	方の祖母	<del>-</del> -	その	り他(		)	1	
								-																Т	

### 【就労証明書】記載要領

- この証明書は、保育園等の入園(継続)のために必要な書類です。必ず事業者が記入してください。(事業者の押印は不要です。)
   日付については、西暦で記入してください。
   証明内容が事実と異なる場合は、保育園等を退園または入園の内定(決定)が取り消しとなる場合があります。
   訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。(修正液や消えるボールペンは使用できません。)
   証明事項について、後日担当職員から確認をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

### ■証明書を発行する事業者に関する項目

事業所名	〇証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
所在地	○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。

### ■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック(レ点記入)してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※「□有期」の場合は、『追加的記載項目欄』も記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄□記載の事業所名・所在地(証明書発行事業所名・住所)と異なる場合は、本人が実際に働いている事業所の名称・住所を記載してください。
No.5	雇用の形態	〇雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」のいずれかにチェック(レ点記入)してください。 ※法人の代表者(経営者)の場合は、「役員」にチェック(レ点記入)してください。
	就労日数・時間の記載 についての注意事項	○雇用契約に基づく就労時間・日数を記載してください。 ※実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※体憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、「うち休憩時間」に、該当の時間を記載してください。 ※依頼勤務など日をまたぐ場合にている休憩に限る。)は含めてください。また、「うち休憩時間」に、該当の時間を記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、〇時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。 ○雇用契約上、年当たり・月当たり・週当たりの就労日数・時間が定められている場合、証明書の月当たり・週当たりの就労日数・時間については、 12(月)で除する、4(週)を乗じる等の計算後の日数・時間を記載してください。
No.6	就労時間 (固定就労の場合)	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、就労日にチェック(レ点記入)してください。 ○合計時間について、月間の合計時間を記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で、平日、土曜、日祝毎(就労がない場合は空欄で結構です)に記載してください。
	就労時間 (変則就労の場合)	〇日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 〇月間又は週間の就労時間(合計)について記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 〇一月当たりの就労日数について記載してください。 〇主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い、勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※シフト勤務の場合は、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3か月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※新し、年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※存給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩時間に限る。)は就労時間数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※直近の取得(予定)状況を記入してください。 ※過去に産前・産後休業を取得済みの場合は、『追加的記載項目欄』に記載してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※直近の取得(予定)状況を記入してください。
<b>No.</b> 10	産休・育休以外の休業 の取得 ※取得予定を含む	〇産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※複数該当する場合は、直近の内容を記載してください。
No.11	復職(予定)年月日	○証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、 復職予定年月日を記載してください。また、証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック (レ点記入)し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤 務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特則等いわゆる時短勤務)とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにデェック(レ点記入)してください。 ○当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。

### ■その他の項目

No.13	保育士等としての勤務 実態の有無	○有資格の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、養護教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有(予定)」、「□無」にチェック(レ点記入)してください。 ※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格(保育補助職員)であっても勤務実態がある場合は「□有」、「□有(予定)」にチェック(レ点記入)してください。
-------	---------------------	--

### ■追加的記載項目欄

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は、契約満了後の更新の有無について「□有」「□有(見込み)」「□無」のいずれかにチェック (レ点記入)してください。
No.8	産前・産後休業の取得	〇産前・産後休業について、取得済みの場合、取得実績を記入してください。

### 就労証明書

### 記入例

必ず就労証明書裏面の「記載要領」 を確認のうえ記載してください。

<問い合わせ先>

北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第1希望の場合は下記まで → 幼保運営課(事務センター) 025-223-7372(平日9:00~17:00)

秋葉区・南区・西区の保育施設が第1希望の場合は 施設が所在する区の健康福祉課まで(平日8:30~17:30) → 秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係 0250-25-5683 南区役所 健康福祉課 児童福祉係 025-372-6351 西区役所 健康福祉課 児童福祉担当 025-264-7340

証明日	西暦	202	4 1	<b>F</b>	11	月	1	日
事業所名	株式	で会社		商事				
代表者名	代表	<b>東取締</b>	役	70				
所在地	新港	市中	央区	00	町〇	TEC	2番0号	ŗ
電話番号	02	25 -	_	x x	×	_	xxx	×
担当者名		7課 _	ΔΔ	ΔΔ	1			
記載者連絡先	02	25 -	_	ХX	×	_	xxx	×

<u>~~</u>	יונ ז כא ווון דער יוון י	<del></del>	376 JJ	<del>70 7</del>	·**	- MK P	श ५ । न	<del>~~</del>	राज्य	<del>. 文</del> 述行:	たと	きには、	刑法	き上の	罪に問	われる場	合があ	ります。				
No.	項	Ħ										記載	欄									
	alle			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	·林業 通信業		漁業 運輸業	•郵便業		鉱業 採石					業・保険	製造業業		気 ガス 素 動産業 物				
1	<b>業</b>	種			研究·専門	雇用				□無期」 <i>0</i> □無期」 <i>0</i> E記載して			開始	音日の	)みを、「	□有期」	* -	医療・福祉				
	フリス	ガナ	<u>=1</u>	ガタ	・ハナニ					ま、『追加			闌』も	記載	してくだる	さい。						
2	本人	氏名	新温	<b>]</b>	₹ <del>7</del>	#088										 	1984	年	6 月	<b>6</b> ⊟		
3	雇用(予定	≧)期間等		無期	有期	( (	▼ 無期の場	期間 合は雇用	] 月開始	日のみ)	20	18 年	4	月	1 日	~ 2	<b>025</b> 年	<b>3</b> 月	31	<b>∃</b>		
4	本人就労	先事業所		名	称	7.7			_	西支店	•		7 寒	際の	勤務地加	が、右上	欄に記載	の事業	听名▪i	所在 ]		
	1 7 197055	20 1-21(1)1		住	所	新潟	市西區	<u> X</u>		丁目△書		-	4 .				名•住所)					
5	雇用 <i>σ</i> .	)形態		正社 自営	<ul><li>員</li><li>二</li><li>業主</li><li>口</li></ul>		<b>・・アル</b> 業専従 <sup>を</sup>			派遣社員 家族従業		契約社員	計		実際に ばださい。		る事業所	⊤の名称・	住所	を記		
			月	火	水 木	金	± E		祝日	合時		月間	7	180	時間	0	分(う	ち休憩時間	間 <i>12</i>	700 分)		
	就労	時間	_		トリの家	」 記労日		<u>-</u> 月間		20	日	一週 🛚	<b>またり</b>	の就	 労日数	週間	5	E	ı			
	(固定就党		平	Ħ	8	時	30	分		~	1	<i>7</i> 時		30	分(う	・ ち休憩時間	間 <i>60</i>	分)				
6		•	<u></u>	曜		P 하산	5 亦日	1 計学-	で言う	載欄が異	<i>†&gt;\</i> .1:	± # ( ):	·音·		ミナイロリトリ	で両ち	レキ記載	していま	<del>1</del> )			
			日		時間		月間						上心.						9 0 /			
	就労	±₽ <b>▲</b>	_		───── 日数				週間週間		30 2	時間 日		0	が(つ	5休憩時間	間 <i>1200</i>	分)				
	(変則就党		主力	よ就労	口 数 5時間帯 時間帯	10				分 ~	1.			0	分(うす	ち休憩時間	間 <i>60</i>	分)				
_	就労		年	月	2024	年	10	月		年月	20	<b>24</b> 年		9	月	年月	2024	年	8	月		
7	※日数に有給 時間数に休憩・列	休暇を含み、 浅業時間を含む	2	1	日/月	18	9	時間/	′月	20	日	/月 <i>1</i>	80	時	間/月	22	日/月	198	時	間/月		
8	産前・産後位 ※取得予				予定 口		#_	過去(	こ産	前∙産後々	は 業る	を取得済	みの	場合	は、『追	加的記載	<b></b> 項目欄。	に記載し	てくた	:さい。		
			期間 年 ● □ 取得予定 ● 取得中 □ 取得済み																			
9	育児休業 ※取得予		期		2024	年	· 7月		日	~ 20	25	年 ,	<b>3</b> 月	31	(+10.4	1 446 645 1	· > /- IP =	7 + 0 111	A / I	<i>(</i> =		
	産休•育休」	はなの体業			予定 口	_		〕 取得				介護休					いら復帰う 記入して			復帰		
10	の取得 ※取		期	間		年	月		日	~		年	月				ている場			復帰		
11	復職(予定	≘)年月日		復職	予定 口	復職	済み	20	25	年 4	1	月	1	日	ੑ 日を記	己入してく	ください。					
	育児のため	の短時間	<b>Y</b>	取得	予定 口	取得	<del>+</del>			期間	20	25 年	4	月	1 日	~ 2	<i>025</i> 年	<b>6</b> 月	30	B		
12	勤務制度 ※取得予				5時間帯 時間帯	9	B	‡ <i>3</i>	0	分 ~	1	6 時		30	分(ゔ	ち休憩時間	間 <i>60</i>	分)				
13	保育士等 勤務実態			有	口 有(	予定)	<b>★</b> 無			資格の保証 しての勤												
14	備考	<b>計</b> 欄								点記入)し												
										章がい児値 ≧態がある												
追加	的記載項目	欄							<i>₹</i>	そ思わるので	J 上列 [	ישובי בו	Ħ J、	· 山布	(PÆ).	リーナエッ	グロ点	記入/して	. \ /2:	ر ۱۰۰۰		
ON	o.3 雇用(予定	定)期間等		ı	有期」の	場合、	契約満	了後の	更新の	の有無		有			有(見込	<b>み</b> )	口無					
ON	o.8 産前•産征	<b>後休業の</b> 取得	Ŧ		取	得済み	の場合	、取得	実績		20	23 年	á	<b>3</b> 月	<i>25</i> ⊟	~ 2	<b>2024</b> 年	<b>6</b> 月	30	B		
										保護者	fの	 方へ										
	/m s.m. ±	施設名	i		こあら係	育園						_	、児童	童名を	連名で	記入して	ください。	>				
	保護者 記入欄	児童名	í		新潟 横	都									で構いま		コピ. ナ	担山・				
	児童との					父																

### 【就労証明書】記載要領

- この証明書は、保育園等の入園(継続)のために必要な書類です。必ず事業者が記入してください。(事業者の押印は不要です。)
   日付については、西暦で記入してください。
   証明内容が事実と異なる場合は、保育園等を退園または入園の内定(決定)が取り消しとなる場合があります。
   訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。(修正液や消えるボールペンは使用できません。)
   証明事項について、後日担当職員から確認をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

### ■証明書を発行する事業者に関する項目

事業所名	〇証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
所在地	○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。

### ■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック(レ点記入)してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※「□有期」の場合は、『追加的記載項目欄』も記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄□記載の事業所名・所在地(証明書発行事業所名・住所)と異なる場合は、本人が実際に働いている事業所の名称・住所を記載してください。
No.5	雇用の形態	〇雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」のいずれかにチェック(レ点記入)してください。 ※法人の代表者(経営者)の場合は、「役員」にチェック(レ点記入)してください。
	就労日数・時間の記載 についての注意事項	○雇用契約に基づく就労時間・日数を記載してください。 ※実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※依題時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、「うち休憩時間」に、該当の時間を記載してください。 ※依頼動務など日をまたぐ場合には、0時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。 ○雇用契約上、年当たり・月当たり・週当たりの就労日数・時間が定められている場合、証明書の月当たり・週当たりの就労日数・時間については、 12(月)で除する、4(週)を乗じる等の計算後の日数・時間を記載してください。
No.6	就労時間 (固定就労の場合)	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、就労日にチェック(レ点記入)してください。 ○合計時間について、月間の合計時間を記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で、平日、土曜、日祝毎(就労がない場合は空欄で結構です)に記載してください。
	就労時間 (変則就労の場合)	〇日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 〇月間又は週間の就労時間(合計)について記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 〇一月当たりの就労日数について記載してください。 〇主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※シフト勤務の場合は、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3か月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※新化・曜・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩時間に限る。)は就労時間数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※消見短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<ul><li>○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック(レ点記入)してください。</li><li>※直近の取得(予定)状況を記入してください。</li><li>※過去に産前・産後休業を取得済みの場合は、『追加的記載項目欄』に記載してください。</li></ul>
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※直近の取得(予定)状況を記入してください。
<b>N</b> 0.10	産休・育休以外の休業 の取得 ※取得予定を含む	〇産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※複数該当する場合は、直近の内容を記載してください。
No.11	復職(予定)年月日	〇証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、 復職予定年月日を記載してください。また、証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック (レ点記入)し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤 務制度利用有無 ※取得予定を含む	<ul><li>○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特則等いわゆる時短勤務)とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック(レ点記入)してください。</li><li>○当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。</li></ul>

### ■その他の項目

No.13	保育士等としての勤務 実態の有無	○有資格の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、養護教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有(予定)」、「□無」にチェック(レ点記入)してください。 ※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格(保育補助職員)であっても勤務実態がある場合は「□有」、「□有(予定)」にチェック(レ点記入)してください。
-------	---------------------	--

### ■追加的記載項目欄

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は、契約満了後の更新の有無について「□有」「□有(見込み)」「□無」のいずれかにチェック (レ点記入)してください。
No.8	産前・産後休業の取得	〇産前・産後休業について、取得済みの場合、取得実績を記入してください。

### 就労証明書

新潟市長 宛

証明日	西暦		年	月	日
事業所名					
代表者名					
所在地					
電話番号		_		_	
担当者名					
記載者連絡先		_		_	

### 下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目													ā	己載欄													
				農業	•林業	ŧ	口漁	業				鉱業・採	5業•	沙利拐	取業		建設	業		製造	業		電気·	ガス	熱化	ŧ給·	水道第	€
	業種	f		情報	通信	業	口週	<b>車輸</b>	業∙郵値	便業		卸売業・	小売業	ŧ			金融	業化	<b>未険業</b>	Ę			不動	産業	物品	賃貸	業	
				学術	研究	∙専門	f·技術	サー	-ビス			宿泊業・	饮食+	ナービ	ス業		生活	関連	サー	ごス業	• 娯	業業		医療•	福祉	:		
				教育	・学習	支援	髪業 [	_ ;	複合サ	<del></del>	て事	業口	公務	i			その	他(								)		
	フリガ・	<b>`</b> †																										
2	本人氏	名																		生: 月			2	年		月	l	B
3	雇用(予定)	期間等		無期		有期	(無	期の	其 り場合は	月間 定用	開始日	∃のみ)			年		月		B	~			年		月		B	
4	本人就労先	- 事業所		名	称																							
	本人 <u>机力</u> 儿争来的			住	所																							
5	雇用の肝	形能		正社	員		パート	・アノ	ルバイ	۲		派遣社員		契約	社員		会計	年度	任用	職員		非常	勤•臨	時職	員		役員	
Ľ	准用(7)	カンは		自営	業主		自営業	轉	従者			家族従業	者		内職		業務	委託			その	也(					)	
	1		月	火	水	木	金 :	±	В	1	祝日	<u></u>	計		88			n±	.B8			$\overline{}$	(=+1	(上 千白 n	+ 88			<u></u>
													間	Я	間			p <del>-1</del>	間			77	(うち(	不思	守间		,	分)
	就労時	‡問	<u> </u>	月当:	たりに	の就	労日数	数	月間	間			日	_	週当7	たり	の就	労日	数	週	間				日			
	(固定就労の		平	日			時			分		~			時			分	(うち	休憩	時間			分)				
6			土	曜			時			分		~			時			分	(うち	休憩	時間			分)				_
°			日:	_			時		_	<del>//</del> 分		~			時					休憩				分) 分)				_
					時間	1		- 間	_		週間			時	間					休憩				分) 分)				
	就労時	語			日数			_			週間				]			/,	()	ישייון	P-J [HJ			,,				_
	(変則就労の		主な	よ就労	5時間	帯		1 161		_	(2) (D)	Λ -			- 時				(=+	/ <del> </del> #0	n+ 88			/\\				
$\vdash \vdash$	45.37	- 4-	_		時間有	帯	<i>F</i>		時	_		分 ~ ———							(75	休憩			-	分) <del>左</del>		_		
7	就労実 ※日数に有給休!	:暇を含み、	年	Я	_		年			月	_	年月		4.5	年			月		年	Я	_	4.0	年			月	_
	時間数に休憩・残業	単は四た会か、			日/	/ =					_		H H	/月			時	間/	月			日	/ =			時	間/丿	7
$\vdash \vdash$	PUBLISAT - PARS 7353	未時間を占む			_				H41 l⊧	引/.	/ J		_										7.1				P]/ /	_
8	産前·産後休	業の取得			_		取得中	-			, <u>,</u> ,												71				F]/ /	
8		業の取得	期	間	予定		年			月		日			J				年			月	71		日		□]/ <b>/</b>	
8	産前・産後休 ※取得予定 育児休業の	業の取得を含むの取得	期□	間 取得	予定					月		日		,	~				年			月	71		日		P]/ /	
	産前・産後休 ※取得予定	業の取得を含むの取得	期	間 取得	予定		年	-		月取得湯	斉み	8		年	~	月		日	年			月	71		B		P1/ /	
9	産前・産後休 ※取得予定 育児休業の ※取得予定	業の取得の取得を含む	期口期	間 取得 間	予定		年 取得中	1		月取得汤	斉み日			年	· (休業	• •		日病体			その				B		)	
	産前・産後休 ※取得予定 育児休業の ※取得予定	業の取得の取得を含む	期口期	間取得間 取得	予定		年 取得中 年	3	口耳月	月 取得流	斉み日	~		年		• •					その				B			
9	産前・産後休 ※取得予定 育児休業の ※取得予定	業の取得 を含む の取得 を含む 外の休業 料定を含む	期即即期	間 取得 間 取得 取得	予定予定		年 取得中 年 取得中	1	月口耳	月 取得流	斉み日	~ 理由		年介護				病体			その				B			
9	産前・産後休 ※取得予定 育児休業6 ※取得予定 産休・育休以 の取得※取得	業の取得を含む の取得を含む 外の休業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	期即即即	間 取得 間 報 復職	予定予定		年 取得中 年 取得中 年	コ コ ギみ	月口耳	月 取得流	斉み日	~ 理由 ~		年 介護 年 月				病体	<b>T</b>	- ~	その				日			
9	産前・産後休: ※取得予定 育児休業6 ※取得予定 産休・育休以 の取得(予定) 復職(予定) 育児のための 勤務制度利	業の取得を含む の取得を含む 外の体素 外の体素 ・	期日期日主	間和間取間復取就	予定予定		年 取得中 年 取得中 年 復職済	コ コ ギみ	月口耳月	月 取得流	斉み日	~ 理由 ~ 年 期間		年 介護 年 月	年			病化日	k 目	~			年					
9 10 11	産前・産後休: ※取得予定 育児休業の ※取得予定 産休・育休以: の取得※取得 復職(予定) 育児のための	業の取得を含む の取得を含む 外の体素 外の体素 ・	期日期日主	間和間取間復取就	予定予定		年 取得中 年 取得中 年 復職済	コ コ ギみ	月口耳	月 取得流	斉み日	~ 理由 ~		年 介護 年 月	<b>集休業</b>			病化日	k 目				年	分)				
9 10 11	産前・産後休: ※取得予定 育児休業6 ※取得予定 産休・育休以 の取得(予定) 復職(予定) 育児のための 勤務制度利	業をの取る。 の取合は、 の取合は、 の取合は、 外のなを含む。 外のなを含む。 の用名は、 の用るは、 の用るは の用るは の用るは の用るは の用る。 の用るは の用るは の用るは の用る。 の用るは の用る。 の用る。 の用る。 の用る。 の用。 の用る。 の用る。 の用る。	期日期日主	間取間取間を取成した。	予定予定予定		年 取得中 年 取得中 年 復職済	コ 子 子 み コ	月口月月日時時	月 取得流	斉み日	~ 理由 ~ 年 期間		年 介護 年 月	年			病化日	k 目	~			年					
9 10 11 12	産前・産後休: ※取得予定 育児取株業の では、育体以 の取得。 では、一般では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	業の取り の取り の取りを含む の取りを含む 外の体含の チョン のは、業まで の知ります。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 には、まます。 とは、まま。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも	期日期日日また。	間取間取間を取成した。	予定予定予定		年 取得中 年 取得中 年 復職済 取得中	コ 子 子 み コ	月口月月日時時	月 取得流	斉み日	~ 理由 ~ 年 期間		年 介護 年 月	年			病化日	k 目	~			年					
9 10 11 12	産前・産後休 ※取得予定 育児休業で ※取得予定 産休・育休以の取りでである。 復職(予定) 育児のお制得予定 保育大きり、 の取りでする。 第1のための 勤務収得予定 保育大きり、 の数にある。	業の取り の取り の取りを含む の取りを含む 外の体含の チョン のは、業まで の知ります。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 のは、まます。 には、まます。 とは、まま。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも。 とも	期日期日日また。	間取間取間を取成した。	予定予定予定		年 取得中 年 取得中 年 復職済 取得中	コ 子 子 み コ	月口月月日時時	月 取得流	斉み日	~ 理由 ~ 年 期間		年 介護 年 月	年			病化日	k 目	~			年					
9 10 11 12 13 14	産前・産後休: ※取得予定 育児取休業の の取得等ない。 を休・得得、取得 復職(予定) 育児の制得予定 保育教育 (発利のた度利 ※取得予定 保育務等を (発育・生どの (本)	業を含む 得なる 外のなき 外のなき 外のなき 月日 の用合む の用合む の用合む であり の用の の用の できます のの の の の の の の の の の の の の の の の の の	期日期日日また。	間取間取間を取成した。	予定予定予定		年 取得中 年 取得中 年 復職済 取得中	コ 子 子 み コ	月口月月日時時	月 取得流	斉み日	~ 理由 ~ 年 期間		年 介護 年 月	年			病化日	k 目	~			年					
9 10 11 12 13 14	産前・産後休 ※取産得予定 育児取付得等のの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	業を含む	期日期日日また。	間取間取間復取就フィ	予 定 定 定 字	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	年 取得中年 年 復職済 取得中	コ 新み コ	月月月時無無	月	育み日	~ 理由 ~ 年 期間 分 ~		年月	年時		日月	病(日)	日(うち	休憩		他(	年					
9 10 11 12 13 14	産前・産後休: ※取得予定 育児取休業の の取得等ない。 を休・得得、取得 復職(予定) 育児の制得予定 保育教育 (発利のた度利 ※取得予定 保育務等を (発育・生どの (本)	業を含む	期日期日日また。	間取間取間復取就フィ	予 定 定 定 字	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	年 取得中 年 取得中 年 復職済 取得中	コ 新み コ	月月月時無無	月	育み日	~ 理由 ~ 年 期間 分 ~		年 介護 年 月	年時		日月	病化日	日(うち	休憩			年					
9 10 11 12 13 14 <b>追加</b> ONc	産前・産後休 ※取産得予定 育児取付得等のの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	業を の	期日期日主主	間取間取間復取就フィ	予 定 定 定 字	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	年 取得中年 年 復職済 取得中	マン マ	月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	月の名がない。	育み 日 育み 日	~ 理由 ~ 年 期間 分 ~		年月	年時		日月	病(日)	日(うち	<b>~</b> 休憩		他(	年	分)				
9 10 11 12 13 14 <b>追加</b> ONc	産前・産得予学 (全体) (全体) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	業を の	期日期日主主	間取間取間復取就フィ	予 定 定 定 字	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	年 取得中年 取得中年 復職済 取得中年 復職済 入事を定) [	マン マ	月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	月の名が、	育み 日 育み 日	~ 理由 ~ 年 期間 分 ~		年月	年時		日月	病(日)	日(うち	<b>~</b> 休憩		他(	年	分)	月		) B	
9 10 11 12 13 14 <b>追加</b> ONc	産前・産得予学 (全体) (全体) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	業を の	期日期日主主	間取間取間復取就フィ	予 定 定 定 字	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	年 取得中年 取得中年 復職済 取得中年 復職済 入事を定) [	マン マ	月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	月の名が、	育み 日 育み 日	~ 理由 ~ 年 期間 分 ~		年月	年時		日月	病(日)	日(うち	<b>~</b> 休憩		他(	年	分)	月		) B	
9 10 11 12 13 14 <b>追加</b> ONc	産前・産得予業で 育※取育体学学院のの復見の新制等・主実施の 保勤務取育務取育務取 保勤務取育務を 保勤務の 保勤務の 保勤務の 保力の利定を はのの利定を はのの利定を のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の ののの のの	業を の	期日期日日主たショー	間取間取間復取就フィ	予 定 定 定 字	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	年 取得中年 取得中年 復職済 取得中年 復職済 入事を定) [	マン マ	月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	月の名が、	育み 日 育み 日	~ 理由 ~ 年 期間 分 ~		年月	年時		日月	病(H)	日(うち	~ 体憩	時間	他(	年	分)	月		) B	
9 10 11 12 13 14 <b>追加</b> ONc	産前・産得予 (株)	業を の取さ	期日期日日主が	間取間取間復取就フィ	予 定 定 定 字	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	年 取得中年 取得中年 復職済 取得中年 復職済 入事を定) [	マン マ	月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	月の名が、	育み 日 育み 日	~ 理由 ~ 年 期間 分 ~		年月	年時		日月	病(H)	日(うち	~ 体憩	時間	他(	無無	分)	月		) B	
9 10 11 12 13 14 <b>追加</b> ONc	産前・産得予業で 育※取育体学学院のの復見の新制等・主実施の 保勤務取育務取育務取 保勤務取育務を 保勤務の 保勤務の 保勤務の 保力の利定を はのの利定を はのの利定を のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載項目標の のの記載の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の のの記述の ののの のの	業を の取む 得の かっと の 取む の の な を の の な を の の 体 全 の 日 の 用 会 に の 関	期日日本・シーコー	間取間取間復取就フィ	予 定 定 定 字	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	年 取得中年 取得中年 を取得中 を取得中・ を取得中・ を表示。	マン マ	日月 月 月 時 無 満 了後 取	月	育み 日 一	~ 理由 ~ 年 期間 分 ~		年介護年月	年時	月	日月	有(!	日(うち	~ 休憩 * * * *	時間	他(	無 年 中(第1	分)	月		) B	

### 【就労証明書】記載要領

- この証明書は、保育園等の入園(継続)のために必要な書類です。必ず事業者が記入してください。(事業者の押印は不要です。)
   日付については、西暦で記入してください。
   証明内容が事実と異なる場合は、保育園等を退園または入園の内定(決定)が取り消しとなる場合があります。
   訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。(修正液や消えるボールペンは使用できません。)
   証明事項について、後日担当職員から確認をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

### ■証明書を発行する事業者に関する項目

事業所名	〇証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
所在地	○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。

### ■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック(レ点記入)してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※「□有期」の場合は、『追加的記載項目欄』も記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄□記載の事業所名・所在地(証明書発行事業所名・住所)と異なる場合は、本人が実際に働いている事業所の名称・住所を記載してください。
No.5	雇用の形態	〇雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」のいずれかにチェック(レ点記入)してください。 ※法人の代表者(経営者)の場合は、「役員」にチェック(レ点記入)してください。
	就労日数・時間の記載 についての注意事項	○雇用契約に基づく就労時間・日数を記載してください。 ※実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※体憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、「うち休憩時間」に、該当の時間を記載してください。 ※依頼勤務など日をまたぐ場合にて、の時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。 ○雇用契約上、年当たり・月当たり・週当たりの就労日数・時間が定められている場合、証明書の月当たり・週当たりの就労日数・時間については、 12(月)で除する、4(週)を乗じる等の計算後の日数・時間を記載してください。
No.6	就労時間 (固定就労の場合)	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、就労日にチェック(レ点記入)してください。 ○合計時間について、月間の合計時間を記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で、平日、土曜、日祝毎(就労がない場合は空欄で結構です)に記載してください。
	就労時間 (変則就労の場合)	〇日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 〇月間又は週間の就労時間(合計)について記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 〇一月当たりの就労日数について記載してください。 〇主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い、勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※シフト勤務の場合は、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3か月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※新し、年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※存給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩時間に限る。)は就労時間数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※直近の取得(予定)状況を記入してください。 ※過去に産前・産後休業を取得済みの場合は、『追加的記載項目欄』に記載してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※直近の取得(予定)状況を記入してください。
<b>No.</b> 10	産休・育休以外の休業 の取得 ※取得予定を含む	〇産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※複数該当する場合は、直近の内容を記載してください。
No.11	復職(予定)年月日	○証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、 復職予定年月日を記載してください。また、証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック (レ点記入)し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤 務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特則等いわゆる時短勤務)とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにデェック(レ点記入)してください。 ○当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。

### ■その他の項目

No.13	保育士等としての勤務 実態の有無	○有資格の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、養護教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有(予定)」、「□無」(ニチェック(レ点記入)してください。 ※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格(保育補助職員)であっても勤務実態がある場合は「□有」、「□有(予定)」にチェック(レ点記入)してください。
-------	---------------------	---

### ■追加的記載項目欄

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は、契約満了後の更新の有無について「□有」「□有(見込み)」「□無」のいずれかにチェック (レ点記入)してください。
No.8	産前・産後休業の取得	〇産前・産後休業について、取得済みの場合、取得実績を記入してください。

### 就労証明書

### 記入例

必ず就労証明書裏面の「記載要領」 を確認のうえ記載してください。

<問い合わせ先>

北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第1希望の場合は下記まで → 幼保運営課(事務センター) 025-223-7372(平日9:00~17:00)

秋葉区・南区・西区の保育施設が第1希望の場合は 施設が所在する区の健康福祉課まで(平日8:30~17:30) → 秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係 0250-25-5683 南区役所 健康福祉課 児童福祉係 025-372-6351 西区役所 健康福祉課 児童福祉担当 025-264-7340

証明日	西暦	202	4 1	<b>F</b>	11	月	1	日
事業所名	株式	で会社		商事				
代表者名	代表	<b>東取締</b>	役	70				
所在地	新港	市中	央区	00	町〇	TEC	2番0号	ŗ
電話番号	02	25 -	_	x x	×	_	xxx	×
担当者名		7課 _	ΔΔ	ΔΔ	1			
記載者連絡先	02	25 -	_	ХX	×	_	xxx	×

<u>~~~</u>	·m·21 = 22 1.1.1.1.	1 <del></del>	76 JJ	<del>70 7</del>	·**	1-MK	<del></del>	<del>- 70.</del>	राज्य	~~と行	ったと	ときに	は、	刑法	上の	罪に	問材	つれる	場合	かあり	ます	•			
No.	項目	1										ā	己載欄												
1	業種	Ē		情報	·林業 通信業		漁業 運輸業	•郵便第		鉱業·採卸売業			取業			:業 !業•保		製造業		口電気口不動	加産業	∙物品	賃貸		業
				教育	研究 専学習支	雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」 の場合はその期間を記載してください。											) )								
2	フリガ	<i>+</i>	=1	ガタ	がタ ハナコ ※「口有期」の場合は、『追加的記載項目欄』も記載してください。																				
_	本人氏	5名 .	新》	多花	?子													月日		1984	年	6	月	6	日
3	雇用(予定)	期間等			有其	1		期間場合は雇用	1開始			018	年	4	月	1	B	~	202	5 年	3	月	31	B	$\checkmark$
4	   本人就労先	事業所 -		名		株式会社 □商事 西支店 ◆							=	実際の勤務地が、右上欄に記載の事業所名・所在地(証明書発行事業所名・住所)と異なる場合は、										-	
				住						17目4		_		_				-		·住所) 事業所					
5	雇用の	形態		正社自営	<ul><li>員</li><li>口</li><li>業主</li><li>口</li></ul>		ト アル 業専従			派遣社員家族従業			社員 内職			天际くださ		الدير	いるも	事未別	の石	1.	エかって	TāC	
			月	火	水木	金	± E	3	祝日	1	計		88	٠,	20	n+	88	_		/\	L /L #6	0+88	10	20	
			<b>Y</b>	<u>М</u>	<b>✓ ✓</b>						寺間		間		80 Ω ≑÷	時		<b>0</b>		分(う <sup>†</sup>	○1仆恕		120	<i></i>	分)
	┃ 就労時 ┃ (固定就労の				たりの記 8			月間		20	<u> </u>	_	週当7			-		週間	-	5	<i>(</i> )	日			
	(		平	曜		時	30	分		~	-	17	時		80	77	(つち	休憩	守间	60	分)			_	
6			_	祝	固:	定就党	分、変貝	則就労	で記	載欄が昇	はなり	ます。	(注)	意 : こ	ここで	は例	الحا	て両	方とも	記載し	てい	ます	. )	$\vdash$	_
			_		時間		月間	П	週間		180	咭	間		0	쓔	(うた	休憩田	<b>牛門</b>	1200	分)				
	┃ ┃   就労時	#問 ▲	_		日数		月間		週間	-	20	_	]	•		73	()-	N. YEZH	4110	7200	71 /				
			主	よ就労	口 % 分時間帯 時間帯	10			0	分 ~		9	時	C	7	分	(うち	休憩	寺間	60	分)				
	就労実		年	月	2024	年	10	月		年月	20	024	年	٤	9	月		年月	₹	2024	年	٤	3	月	
7	※日数に有給休 時間数に休憩・残ぎ	・暇を含み、 業時間を含む	2	7	日/月	18	9	時間/	′月	20	日	/月	180	0	時	間/	月	22	?	日/月	19	8	時	間/	月
8	産前・産後休 ※取得予定		川期		予定 口	取得	# ■	過去	こ産	前∙産後	休業:	を取得	导済∂	ኑのt	場合	は、『	追加	的記	載項	[目欄』	に記言	載し <sup>-</sup>	てくだ	さい	٠,
	育児休業(	の取得			予定 🗅		ф [	コ 取得	済み																
9	※取得予定		期	間	2024	年	7月		日	~ 2	025	年	3	月	31	( ±	IB A	- * *	th i	復帰予	<b>中</b> の	担心		復紀	
<u> </u>	産休・育休以	外の休業		取得	予定 口	取得	<b>ф</b> [	コ 取得	済み	理由		介護	休業							及がす			16.	1友7川	r
10	の取得 ※取得		期	間		年	月		H	~		年		月、	/					いる場	合は、	直边	丘の行	复帰	
11	復職(予定)	)年月日	<b>Y</b>	復職	予定 口	復職	済み	20	025	年	4	月	1		日		を記	.入し <sup>-</sup>	てくた	きさい。					
			<b>Y</b>	取得	予定 口	取得	中			期間	20	025	年	4	月	1	日	~	202	<b>5</b> 年	6	月	30	Ħ	
12	勤務制度利 ※取得予定				5時間帯 時間帯	9	B	寺 <i>3</i>	0	分 ~	1	6	時	3	0	分	(うち	休憩	寺間	60	分)				_
13	保育士等と 勤務実態の		□ 有 □ 有(予定) ★ 有資格の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師 論としての勤務実態の有無について「□有」、「□有(予定)」、「□無」に									)													
14	備考札	欄								点記入)															
										章がい児 毞態があ															
追加	的記載項目欄	Í						7		€1810.00)	(A) +301	<u>п</u> (& )	山竹	٦٠,	山市	(17)	E/]	I – ) 1	-97	マニュ	L/\/		. /	-0.0	
ON	o.3 雇用(予定	)期間等		Γ	「有期」の	場合、	契約満	了後の	更新(	の有無		<b>Y</b>	有			有(見	込み	۲)		口無					
ON	o.8 産前•産後	休業の取得			取	得済み	→の場合	ì、取得	実績		20	023	年	3	月	25	B	~	202	4 年	6	月	30	日	
ļ		#=n. /-		·······	-4-5	742				保護	者の	方へ													•••••
	保護者	施設名			<i>= 566</i>															<b>ごさい</b> 。					
	記入欄	児童名			新潟	柳都	_			同一加 別々の							-			≟ーを‡	是出し	.T			
	児童との					父	母		父方	71-1-4	- ne a	~ U J ~ 2.								_ で1 -してく7					

### 【就労証明書】記載要領

- この証明書は、保育園等の入園(継続)のために必要な書類です。必ず事業者が記入してください。(事業者の押印は不要です。)
   日付については、西暦で記入してください。
   証明内容が事実と異なる場合は、保育園等を退園または入園の内定(決定)が取り消しとなる場合があります。
   訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。(修正液や消えるボールペンは使用できません。)
   証明事項について、後日担当職員から確認をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

### ■証明書を発行する事業者に関する項目

事業所名	〇証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
所在地	〇証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。

### ■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック(レ点記入)してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※「□有期」の場合は、『追加的記載項目欄』も記載してください。
No.4	本人就労先事業所	〇右上欄に記載の事業所名・所在地(証明書発行事業所名・住所)と異なる場合は、本人が実際に働いている事業所の名称・住所を記載してください。
No.5	雇用の形態	〇雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」のいずれかにチェック(レ点記入)してください。 ※法人の代表者(経営者)の場合は、「役員」にチェック(レ点記入)してください。
	就労日数・時間の記載 についての注意事項	○雇用契約に基づく就労時間・日数を記載してください。 ※実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※体憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、「うち休憩時間」に、該当の時間を記載してください。 ※依頼勤務など日をまたぐ場合にて、の時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。 ○雇用契約上、年当たり・月当たり・週当たりの就労日数・時間が定められている場合、証明書の月当たり・週当たりの就労日数・時間については、 12(月)で除する、4(週)を乗じる等の計算後の日数・時間を記載してください。
No.6	就労時間 (固定就労の場合)	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、就労日にチェック(レ点記入)してください。 ○合計時間について、月間の合計時間を記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で、平日、土曜、日祝毎(就労がない場合は空欄で結構です)に記載してください。
	就労時間 (変則就労の場合)	〇日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 〇月間又は週間の就労時間(合計)について記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 〇一月当たりの就労日数について記載してください。 〇主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い、勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※シフト勤務の場合は、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3か月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※新し、年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※存給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩時間に限る。)は就労時間数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※直近の取得(予定)状況を記入してください。 ※過去に産前・産後休業を取得済みの場合は、『追加的記載項目欄』に記載してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※直近の取得(予定)状況を記入してください。
<b>N</b> o.10	産休・育休以外の休業 の取得 ※取得予定を含む	〇産休・育休以外の休業の取得について「口取得予定」か「口取得中」か「口取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※複数該当する場合は、直近の内容を記載してください。
No.11	復職(予定)年月日	○証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、 復職予定年月日を記載してください。また、証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック (レ点記入)し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤 務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特則等いわゆる時短勤務)とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック(レ点記入)してください。 ○当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。

### ■その他の項目

No.13	保育士等としての勤務 実態の有無	○有資格の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、養護教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有(予定)」、「□無」にチェック(レ点記入)してください。 ※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格(保育補助職員)であっても勤務実態がある場合は「□有」、「□有(予定)」にチェック(レ点記入)してください。
-------	---------------------	--

### ■追加的記載項目欄

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は、契約満了後の更新の有無について「□有」「□有(見込み)」「□無」のいずれかにチェック (レ点記入)してください。
No.8	産前・産後休業の取得	〇産前・産後休業について、取得済みの場合、取得実績を記入してください。

受付旅	b設No.
-----	-------

### 介護•看護状況申告書

(宛先)新潟市長

記入日: 令和 年 月 日

介護・看護にあたっている状況について、下記のとおり申告します。

児童氏名				(平成•令和	年	月	日生)	第1希望 在園旅						
九里氏在		2				(平成•令和	年	月	日生)	第1希望 在園旅				
介護•看護者(信	保護者) 日	氏名					児童	との絹	続柄			•		
L	氏名 ————						児童	との約	<b>売柄</b>					
A=# ==# /\$ -	生年月	日	口大	正 口昭和	口平成	□令和	ź	Ŧ	月	日	(	歳)		
介護・看護が     必要な方														)
	住所		(☑另	団別居の場合、他の親族が介護・看護できない理由)										
□介護・介護保						————— 食被保険者	生証の写	т г	<b>一</b>	П Б	. 🗆	П3 П2 Г	11 1	
				支							, 4		,,,	
					・ケアプランの週間サービス計画表の写し 等									
  介護・看護を必導	要とする	理由	口障:	がしい	・手帳の写	手し <u> </u>	→ □:	身体	障害者	手帳(		級)		
※図した理由に	こ応じたれ	記				──▶ □精神障害者保健福祉手帳(級)								
の書類の添付	<u>が必要で</u>	<u>:</u> †			→ □療育手帳 ( A • B )									
					・障がい福祉サービス利用計画の週間計画表の3						の写し	し等		
			口疾	病∙疾患	・医師の記	诊断書 (症	<b>第名</b>						)	
			口自	宅介護•看護	(□i	□□月			_日程周	₹)				
				□家事援助	□食事補	助 口衣	·服着脱		]入浴衫	財 [	□排泄	補助 □その	他	
介護·看護	(の状況		□通	·通所付添	(□i	週 □月			_日程周	₹)				
				通院•通所先名称					所在均	<u>t</u>				
				所要時間				子 (通	通院∙通	所時間		分を <sup>·</sup>	含む)	
	その他の具体的な 介護・看護内容													
実介護・看 <u>※下段スケジ</u> 記入してく	ュール表	<u>*</u>		週		• 月		B_	/ ]	₹		時間	分	

【スケジュール表】介護・看護状況について、下記の内容で記入してください。(週によって異なる場合は、平均的な状況を記入してください。)

- ①家事援助、食事補助、通院・通所付添等(上段「介護・看護の状況」)に要する時間を〇で記入してください。
- ②ヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の福祉サービスを利用している時間を■で記入してください。
- ※実介護・看護時間には、ヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の福祉サービスの利用時間を含めません。

時間帯	月	火	水	木	金	土	В	記入例
	л		小	小	317		Н	品に入り
0:00								
1:00								
2:00								
3:00								
4:00								
5:00								
6:00								Υ
7:00								
8:00								
9:00								
10:00								0
11:00								
12:00								
13:00								0
14:00								<b>-</b>
15:00								
16:00								
17:00								
18:00								
19:00								
20:00								
21:00								
22:00		·····						
23:00								
実介護·看護時間								7:30(■を含めない)

### 介護•看護状況申告書

受付施設No.

記入した日を記入してください。

<u>記入日:令和 6 年 1 1 月 1 日</u>

(宛先)新潟市長

介護・看護にあたっている状況について、下記のとおり申告します。

児童氏名	1	新潟 柳	]都 (平原	或 <b>令</b> 到 5	年10月	5 日生)	第1希望または 在園施設名	こあら保育園		
光里氏石	2		(平月	成•令和	年 月	日生)	第1希望または 在園施設名			
介護・看護者(保護者)氏名 新潟			太郎		児童との	続柄	父			
氏名			 冬美		旧辛しの	4±+ <del>=</del>		 祖 <i>母</i>		
		新潟	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		児童との			,— •		
生年月日		口大正 2 昭和	口平成 口	l令和	3 7 <b>年</b>	6 月	9 日 ( (	5 2 歳)		
介護・看護が     必要な方		☑ 同居 □別居	(住所:					)		
	所	(☑別居の場合、個	也の親族が介護	€•看護で	きない理	由)				
		別居の場	合は他の親族	が介護	・看護で	きない理	里由を必ず記 <i>7</i>	してください。		
☑介護 ・介護保険被保険者証の						[ 要介護	<b>∡ 1</b> 5 □ 4	□3 □2 □1]		
			• ケアプランの	)週間サ-	―ビス計画	画表の写	し等			
A-#	. == == 1	 □障がい	•手帳の写し		<b>→</b> □身体	障害者	手帳(級	)		
介護・看護を必要とす ※回した理由に応じ					→ □精和	暗害者:	保健福祉手帳	(級)		
の書類の添付が必								1170		
			□→ □療育手帳 ( A • B )							
			・障がい福祉サービス利用計画の週間計画表の写し 等							
		□疾病・疾患	□疾病・疾患 ・医師の診断書 (病名 )							
		☑ 自宅介護·看護	(口週 🎜	<b>Ž</b> 月_	1 2	日程原	隻)			
		ቖ事援助	☑食事補助	┏₹₹₩	及着脱	□入浴裤	輔助 ☑排泄补	甫助 □その他		
介護・看護の状	況	☑通院•通所付添	( <b>⊿</b> 週 □	□月 _		4日程	度)			
		通院•通所先名称	○○デイ	゚サーし	ビス	所在地	b 新潟市	OOKOO		
		所要時間	9時間	間0	<u>)</u> 分(	通院•通	 所時間	<u>60</u> <b>分を含む</b> )		
その他の具体的 介護・看護内容								己入してください。		
実介護・看護時 ※下段スケジュール 記入してください	表を	週	週日・月 <u>12</u> 日 / 月 <u>144</u> 時間 <u>00</u> 分							

【スケジュール表】介護・看護状況について、下記の内容で記入してください スケジュール表の実介護・看護時間の週あたりの ①家事援助、食事補助、通院・通所付添等(上段「介護・看護の状況」) 合計時間×4(週)で月の実介護・看護時間を計算 ②ヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の福祉サービスを利用して ※実介護・看護時間には、ヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の福祉

してください。

時間帯	月	火	水	木	金	土	日	記入例
0:00								
1:00								
2:00								
3:00								
4:00								
5:00								
6:00								Q
7:00								
8:00	ρ			ρ		ρ		
9:00		<b>=</b>	<b>.</b>				<b>=</b>	
10:00								Ó
11:00								
12:00								
13:00								
14:00								<b>—</b>
15:00								
16:00								
17:00								
18:00								
19:00								
20:00	b			0		0		
21:00					ļ			
22:00								
23:00								
実介護·看護時間	12:00			12:00		12:00		7:30(■を含めない

# 医療機関診断書 (保育認定用)

患者氏名		生年月日	年	月	В				
病名									
症状									
療養見込み 期間	年 月 日 ※期間の判断が困難な場合は、1	日から 年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年		日まで お願いしま	ا				
受診状況	□ 通院(月・週 日程) □ 入院(期間など:	度) □その他(		)					
保育への影響 上記疾病等により、自宅での保育は( 支障あり ・ 支障なし )と認めます。									
	(宛先) 新潟市長 上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日								
	医療機関名								
	所在地								
	医師名								
を確認するさ 要なため最低 いします。	は、患者様が疾病を理由にご自身のは うえで、提出を依頼しております。り いでも1年に1回は診断書の提出が必 を機関指定の診断書となる場合は、」	R童が保育所等に入所し 必要となりますので、こ	ノている期間、現別 ご理解ご協力くだる	兄の確認が必 さるようお原	が 頁				

診断書の内容について、病院等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

	在園(または第一希望)施設名	児童氏名
保護者 記入欄		

(R5.5.25)

### 誓約書

私は、教育・保育給付認定申請(継続)または施設等利用給付認定申請(継続) にあたり、下記の理由により誓約書を提出いたします。

もし、求職活動事由での認定開始日から3か月を経過する日が属する月の末日までに、求職活動以外の保育必要事由を満たさない場合は、「保育実施解除 (退園)」または「認定取り消し」の決定を受けても異議を申し立てません。

〔理由〕該当する番号に〇をつけてください。

- 1. 現在、求職中 (退職日 年 月 日)
  - ※ 退職日は、就労から求職活動に変更になる場合に記入してください。また、退職日 を確認できる書類の写しを併せて提出してください。(保育施設に在園中または認 定を受けている方のみ)
- 2. 就労内容が実働月64時間未満
  - ※ 現状を証明する就労証明書を併せて提出してください。

令和 年 月 日

(宛先)新潟市長

住 所

保護者(誓約者)氏名

EΩ

自署押印不要

児童名

施設名(第1希望施設)

(R5.10.1 改正)

### 誓約書

私は、教育・保育給付認定申請(継続)または施設等利用給付認定申請(継続)にあたり、下記の理由により誓約書を提出いたします。

もし、求職活動事由での認定開始日から3か月を経過する日が属する月の末日 求職中の場合は1.に○を記入してください。 新規申請の場合は退職日が確認できる書類の 写しは必要ありません。

<del>で乗血ノスコック曲っにしてファくへ</del>ださい。

1. 現在、求職中 (退職日

年 月 日)

※ 退職日は、就労から求職活動に変更になる場合に記入してください。また、退職日 を確認できる書類の写しを併せて提出してください。(保育施設に在園中または認 定を受けている方のみ)

### 2. 就労内容が実働月64時間未満

※ 現状を証明する就労証明書を併せて提出してください。

就労内容が64時間未満の場合は2. に○を 記入してください。就労証明書を併せて提出 する必要があります。

令和 6 年 11 月 1 日

(宛先)新潟市長

**住** 所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

保護者(誓約者)氏名欄は、求職活動事由で申請する保護者氏名を記入 してください。

※代表保護者氏名ではありません。

→ 保護者(誓約者)氏名

新潟 太郎

**E**D 自署押印不要

児童名

新潟 柳都

施 設 名

こあら保育園

(第1希望施設)

(R5.10.1 改正)

## 育児休業(雇用)証明書

### 事業主の方へ

(事業主様より証明書の記載をお願いします)

右記児童の保育施設入園申請・継続申請の要件確認に必要と なりますので、二重枠線内に証明をお願いいたします。 なれ、証明事項は、後日担当職員から確認をさせていただく 場合がありますので、ご協力くださるようお願いいたします。

被証明者(保護者)氏名								
児童氏名								
第1希望施設名								

### 本証明が必要となる場合

- 1. 現在、保育施設を利用しており
  - 育児休業取得中も継続して保育施設の利用を申請する場合
  - ⇒ ①③について、ご証明ください。
- 2. 現在、育児休業を取得していないが、

今後育児休業を取得することを前提として、保育施設の利用を申請する場合 (この場合、育児休業取得前に保育施設へ入園することが要件となります)

⇒ ①②③について、ご証明ください。 ①については、取得予定期間をご証明ください。

①育児休業取得期間	平成•令和	年	月		~	令和	年	月	В		
②雇用期間 ※育児休業取得中でない場合	平成•令和 ※雇用	年期限に定め			~ 終期に		•	月 さい。	В		
③育児休業取得 対象児童氏名		※出生した子の氏名(出生予定の場合は未出生)を記載してください。									
記明欄	(宛先)新潟市 上記のとおり村 令和 所在地 事業所名 事業主・代表者名	長	ことを								
証明内容についての 問い合わせ先	ご担当者様:			Ĩ	連絡	先:					

※復帰後は、改めて就労証明書の発行をご依頼いたしますので、ご承知おきください。 ※本証明書は事業主が作成する書類です。事業主に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合 があります。

<問い合わせ先> 北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第1希望の場合は下記まで → 幼保運営課(事務センター) O25-223-7372(平日9:00~17:00)

> 秋葉区・南区・西区の保育施設が第1希望の場合は 施設が所在する区の健康福祉課まで(平日8:30~17:30)

→ 秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係 O250-25-5683 南区役所 健康福祉課 児童福祉係 025-372-6351 西区役所 健康福祉課 児童福祉担当 O25-264-7340

## 育児休業(雇用)証明書

保護者記入欄

事業	420±0		被証明者(保護者)氏名
(=	被証明者氏名は育児休業を取得している保護者氏名を 記入してください。	-	新潟 花子
右		· \	申請児童氏名
なり 場合	申請児童氏名は保育施設への入園を希望する児童氏名 を記入してください。育児休業の対象児童ではありません。	-	新潟 柳都
			第1希望施設名
_			こあら保育園

### 本証明が必要となる場合

- 1. 現在、保育施設を利用しており、
  - 育児休業取得中も継続して保育施設の利用を申請する場合
  - ⇒ ①③について、ご証明ください。
- 2. 現在、育児休業を取得していないが、

今後育児休業を取得することを前提として、保育施設の利用を申請する場合 (この場合、育児休業取得前に保育施設へ入園することが要件となります)

⇒ ①②③について、ご証明ください。 ①については、取得予定期間をご証明ください。

1育児休業取得期間	平成•令和	年	月	В	~	令和	年	月	В		
②雇用期間	平成•令和	年	月	В	~	令和	年	月	В		
※育児休業取得中でない場合	※雇用	※雇用期限に定めがない場合は、終期は未記載としてください。									
③育児休業取得 対象児童氏名	     ※出生した	※出生した子の氏名(出生予定の場合は未出生)を記載してください。									
≣正明欄	(宛先)新潟市 上記のとおり林 令和 所在地 事業所名 事業主・代表者名 電話番号			証明し		す。 日					
証明内容についての 問い合わせ先	ご担当者様:			C)	連絡領	先:					

※復帰後は、改めて就労証明書の発行をご依頼いたしますので、ご承知おきください。 ※本証明書は事業主が作成する書類です。事業主に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合 があります。

<問い合わせ先> 北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第1希望の場合は下記まで → 幼保運営課(事務センター) O25-223-7372(平日9:00~17:00)

> 秋葉区・南区・西区の保育施設が第1希望の場合は 施設が所在する区の健康福祉課まで(平日8:30~17:30)

→ 秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係 O250-25-5683 南区役所 健康福祉課 児童福祉係 025-372-6351 西区役所 健康福祉課 児童福祉担当 025-264-7340

### きょうだい同時申込(⑧その他)希望調査票

/

枚)

- ※記入にあたっては必ず、てびき裏表紙の問い合わせ先まで、ご相談ください。
- ※希望選考方法が①~⑦の場合、本調査票の提出の必要はありません。入園申請書の該当箇所に✔してください。

	児童氏名		生	年月日	申請区分(該当区分に〇)		
0		平成・令和	١	Ŧ.	月	日生	新規 ・ 転園 ・ 区分変更
0		平成·令和	1	Ŧ.	月	日生	新規 ・ 転園 ・ 区分変更
8		平成·令和	دُ	Ŧ.	月	日生	新規 ・ 転園 ・ 区分変更

### 【記入方法】

- ・<u>希望する組み合わせ</u>を希望順位の高い順に記入してください
- ・同一こども園内の認定区分変更の児童については、1号認定継続を希望する場合、園名のあとに「(1号)」と記入してください

希望 順位	児童名❶		児童名2		児童名❸	
	申請番号	施設名称	申請番号	施設名称	申請番号	施設名称
第1希望						
第2希望						
第3希望						
第4希望						
第5希望						
第6希望						
第7希望						
第8希望						
第9希望						
第10希望						

- ※希望の組み合わせが11以上ある場合は、本用紙をコピーしてご提出ください。
- ※4人以上同時申込の場合は、任意の用紙に本調査票の項目を記入してご提出ください。
- ※本用紙は原本を上の子の申請書に添付し、下の子はコピーを申請書に添付してください。

市処理欄	内容確認①	内容確認②	システム入力	システム確認	結果確認
対応日					
対応者					

# きょうだい同時申込( $\otimes$ その他)希望調査票 $\begin{pmatrix} 1 \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} 1 \end{pmatrix}$ 枚)

※記入にあたっては必ず、てびき裏表紙の問い合わせ先まで、ご相談ください。

※希望選考方法が①~⑦の場合、本調査票の提出の必要はありません。入園申請書の該当箇所に✔してください。

	児童氏名		生年月日					申請区分(該当区分に〇)		
0	新潟 秋菜	平成令和	1	年	8	月	8	日生	新規 ・ 転園 区分変更	
0	新潟 柳都	平成令和	5	年	5	月	5	日生	新規 転園 ・ 区分変更	
8		平成·令和		年		月		日生	新規 ・ 転園 ・ 区分変更	

### 【記入方法】

- ・<u>希望する組み合わせ</u>を希望順位の高い順に記入してください
- ・同一こども園内の認定区分変更の児童については、1号認定継続を希望する場合、園名のあとに「(1号)」と記入してください

	児童	童名	0	秋菜	児童	童名	<b>10</b>	柳都	児童	至4	
12/12	串	青番	号	施設名称	申詞	清番	号	施設名称	申記	青番号	施設名称
第1希望	0	0	1	こあら保育園	0	0	1	こあら保育園			
第2希望	0	0	1	こあら保育園(1号)	0	0	1	こあら保育園			
第3希望	0	0	2	ひよこ保育園	0	0	2	ひよこ保育園			
第4希望	0	0	3	いるか保育園	0	0	3	いるか保育園			
第5希望	0	0	1	こあら保育園(1号)	0	0	2	ひよこ保育園			
第6希望	0	0	1	こあら保育園(1号)	0	0	3	いるか保育園			
第7希望	0	0	1	こあら保育園				未決定			
第8希望											
第9希望											
第10希望											

- ※希望の組み合わせが11以上ある場合は、本用紙をコピーしてご提出ください。
- ※4人以上同時申込の場合は、任意の用紙に本調査票の項目を記入してご提出ください。
- ※本用紙は原本を上の子の申請書に添付し、下の子はコピーを申請書に添付してください。

### 令和5年分 外国居住期間収入状況申立書(利用者負担額算定用)

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

#### 【記入にあたっての注意点】

- ①入園(在園)児童が複数いる場合は、年齢が一番上の児童分のみご提出ください。
- ②記入例を必ずご確認の上、記入してください。
- ③「収入に関する項目」は支払いを受けた通貨で、**手取り額ではなく総支給額(非課税手当を除く)を記入**してください。
- ④「所得控除に関する項目」は支払った通貨で記入してください。複数の通貨で支払った場合はそれぞれ記入してください。
- ⑤「収入に関する項目」「所得控除に関する項目」に**記入した金額が分かる書類(給与明細、支払証明書、領収書など)を** <u>添付</u>してください。なお、添付書類が外国語で作成されている場合は、記入した金額の根拠となる項目名に日本語訳を記載 してください。
- ⑥「人的控除に関する項目」のうち、障害者に該当する場合は障がい者手帳等の写しを添付してください。
- ①国内で住民税が課税されていることが判明した場合は、本申立書の内容よりも住民税の課税内容を優先して利用者負担額 を算定する場合があります。

令和5(2023)年中の収入等について、下記の状況にあったことを申し立てます。

申	住所	
立	氏名	(印)※自署押印不要
者	電話番号	

#### 【申請児童と同居の世帯員(おじ・おばを除く)】

入園児童 との続柄	氏 名	生年月日	勤務先・学校名など	収入の有無
ふりがな 児童本人				有□ 無□
父				有□ 無□
母				有□ 無□
				有□ 無□
				有□ 無□

#### 【収入確認期間について】※令和5年1月1日~令和5年12月31日について記載してください。

	父について £	母について			
	令和5年 月 日~令和5年 月 日 令和5年 月 ⇒居住国( ) ⇒居住国(	日~令和5年 月 日			
外国居住期間	□外国居住期間がない  □外国居住期間がない	<sup>/</sup> ない 下の記載は不要です。			
国内居住期間		日~令和5年 月 日 収入等:有□ 無□ 内収入についても記入必要			

### 【収入に関する項目(裏面に続く)】※記入した金額が分かる書類を添付してください

V@\$A = 10.2 1 - 1.7 1		父の収入	について	母の収入について		
※①給与収入については手取りではなく <u>総支給額</u> を記入	国外収入 (通貨: )		国内収入(円)	国外収入 (通貨: )	国内収入(円)	
①給与収入						
②事業収入						
③事業収入の必要経費						
④事業所得(②-④)						

			父の収入に	ついて		母の収入に	こついて
		国外収	.入		国外	収入	
		(通貨:	)	国内収入(円)	(通貨:	)	国内収入(円)
うその他収入							
(	)						
6その他収入の							
つその他所得	(5-6)						
【控除に関する	<b>る項目】</b> ※記入し	た金額が分かる	書類を添付して	ください			
			父の控除に	ついて		母の控除に	こついて
社会保険料支持							
一般生命保障							
支払額	旧制度						
個人年金保障							
支払額	旧制度						
↑護医療保険料 よ電保険料 まま							
也震保険料支担 日長期損害保険							
D							
	→ 対						
医療費控除	文仏医療質   補てん金額	ļ					
 セルフメディ	支払医療費						
ケーション	補てん金額						
, , , , ,	損害金額						
雑損控除	補てん金額						
TED CITIO	災害関連支出額						
2				る項目に☑をしてくた	. C V '		
			父の控除に ]死別 □離姊	ついて		母の控除に□死別 □離	
	とり親控除	(		ついて	(		
寡婦控除・ひる	とり親控除		」死別 □離如	ついて 雪 □未婚 月から)		□死別 □離	婚 □未婚 月から)
寡婦控除・ひる 助労学生控除	とり親控除	(	]死別 □離如 年	ついて 雪 □未婚 月から) <sup>全</sup> 生	(	□死別 □離 年	婚 □未婚 月から) 学生
寡婦控除・ひる 助労学生控除	とり親控除	( □ □ □	]死別 □離如 年 □勤労与	ついて 香 □未婚 月から) 全生 引障害者	(	□死別 □離 年 □勤労:	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者
寡婦控除・ひる 助労学生控除 章害者控除		( □ □ ※障力	回死別 □離対 年 □勤労与 章害者 □特別 がい者手帳等の	ついて 香 □未婚 月から) 全生 引障害者	(   	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者
寡婦控除・ひる 動労学生控除 障害者控除		( □ □ ※障力	回死別 □離対 年 □勤労与 章害者 □特別 がい者手帳等の	ついて	(   	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 0写しを添付
寡婦控除・ひる 助労学生控除 章害者控除 【 <b>人的控除に</b> 【		( □ □ □ □ ※ 障 ź <b>黒者控除につい</b> ・	回死別 □離州 年 □勤労与 章害者 □特別がい者手帳等の で)】※該当っ 父の控除に	ついて	( ( ※ ださい	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特 章がい者手帳等の 母の控除に	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 0写しを添付
寡婦控除・ひる 助労学生控除 章害者控除 【 <b>人的控除に</b> 【		( □ □ □ □ ※ 障 ź <b>黒者控除につい</b> ・	不別 □離州 年 □勤労労 章害者 □特別 がい者手帳等の で)】※該当一 父の控除に 空除:□障害	ついて 香 □未婚 月から) <sup>全</sup> 生 別障害者 写しを添付 する項目に図をしてく ついて	( ( ※ ださい	□死別 □離: 年 □勤労: □職労: □職労: □職労: □職労: □特章がい者手帳等の 母の控除に ■母の控除に ■を持ちまする。	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 ○写しを添付
寡婦控除・ひる 助労学生控除 章害者控除 【人的控除に 配偶者控除	関する項目(配	( □ □ □ □ ※ 障 ź <b>黒者控除につい</b> ・	不別 □離州 年 □勤労労 章害者 □特別 がい者手帳等の で)】※該当一 父の控除に 空除:□障害	ついて	( ( ※ ださい	□死別 □離: 年 □勤労: □職労: □職労: □職労: □職労: □特章がい者手帳等の 母の控除に □管害	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 D写しを添付 Eついて 者 □特別障害者
寡婦控除・ひる 動労学生控除 章害者控除 【人的控除に 配偶者控除 配偶者特別控係	関する項目(配	(   □	不別 □離対 年 □勤労与 章害者 □特別がい者手帳等の で)】※該当一 父の控除に 空除:□障害= ※障がい者	ついて	(   **ド   ださい   有□⇒障害者   有□	□死別 □離: 年 □勤労: □職労: □職労: □職労: □職労: □特章がい者手帳等の 母の控除に □管害	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 D写しを添付 Eついて 者 □特別障害者
寡婦控除・ひる 動労学生控除 章害者控除 【人的控除に 配偶者控除 配偶者特別控係 【人的控除に 【人的控除に	関する項目(配金のでは、 全のでは、 はなでは、 はなでは、 はないでは、 もないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでもないでもな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。	( □ □ ※ 障 が ※ 障 が ※ 障 が ままままままままままままままままままままま	平 日本	ついて 月から) 全生 別障害者 写しを添付 する項目に図をしてく ついて 者 □特別障害者 手帳等の写しを添付 当する項目に○をつい	(   **ド   ださい   有□⇒障害者   有□	□死別 □離: 年 □勤労: □職労: □職労: □職労: □職労: □特章がい者手帳等の 母の控除に □管害	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 ○写しを添付 □ついて 者 □特別障害者 い者手帳等の写しを添
京婦控除・ひる 助労学生控除 章害者控除 【人的控除に 配偶者控除 配偶者特別控除 【人的控除に 【人的控除に 【大き者	関する項目(配	( □ □ ※ 障 が ※ 障 が ※ 障 が ままままままままままままままままままままま	不別 □離対 年 □勤労与 章害者 □特別がい者手帳等の で)】※該当一 父の控除に 空除:□障害= ※障がい者	ついて 月から) 全生 別障害者 写しを添付 する項目に図をしてく ついて 者 □特別障害者 手帳等の写しを添付 当する項目に○をつじ	ださい 有□→障害者 有□ オ□	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特章がい者手帳等の 母の控除に 対控除:□障害 ※障がい	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 ○写しを添付 こついて 者 □特別障害者 い者手帳等の写しを添
寡婦控除・ひる 助労学生控除 章害者控除 【人的控除に に偶者特別控除 【人的控除に 【人的控除に 大機者	関する項目(配金のでは、 全のでは、 はなでは、 はなでは、 はないでは、 もないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでもないでもな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。	( □ □ ※ 障 が ※ 障 が ※ 障 が ままままままままままままままままままままま	平 日本	ついて 月から) 全生 別障害者 写しを添付 する項目に図をしてく ついて 者 □特別障害者 手帳等の写しを添付 当する項目に○をつい	ださい 有□⇒障害者 有□ けてください	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特章がい者手帳等の 母の控除に 対控除:□障害 ※障がい 被扶養者の腐	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 ○写しを添付 こついて 者 □特別障害者 い者手帳等の写しを添
非婦性除・ひる 助労学生控除 章害者控除 【人的控除に 記偶者特別控除 に偶者特別控係 【人的控除に 表者	関する項目(配金のでは、 全のでは、 はなでは、 はなでは、 はないでは、 もないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでもないでもな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。	( □ □ ※ 障 が ※ 障 が ※ 障 が ままままままままままままままままままままま	平 日本	ついて 月から) 全生 別障害者 写しを添付 する項目に図をしてく ついて 者 □特別障害者 手帳等の写しを添付 当する項目に○をつい	ださい 有□→障害者 有□ けてください 障害者	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特章がい者手帳等の 母の控除に 音控除:□障害 ※障がい 被扶養者の腐 ≪障がい者手帳等	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 の写しを添付 こついて 者 □特別障害者 い者手帳等の写しを添 でするである。
幕婦控除・ひる 動労学生控除 章害者控除 【人的控除に 配偶者特別控除 に偶者特別控除 【人的控除に 扶養 母 母	関する項目(配金のでは、 全のでは、 はなでは、 はなでは、 はないでは、 もないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでもないでもな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。	( □ □ ※ 障 が ※ 障 が ※ 障 が ままままままままままままままままままままま	不別 □離州 年 □勤労等 章害者 □特別がい者手帳等の で)】※該当等 父の空除:□障がい者 で空除:障がい者 項目)】※該 皮扶養者生年	ついて 月から) 全生 別障害者 写しを添付 する項目に図をしてく ついて 者 □特別障害者 手帳等の写しを添付 当する項目に○をつい	ださい 有□→障害者 有□ けてください 障害者 障害者	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特章がい者手帳等の 母の控除に 音控除:□障害 ※障がい 被扶養者の腐 係 で 特別障害者	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 の写しを添付 こついて 者 □特別障害者 い者手帳等の写しを添 で写しを添付 ・同居特別障害者
京婦控除・ひる 前労学生控除 電害者控除 <b>【人的控除に</b> 配偶者特別控除 <b>【人的控除に</b> <b>【人的控除に</b> 大養者 日母母	関する項目(配金のでは、 全のでは、 はなでは、 はなでは、 はないでは、 もないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでもないでもな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。	( □ □ ※ 障 が ※ 障 が ※ 障 が ままままままままままままままままままままま	不別 □離州 年 □勤労等 章害者 □特別がい者手帳等の で)】※該当等 父の空除:□障がい者 で空除:障がい者 項目)】※該 皮扶養者生年	ついて 月から) 全生 別障害者 写しを添付 する項目に図をしてく ついて 者 □特別障害者 手帳等の写しを添付 当する項目に○をつい	ださい 有□→障害者 有□ オでください 障害者 障害者 障害者	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特章がい者手帳等の 母の控除に 音控除:□障害 ※障がい を被扶養者の障害 がい者等害者 がい者がい者を等者	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 ②写しを添付 こついて 者 □特別障害者 ×者手帳等の写しを添 で写しを添付 ・同居特別障害者 ・同居特別障害者
京婦控除・ひる 前労学生控除 電	関する項目(配金のでは、 全のでは、 はなでは、 はなでは、 はないでは、 もないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでは、 もないでもないでもな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。 もな。	( □ □ ※ 障 が ※ 障 が ※ 障 が ままままままままままままままままままままま	不別 □離州 年 □勤労等 章害者 □特別がい者手帳等の で)】※該当等 父の空除:□障がい者 で空除:障がい者 項目)】※該 皮扶養者生年	ついて 月から) 全生 別障害者 写しを添付 する項目に図をしてく ついて 者 □特別障害者 手帳等の写しを添付 当する項目に○をつい	ださい 有□→障害者 有□ オでください 障害者 障害者 障害者	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特章がい者手帳等の 母の控除に 音控除:□障害 ※障がい を被扶養者の障害 がい者等害者 がい者がい者を等者	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 の写しを添付 こついて 者 □特別障害者 い者手帳等の写しを添 で写しを添付 ・同居特別障害者
京婦控除・ひる 前労学生控除 電害者控除に 配偶者特別控除 にののでは、 にのででは、 にののでは、 にののででは、 にののでは、 にののでは、 にのででは、 にのででは、 にのででは、 に	関する項目(配金のでは、 全のでは、 はなでは、 はなでは、 はないでは、 とは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 とはないでは、 とはないでは、 とはないでは、 とはないでは、 とはないでは、 とはないでは、 とはないでは、 とはなでは、 とはないでは、 とはないでは、 とはな。 とはな。 とはな。 とはな。 とはな。 とはな。 とはな。 とはな。	(   □	不別 □離州 年 □勤労等 章害者 □特別がい者手帳等の で)】※該当等 父の空除:□障がい者 で空除:障がい者 項目)】※該 皮扶養者生年	ついて 月から) 全生 別障害者 写しを添付 する項目に図をしてく ついて 者 □特別障害者 手帳等の写しを添付 当する項目に○をつい	ださい 有□→障害者 有□ オでください 障害者 障害者 障害者	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特章がい者手帳等の 母の控除に 音控除:□障害 ※障がい を被扶養者の障害 がい者等害者 がい者がい者を等者	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 ②写しを添付 こついて 者 □特別障害者 ×者手帳等の写しを添 で写しを添付 ・同居特別障害者 ・同居特別障害者
京婦控除・ひる 前労学生控除 電害者控除に 配偶者特別控除 にのは、	関 <b>する項目(配</b> 余 <b>関する項目(扶</b> 被扶養者氏	(   □	TRN	ついて 月から) 全生 別障害者 写しを添付 する項目に図をしてく ついて 者 □特別障害者 手帳等の写しを添付 当する項目に○をつい	ださい 有□ → 障害者 有□ すてください 障害者 障害者 障害者	□死別 □離: 年 □勤労: □障害者 □特章がい者手帳等の 母の控除に 音控除:□障害 ※障がい を被扶養者の障害 がい者等害者 がい者がい者を等者	婚 □未婚 月から) 学生 別障害者 ②写しを添付 こついて 者 □特別障害者 ×者手帳等の写しを添 で写しを添付 ・同居特別障害者 ・同居特別障害者

### |5年分 外国居住期間収入状況申立書(利用者負担額算定用)

### 記入例

令 和 6 年 8 月 1 日

(あて先) 新潟市長

#### 【記入にあたっての注意点】

- ①入園(在園)児童が複数いる場合は、年齢が一番上の児童分のみご提出ください。
- ②記入例を必ずご確認の上、記入してください。
- ③「収入に関する項目」は支払いを受けた通貨で、手取り額ではなく総支給額(非課税手当を除く)を記入してください。
- ④「所得控除に関する項目」は支払った通貨で記入してください。複数の通貨で支払った場合はそれぞれ記入してください。
- ⑤「収入に関する項目」「所得控除に関する項目」に<u>記入した金額が分かる書類(給与明細、支払証明書、領収書など)を添付</u>してください。なお、添付書類が外国語で作成されている場合は、記入した金額の根拠となる項目名に日本語訳を記載してください。
- ⑥「人的控除に関する項目」のうち、障害者に該当する場合は障がい者手帳等の写しを添付してください。
- ①国内で住民税が課税されていることが判明した場合は、本申立書の内容よりも住民税の課税内容を優先して利用者負担額を 算定する場合があります。

令和5(2023)年中の収入等について、下記の状況にあったことを申し立てます。

申	住所	新潟市北区〇〇		
<u> </u>	氏名	新潟 太郎 (印	印)	※自署押印不要
者	電話番号	090-1234-5678		

#### 【申請児童と同居の世帯員(おじ・おばを除く)】

【中明儿童と同品の】	5市兵(むし、むはではく)	<u> </u>		
入園児童 との続柄	氏 名	生年月日	勤務先・学校名など	収入の有無
ふりがな 日 <del>本</del> 士 」	にいがた じろう 立に臼 — dr	R2 · 4 · 5	○○保育園	有□無☑
→ 外国に居住して	いた期間と国内に居住	S59 · 6 · 7	○○貿易株式会社	有☑ 無□
┛ していた期間が	ある場合は、「外国居	S62 · 8 · 9	○○株式会社	有☑ 無□
] 住期間」と「国	内居住期間」の両方を	H26 · 6 · 7	〇〇小学校	有□無☑
] 記入してくださ	ر،			]
収入確認期間につい	<b>いて】※令和シュー 令和5</b>	載してく† 外国に居住してい	. = / / 3 / 1 3 / 1	
	父につい	ヽて	ない場合は、記入	人終了です。
	令和5年1月1日~令和	和5年8月31日	令和 5	日
外国居住期間	⇒居住国 ( アメリ	'カ合衆国 ) 	⇒居住国	)
/四位 任规间	□外国居住期間がない		☑外国居住期間がない	
	⇒父について、以下の記載	成は不要です。	⇒母について、以下の記載は	は不要です。
	令和5年9月1日~令和5	5年12月31日	令和5年 月 日~令和	5年月日
国内居住期間	⇒国内居住期間の収入等:	有☑ 無□	⇒国内居住期間の収入等:有	≒□ 無□
	※有に☑の場合、国内収入に	ついても記入必要	※有に☑の場合、国内収入につ	いても記入必要

#### 【収入に関する項目】※記入した金額が分かる書類を添付してください

※①給与収入については手取りで	父の収入	について	母の収入について			
☆ はなく <u>総支給額</u> を記入	国外収入 (通貨: ドル )	国内収入(円)	国外収入 (通貨: )	国内収入(円)		
①給与収入	14,000	3,500,000				
②事業収入						
③事業収入の必要経費						
④事業所得(②-④)						

【収入に関す	る項目(続き)	】※記入し	た金額が分かる	書類を添作	寸してくださ	い			
			父の収入	について		母の	収入について		
			国外収入			国外収入			
		(通貨	: )	 国内 <sup> </sup>	収入(円)	(通貨:	)	9収入(円)	
⑤その他収入	<u> </u>								
(	)								
	の必要経費								
		+							
【控除に関す	· <b>る項目】※</b> 記入	した金額が分	かる書類を添付し	てください					
			父の控除	について		<b>母の</b>	控除について		
社会保険料支	払額		480,000円、	、1,750ドノ	レ				
一般生命保	険料 新制度		180,	000円					
支払額	旧制度								
個人年金保	険料 新制度		240,	000円					
支払額							¬		
介護医療保険			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	000円	   医梅弗拉	除とセルフメディ			
地震保険料支			80,0	000円		· -			
旧長期損害保						ン税制は同時に受け			
小規模企業共		1			ることは	できません			
医療費控除	支払医療費			000円	<u></u>				
	補てん金額	1	75,C	000円					
セルフメディ									
ケーション									
雑損控除	損害金額 補てん金額								
稚垻拴陈	(グ害関連支出権)								
	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	*							
【人的控除に	・本人や神	皮扶養者が	障害者控除に	該当する場	易合、障	· U			
	がい者手巾	長等の写し	の添付が必要	です		母の	控除について		
寡婦控除・ひ	、, ・特別障	害者とは、	身体障害者(:	1~2級)、	知的障	□死別	□離婚 □∋	<b>卡</b> 婚	
93-7-17-1-17-17-17		度)、寝た	きり老人に準	じます		(年月から)			
勤労学生控除							□勤労学生		
障害者控除		T	☑障害者 □特別障害者			□障害者	□特別障害:	者	
			※障がい者手帳等	₹の写しを添	付	※障がい者	※障がい者手帳等の写しを添付		
【人的饱除/-	:関する項目(配	伊老沈隆に	ついて) 【※⇒	<b>小子で頂口</b>	<b>に回たし アノナ</b>	#*I\			
アンノれいコエトシャー		・11名「日 3工 1小 1〜		ヨ 9 る 頃日 1			)控除について		
配偶者控除		有 <b>☑</b> ⇒障 <del>'</del>	害者控除:□障			有□→障害者控除:   -			
		1, =	※障力	いる手帳等	手の写しを添付 		※障がい者手帳等の写しを添付		
配偶者特別控	2除	有□			_	有□			
【人的控除に	:関する項目(扶	:養控除に関	する項目)】※	該当する項	<b>目にO</b>	`			
11 * +	111141			<del></del>	配偶	者特別控除は夫婦の間	∄で互い 控	除	
扶養者	被扶養者氏	7.	被扶養者生	牛月日	に受	けることはできません		を添付	
② 母	新潟 一	郎	H26 · 6 ·	7		<del>-   17   17   17   17   17   17   17   1</del>	<del></del>	寺別障害者	
父 母 新潟 二郎		 良ß	R2 · 4 · 5		子	障害者・特別に	———— 障害者・同居‡	 寺別障害者	
父母、				•	<u> </u>	障害者・特別			
$\longrightarrow$	1人の被共善		・ へが扶養控除に	つける					
父日母	<u> </u>		くが!			障害者・特別	早吉者・同居物	可別陧告者	
±~ \ <a '<="" td=""><td></td><td></td><td>ス・母いりれる</td><td>n.15</td><td></td><td></td><td></td><td></td></a>			ス・母いりれる	n.15					
新潟市処理欄						(L. Jele deal der			
平均為	音レート	+	上	FI	得割額	均等割額			
		課稅	台・非課税 			円	円		

(R6.2.21改正様式)

受付者

受付日

# ひとり親世帯に関する申立書

### (宛先) 新潟市長

令和7年度 教育・保育給付認定兼入園申請において、ひとり親世帯の状況について、 下記のとおり申し立てます。

### 1. 申し立て事項

申請時点では父母同居となっているが、令和7年4月1日時点では別居(住民票上においても)しており、代表保護者が単独で申請児童を監護します。

2. 誓約事項(該	当する項目にチェック(レ点記入)	)
-----------	------------------	---

/	立に	+8	$\rightarrow$	主主		+=	$\sim$	\
$\leq$	籾	炕	甲	丽	נט	場	$\overline{\Box}$	>

令和7年4月1日時点で上記申し立て事項の内容を満たさない場合、	入園	(内定)	が
取り消しとなることに同意します。			

### <転園申請の場合>

令和7年4月1日時点で上記申し立て事項の内容を満たさない場合、入園(内定)が
取り消しとなること及び、令和6年度中に在籍していた施設へも戻ることができない
ことに同意します。

令和	年		月	$\Box$					
<u> </u>	凡 童	氏	名						
	第1希望	施設	铝						
	(保護者	酱名	;) <b>※</b>	必ず自署し	ノてくだ	さい			
1	代表保護	養者 (	児童と	この続柄:	)			(必須)	
[	司居保護	養者 (	児童と	この続柄:	)			(転園申請の場合	〕必須)

)

### (宛先) 新潟市長

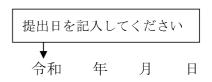
### 教育・保育給付認定兼入園申請取下げ書(入園辞退届)

□ 教育・保育給付認定兼入園申請について取下げるとともに、

下記の理由により、 口 教育・保育給付認定兼入園申請について取下げます。

	認可保育施設の入園(決定)を辞退します。	
	記	
代表保護者氏名	印 ※申請書等の代表保護者名を自署または記入してください。	
(自署の場合は押印不要)	連絡先電話番号(	)
児 童 氏 名		
	生年月日(年月日生)	
入 園 希 望 日	令和 年 月 日 入園	
第1希望施設名 または 入園決定施設名		
取下げ(辞退)理由 ※当てはまる理由に ☑をつけてください。	<ul> <li>□ 市外へ転出するため</li> <li>□ 保育が必要な事由がなくなったため</li> <li>□ 求職活動を休止するため</li> <li>□ 育児休業を延長するため</li> <li>□ 希望する施設へ入園できなかったため</li> <li>□ 希望により復帰日を変更できたため</li> <li>□ 希望する施設へ入園できなかったため</li> </ul>	

□ その他(



(宛先) 新潟市長

教育・保	<u>- 杏給付認完華入園由諸販下げ事(入園辞退品)</u>
	結果通知受領前はこちらにチェックを記入してください
	<u> </u>

下記の理由により、

<b>✓</b>	教育・保育給付認定兼人園申請について取下げます。
	教育・保育給付認定兼入園申請について取下げるとともに、
<b>↑</b>	認可保育施設の入園(決定)を辞退します。

結果通知受領後はこちらにチェックを記入してください

代表保護者氏名 (自署の場合は押印不要)	新潟 太郎 ※申請書等の代表保護者名を自署または記名・押印してください。 住 所(新潟市中央区学校町通1番町602番地1 連絡先電話番号(090-XXXXX-XXXX	) )
児 童 氏 名	新潟 柳都 生年月日( 令和5 年 10 月 5 日生)	
入 園 希 望 日	令和 7 年 4 月 1 日 入園	
第1希望施設名 または 入園決定施設名	結果通知受領前は第1希望施設名 結果通知受領後は入園決定施設名 を記入してください	
取下げ(辞退)理由 ※当てはまる理由に ☑をつけてください。	<ul> <li>✓ 市外へ転出するため</li> <li>□ 保育が必要な事由がなくなったため</li> <li>□ 求職活動を休止するため</li> <li>□ 育児休業を延長するため</li> <li>□ 希望する施設へ入園できなかったため</li> <li>□ 希望により復帰日を変更できたため</li> <li>□ 希望する施設へ入園できなかったため</li> <li>□ その他(</li> </ul>	)

結果通知受領後の取下げ時は、本取下げ書とあわせて、 入園結果通知一式を返却していただきます。

### (14) 新潟市保育関係ホームページ

掲載内容は、令和6年度の内容です。変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

### 令和7年4月 認可保育施設への新年度入園について

- てびき46~88ページに掲載している様式のデータを掲載しています。
- ・新潟市内の認可教育・保育施設等の情報について、各施設の詳細の情報を 掲載しています。



### (令和6年5月から令和7年3月)認可保育施設への年度途中入園について



- ・ 令和7年3月まで、月1回の募集を実施しています。
- ・募集スケジュール、年度途中入園のてびき、施設ごとの空き状況を掲載しているため、 申請前にご確認ください。

#### 保育コンシェルジュについて

- ・ 就園前のお子さまの預け先に関する保護者の相談に応じ、入園や保育サービス等に ついて情報提供を行う専門の相談員です。各区役所健康福祉課に配置されています。
- ・相談は予約制のため、ページ内のリンクからお申し込みください。



### 保育園・幼稚園など 入園の申し込み



- 保育園や幼稚園などの入園についてまとめて掲載しています。
- 教育標準時間認定(1号認定)や認可外保育施設等のページへのリンクも掲載しています。

#### 保育料等の算定について

・入園後の保育料・副食費(おかず代)について掲載しています。 (掲載内容は令和6年度の内容となります。令和7年度の金額・取り扱いは変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。)



### 休日保育~令和6年度の利用登録について



- ・認可保育施設に在籍している児童で日曜日や祝日に、仕事などによりお子さんの保育ができない場合、市内24か所(令和6年度)の休日保育実施施設でお預かりします。
- ・在籍施設以外でも利用可能です。年度ごとに事前の利用登録が必要です。

### その他、施設に在籍していない方でも利用可能な制度

• 詳細は、各ページに掲載の内容をご確認ください。

病児・病後児保育	一時預かりについて	令和 6 年度新潟市こども 誰でも通園制度(試行的事業)



### 問い合わせ先

### 〇北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第1希望の場合は下記まで

【新潟市 こども未来部 幼保運営課(事務センター)】

**〒**951-8061

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 17階 ☎025-223-7372

(平日9:00~17:00)

### 〇秋葉区・南区・西区の保育施設が第1希望の場合は

施設が所在する区の健康福祉課まで(平日8:30~17:30)

【秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係】

〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009番地 ☎0250-25-5683

【南区役所 健康福祉課 児童福祉係】

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 ☎025-372-6351

【西区役所 健康福祉課 児童福祉担当】

〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 ☎025-264-7340

#### (発行)

新潟市 こども未来部 幼保運営課 認定・入園調整グループ 〒951-8061

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 17階

**☎**025-223-7374